

産業経営研究

— 第44号 —

— 2025.3 —

査読付き研究論文

EUの外国補助金規則と欧州委員会の初期運用 …………… 浪本 浩志 1

一般研究論文

熊本市における大型店の立地再編と中心商業地のまちづくり
…………… 安倉 良二 15

ナチ体制下 KdF ツーリズムの展開 …………… 幸田 亮一 35

企業情報の質的水準とアナリスト予想のタイミング
——公的開示と私的開示が併用されるケース—— …………… 小谷 学 49

研究ノート

交通権・移動権と熊本市公共交通基本条例
——行政責任と交通福祉の実現—— …………… 坂本 正 63

研究所活動 …………… 83

熊本学園大学付属産業経営研究所

EUの外国補助金規則と欧州委員会の初期運用

浪本浩志

1. はじめに
2. 規則の概要
 - (1) 外国補助金の存在
 - (2) 域内市場の「歪曲」とバランステスト
 - (3) 事前届出義務の対象と市場調査手続
 - (4) 欧州委員会の審査、問題解消措置、サンクション
3. EU 国家補助規制との異同
4. 欧州委員会による初期の運用事例
 - (1) 最終決定が出された事例
 - (2) 詳細審査に移行した事例
 - (3) 職権調査を実施した事例
 - (4) 小括
5. むすび

1. はじめに

本稿は、2023年1月に施行され、同年7月に運用が開始された外国補助金に対するEU規則¹ (Foreign Subsidies Regulation, 2022/2560、以下「規則」という) について論じるものである。この規則は、EU 非加盟国が事業者に供与した補助金がEU 域内で競争を歪曲することを防止する目的で制定された。主にEU 域内での企業結合（合併や買収等）と公共調達に関して、届出制度と欧州委員会の職権調査制度が設けら

れており、外国補助金を利用した企業の買収や入札が域内競争を歪めているのではないかと懸念や、経済安全保障上の問題から立法化された背景がある。

例えば、2016年に中国の美的集団によるドイツの KUKA（産業用ロボット製造）の買収では、ドイツ国内で経済安全保障や技術流出に関する議論が起こり規制が強化された。また、2017年の中国・煙台台海集団による Leifeld Metal Spinning（精密機械）の買収が提起された際、「安全保障を脅かす」との理由でドイツ政府が買収を却下した²。このような問題意識がEU 域内で共有され、外国補助金を受けた事業者によるEU 域内での競争上の優位性について対処する本規則が制定されるに至った³。

補助金に対処する既存の法制度として、EU 加盟国の補助金に対しては国家補助規制 (State Aid) があるものの、EU 域外国による補助金には対応していない。また、外国政府の補助金については WTO（世界貿易機関）の補助金協定があるが、この協定がカバーしているのは基本的に輸入物品への対処である。したがって、本規則が想定している EU 域内市場での企業結合や公共調達をはじめとする経済活動に関する外国補助金の影響については既存の制度ではカバーされていなかった。本規則は、これを補完

¹ Regulation (EU) 2022/2560, of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on foreign subsidies distorting the internal market, OJ L330(14.12.2022).

² ジェトロ・デュッセルドルフ事務所「EU/ドイツと中国間の直接投資の動向」（2021）8頁参照。

³ EU レベルでは、2020年の段階で欧州委員会が白書を公表している。White Paper on Levelling the Playing Field as Regards Foreign Subsidies, COM(2020).

するものとして位置づけられている⁴。他方で、規則はEU域内で経済活動を営む事業者を広く対象としており、また欧州委員会に一定の執行権限が付与されていることもあり、規則が対象とする外国補助金の範囲や域内市場の歪曲等の実体的規定に関して理解する必要がある。本稿執筆時点では規則の施行から日が浅く公表されている事例は必ずしも多くはないものの、欧州委員会の初期の運用から垣間見えるポイントも少なくない。

以下、本稿では規則の内容を概観した上で、既存のEU国家補助制度との異同を確認し、規則施行後の事例について取り上げ、欧州委員会の初期の規則運用を検討する。

2. 規則の概要

欧州委員会のウェブサイトから引用した図にあるように、外国補助金規則の枠組みは外国補助金の存在、手続きの開始（届出、職権調査）、域内市場の歪曲（distortion）に関する評価、バランステスト、執行が大きな柱となっている。以下、規則および2024年7月に公表された欧州委員会スタッフによる作業文書⁵を適宜参照しながら規則の概要を紹介することとする。

(1) 外国補助金の存在

この規則の適用にあたって外国補助金が与えられていることが前提となる。その存在は、域

内市場で経済活動を行う事業者に対して直接又は間接に供与される①資金面での貢献（financial contribution）であって、これにより②便益（benefit）が与えられ、かつこれが③法律上・事実上、一又は複数の事業に限定される（limited）場合に認められるとされる⁶。規定では、資金面での貢献について、資本注入、助成金、融資、債務免除、免税、商品やサービスの提供など、幅広く規定している。

(2) 域内市場の「歪曲」とバランステスト

上記の外国補助金が供与されていることに加えて、その外国補助金によってEU域内市場の競争が「歪曲」されることが必要とされる⁷。「歪曲」は、2つの側面から判断され、①事業者の競争上の地位を向上させる可能性があり、かつ②実際に又は潜在的に競争に悪影響を及ぼす場合を指すと規定している。そしてその判定は、補助金の額、性質、受益者の経済活動の推移、補助金の目的・推移・域内市場での使用状況等によって行われる⁸。

①については、外国補助金と域内市場での事業活動との関係を立証する必要があるとされ、例えば第三国が域内で活動する事業者に直接無利子融資を行う場合があげられる⁹。また、②については特に潜在的な競争への影響を指摘し、投資やあらゆるサービスの提供・購入など受益者が域内市場で現在または将来活動する可能性のある分野と関連して評価されるとする¹⁰。

⁴ Regulation (EU) 2022/2560, Recital (1)-(2),(5).

⁵ Commission Staff Working Document, Initial clarification on the application of Article 4(1) of Regulation (EU) 2022/2560 on foreign subsidies distorting the internal market, SWD (2024)201 final (26.7.2024). この作業文書は、規則に規定される域内市場の「歪曲」やバランステスト等の適用について初期の明確化を提供する目的で公表された文章（質問と回答で構成）である。ただし、この文章は欧州委員会を拘束せず、欧州司法裁判所による規則の解釈を妨げるものではないとの注釈が付されている点に注意が必要である。

⁶ Regulation (EU) 2022/2560, Art.3.

⁷ Regulation (EU) 2022/2560, Art.4.

⁸ ただし、ここで列挙されている指標は網羅的なものではなく、欧州委員会はケースバイケースで適宜関連指標を使用するとする。Commission Staff Working Document, at 2.

⁹ Commission Staff Working Document, at 1. これに対して、EU域内で活動していない子会社に与えられた外国補助金の場合、域内市場との関連性は明白ではないとする。ただし、このような関連が明白ではない補助金であってもグループ企業を通じて内部相互補助が行われていないか調査の対象となることも付言する。



域内市場の「歪曲」という文言は、より正確には「域内市場における競争への悪影響」として理解でき、この規則の目的である「公平な競争条件 (“level playing field”)」を確保するために、外国補助金によって生じる域内市場の歪みを効果的に是正すること¹¹⁾を念頭に置いていることを作業文書は述べている。「公平な競争条件」とは、事業者が域内市場において実力にもとづいて互いに競争をする条件を指し、これが第三国からの補助金によって不当に変更される場合、公平な競争条件が守られていないとしている¹²⁾。

規則によると、最も市場を歪曲する補助金の例として、経営不振企業への補助金、事業の負債・債務に対する無制限の保証、市場集中を助

長する補助金、有利な入札を可能にする補助金をあげる¹³⁾。これらに該当する補助金について欧州委員会は、指標に基づく詳細な調査は必要なく、通常、その案件特有の事実が競争に悪影響を及ぼす可能性が低いことを示さない限り、市場を歪曲するとみなされる¹⁴⁾。一方で、市場を歪曲する可能性が低い歪曲するとはみなされないものの例として、連続3年で総額400万ユーロを超えない補助金、自然災害によって生じた損害を補填する補助金等があげられている¹⁵⁾。

また、欧州委員会は域内市場における上記の歪みの観点から外国補助金の負の効果と補助対象となる経済活動に対する正の効果とのバランスをとることができると規定している¹⁶⁾。したがって、欧州委員会の最終的な決定においては、

¹⁰ Commission Staff Working Document, at 2.

¹¹ Regulation (EU) 2022/2560, Recital (6).

¹² Commission Staff Working Document, at 2.

¹³ Regulation (EU) 2022/2560, Art.5.

¹⁴ Commission Staff Working Document, at 3.

¹⁵ Regulation (EU) 2022/2560, Art.4(2)-(4).

¹⁶ Regulation (EU) 2022/2560, Art.6.

外国補助金による域内市場への負の効果だけでなく、正の効果も同時に勘案されることとなる。ただし、すでに述べた規則 5 条に列挙されている最も市場を歪曲する補助金については、その負の効果が正の効果によって相殺される可能性は低いとしている¹⁷。

(3) 前届出義務の対象と市場調査手続

規則では、一定の要件を満たす企業結合および公共調達について、事前に欧州委員会に届出を提出する義務が課されている¹⁸。

まず、届出の対象となる企業結合は合併、買収¹⁹、ジョイントベンチャーであり以下の2つの条件を満たす場合である。すなわち、これらの事業が域内に設立され総売上高が5億ユーロ以上で、かつこれらの関連企業が企業結合に先立つ過去3年間の間に5,000万ユーロを超える外国補助金を受給している²⁰場合と規定される²¹。他方で、届出の対象とならないケースとして、金融機関等による転売を目的とした一時的な有価証券の保有や清算等の際の支配権の取得などがあげられている²²。

つぎに、公共調達の場合、契約予定額が2億5,000万ユーロ以上で、かつ入札企業が届出前の3年間に400万ユーロ以上の外国補助金を受

給していることが届出の条件となっている²³。ただし、これらの条件を満たさない場合であっても事業者は過去3年間にわたって受給した全ての外国補助金について届出義務がないことを申告書に記載し、加盟国の当局に提出しなければならないと定められている²⁴。このような事務作業は事業者にとって負担となると考えられ、EUの公共調達制度への自由な応募に影響を及ぼすとの指摘もある²⁵。

また、欧州委員会は、域内市場で競争を歪曲する外国補助金の影響について独自に職権調査を開始する権限を有している²⁶。この調査の対象は、企業結合や公共調達に必ずしも限定されておらず（事業者からの届出基準に達しない企業結合、公共調達を含む）、EU域内での様々な経済活動が対象となると思われる。さらに、欧州委員会には市場調査にかかる調査権限もあり、資料請求、立入検査、第三国調査、罰金等の措置が認められている²⁷ほか、補助金を供与している外国政府との意見交換（dialogue）も規定されている²⁸。

(4) 欧州委員会の審査、問題解消措置、サンクション

欧州委員会の審査手続きは予備審査²⁹

¹⁷ Commission Staff Working Document, at 6-7.

¹⁸ 企業結合、公共調達ともに届出は、実施規則の ANNEX I および II に記載される様式（Forms FS-CO、FS-PP）に則って行われる。届出書類の記載事項は、受給した補助金の詳細や企業結合、公共調達に関する事実関係についての届出が要求されている。Commission Implementing Regulation(EU) 2023/1411 of 10 July 2023 on detailed arrangements for the conduct of proceedings by the Commission pursuant to Regulation(EU) 2022/2560 of the European Parliament and of the Council on foreign subsidies distorting the internal market, OJ L177/1(12.7.2023), Art.4, ANNEX I.2,ANNEX II,3.

¹⁹ 既に事業を支配している者や事業者による別の事業の購入や契約等による直接的・間接的な支配を指すとされる。Regulation(EU) 2022/2560, Art.20(1).

²⁰ 被買収企業を含む関連企業すべての企業が受給した補助金が対象となる。

²¹ Regulation (EU) 2022/2560, Art.20(3).

²² Regulation (EU) 2022/2560, Art.20(4).

²³ Regulation (EU) 2022/2560, Art.28.

²⁴ Regulation (EU) 2022/2560, Art.29.

²⁵ 亀岡悦子「EU 外国補助金規制と今後の課題」公正取引 No.880（2024年2月）62頁参照。

²⁶ Regulation (EU) 2022/2560, Art.9.

²⁷ Regulation (EU) 2022/2560, Art.36.

²⁸ Regulation (EU) 2022/2560, Art.37.

²⁹ Regulation (EU) 2022/2560, Art.10.

(preliminary review) と詳細審査³⁰ (in-depth investigation) の二段階に分かれている。これらの手続きでは、外国補助金の有無および域内市場の歪曲に関して審査が行われる。予備審査の期間は25営業日以内とされ³¹、外国補助金が存在しないか、存在しても域内市場に歪みを生じさせるものでない場合は、取引決定の承認が出される。他方で、問題があるとされる場合は詳細審査に移行し、90営業日以内に決定が出される³²。また、これらの審査が実施されている期間は、企業結合が停止され、また公共調達については入札手続は進行するものの、当該事業者との契約締結に至ることはできない³³。以上の審査後、欧州委員会は①取引の承認、②問題解消措置の確約（コミットメント）のもとでの取引承認、③取引等禁止のうちいずれかを決定することになる³⁴。②の問題解消措置には、生産施設等へのアクセス、事業・資産・株式の譲渡、企業結合の解消、生産能力または市場プレゼンスの削減、外国補助金の返済等が列挙されている³⁵。

さらに、欧州委員会は、企業結合・公共調達の事案ともに規則に違反した事業者に対して、サンクションとしての罰金を課す権限も有している³⁶。まず、欧州委員会の決定に従わない場合、当該事業者の総売上高の10%以下の罰金を課すことができる³⁷。また、欧州委員会の情報の要求に対して、不完全、不正確、誤解を招くような情報を提供した場合、売上高の1%までの罰金が規定されている。加えて、欧州委員会

の決定以降、事業者による履行まで1日あたりの売上高1%を限度とした履行強制のための罰金も明示されている³⁸。

3. EU国家補助規制との異同

「本規則は、国家補助、合併、公共調達に関するものを含め、関連するEU法に照らして適用・解釈されるべきである」と定められており³⁹、外国補助金規則を理解するうえで、既存の国家補助（State Aid）規制⁴⁰と比較することは有用であると考えられる。以下、国家補助規制を簡単に紹介しつつ、両者の異同を検討する。なお、両者の規定は本稿巻末の資料を参照されたい。

EU域内の国家補助規制は、EU機能条約（TFEU）107条に実体的規定が定められている。TFEU107条1項によると、下記①～④の要件を満たす補助金は「域内市場と両立しない」とされ、禁止される。一方で、同条2項では禁止されない補助金が、同条3項で欧州委員会が裁量的に域内市場と適合すると判断できる補助金が定められている。このような構造のもと、EUでは幅広く「適合しない」補助金を捕捉したうえで、必要な補助についてTFEU107条3項で裁量的に認める方法を採用しているとされる⁴¹。

TFEU107条1項の「域内市場に適合しない」とされる補助金の基本的な要件は、①形式を問わず加盟国により供与される補助または国家の資金により供与される補助、②特定の事業者または特定の商品の生産への補助（限定性）、③

³⁰ Regulation (EU) 2022/2560, Art.11.

³¹ Regulation (EU) 2022/2560, Art.25(2).

³² Regulation (EU) 2022/2560, Art.25(4).

³³ Regulation (EU) 2022/2560, Art.24(1), Art.32(1).

³⁴ Regulation (EU) 2022/2560, Art.25, Art.31.

³⁵ Regulation (EU) 2022/2560, Art.7(4).

³⁶ Regulation (EU) 2022/2560, Art.17, Art.33.

³⁷ Regulation (EU) 2022/2560, Art.17.5(a).

³⁸ Regulation (EU) 2022/2560, Art.17.5(b).

³⁹ Regulation (EU) 2022/2560, Recital (9).

⁴⁰ Consolidated Version of the Treaty on the Functioning of the European Union Art.107, OJ C115(5 Sep 2008).

⁴¹ KELYN BACON, “EUROPEAN LAW OF STATE AID” (OXFORD Univ Press, 3rd, 2017) para.1.23.

便益を与えること、④競争の歪曲および加盟国間の通商に影響をおよぼすものである。これらの要件は上でみた外国補助金規則の各要件と対応関係にあり、外国補助金が存在するとされる要件（規則3条）である「資金面での貢献」が国家補助規制の上記①と、また「便益」が上記③と、「限定性」が上記②に相当する。また、規則4条および5条の「歪曲」要件は、国家補助規制の上記④に対応し、規則6条の「バランステスト」はTFEU107条3項と対応関係にあると考えられる。

このような規定文言の対応関係を踏まえると、国家補助規制に特有の「加盟国間の通商に影響を及ぼすもの」の要件を除けば、文言に若干の差異はあるものの、基本的構造は同一である。加えて、すでに紹介した前文(9)の文言にあるように、規則は「国家補助規制の規定に照らして適用・解釈される」ことを併せて考えると、国家補助規制に近い運用が想定される。ただし、国家補助規制の規定に比べて明確化・具体化された規則の「歪曲」要件と、シンプルな文言にとどまっているバランステストについては、より注目して検討する必要がある。

まず、域内市場の「歪曲」について国家補助規制では立証のハードルは低い（あるいはほとんどない）とされている⁴²のに対して、規則ではチェックリスト方式によって域内市場の「歪曲」性が調査されるものと考えられる。この点、欧州委員会の作業文書でも両者の違いについて以下のように言及している。国家補助規制における競争の「歪曲」に関する文脈では、自由化された域内市場で競争が存在する場合に国家による財政的な優遇措置を付与した場合、それが

存在するとみなされる（補助金の受益者が日常的な業務運営において、負担しなければならない費用を軽減することでその者に優位性がもたらされれば十分であるとする）。一方で外国補助金規則においては、補助金を受給した事業者が域内市場で経済活動に従事しているという理由のみでは、域内市場を歪めていると推定することはできないと指摘している。両者の相違の背景として、外国補助金が透明性を欠き、商業上の実態が複雑であることから、特定の外国補助金を与える影響を明確に定量化できず、指標による評価を必要とするとしている⁴³。この点は、後述する欧州委員会の詳細調査で、外国補助金の資金の流れや企業グループ内での補助金の融通に着目していることと関係があるように思われる。

つぎに、バランステストについて、国家補助規制においては域内市場に適合しない補助金であっても、欧州委員会の裁量的判断によって、便益が上回るとされるものについては、許容されるとしている（TFEU107条3項）。この規定の適用は、EU全体の経済・社会的評価にもとづいて判断される。具体的には、経済状態が極度に悪い地域の経済開発を促進する補助、EUとしての重要な計画への補助、特定の経済活動・領域の発展を目的とする補助、文化や遺産の保護を促進する補助など、5類型が定められている。また、欧州理事会の授権規則にもとづいた包括的適用免除規則（GBER）等のサブルールやガイドラインがあり、これらの規則にもとづいて欧州委員会は裁量的に補助金を域内市場に適合すると判断することができる。

外国補助金の規則においては、規則6条がこ

⁴² Maxian Rusche, "Section2 Aids granted by States, Article 107 TFEU", MANUEL KELLERBAUER et al. eds, THE EU TREATIES AND THE FUNDAMENTAL RIGHTS, (Oxford Univ. Press, 2019) at 1136. ここでは、裁判所がこの基準を満たさないとした例はこれまでないと指摘する。例えば、イタリアのある州において輸送の促進、開発等をすすめる法令に道路運送請負業者に対する一定の補助が含まれていた事例において、欧州委員会は加盟国間で実際に競争の歪曲が生じたことを立証する必要はなく、その可能性があることを示すのみで足りると裁判所は判示した。Case C-372/97 Italy v Commission (2004), ECR I-3705. para 44.

⁴³ Commission Staff Working Document, at 2-3.

れと対応関係にあるものの、TFEU107条3項のような具体的な項目は列挙されておらず、また包括的適用免除規則などのサブルールが設けられるかどうかは不明である。この点、欧州委員会の作業文書では「EUの政策目標」として高度な環境保護、社会基準、研究開発の促進などが考慮されるとし、国家補助規制のもとで肯定的な効果が認められているものについては、そのような効果を外国補助金規則でも認めるとしており⁴⁴、国家補助規制を意識した運用がなされることが示唆されている。

以上のように、国家補助規制と外国補助金規則の実体的規定は、域内市場ないし競争の「歪曲」に関連する部分を中心に相違点を含むものの、基本的には国家補助規制を意識した内容となっていると考えられる。以下では、これら両者の異同を踏まえ、実際の欧州委員会の初期運用をみていくこととする。

4. 欧州委員会による初期の運用事例

2023年10月に外国補助金の届出が義務付けられて以降、最初の100日で欧州委員会には53件が事前届出され、そのうち14件について正式に受理された⁴⁵。以下では、2024年に欧州委員会によって最終的な決定が出された事例、詳細審査に移行した事例、および職権調査による立入り検査が行われた事例を取りあげる。

(1) 最終決定が出された事例

【e&によるオランダ・PPFテレコムを買収】

2024年4月、欧州委員会は規則21条のもと

づいて Emirates Telecommunications Group Company PJSC（以下、「e&」）からオランダの PPF Telecom Group B.V. の単独支配権を取得する旨の通知を受領した。欧州委員会によると、入手可能な情報にもとづき、以下の補助金について規則3条に該当すると判断できる十分な兆候があるとしている。まず、e&がアラブ首長国連邦（UAE）より供与されている無制限保証（unlimited guarantee）は、破産法の対象外となっており、金融機関から有利な条件を引き出せる可能性があること、また UAE の5銀行団によるターム・ローンが通常の市場条件では得られない有利な条件であること、さらに、他の国からの資金提供も特定されたとしている⁴⁶。

また、これらの外国補助金による域内市場の歪曲について欧州委員会は、UAEからの無制限保証が最も市場歪曲的な補助金のひとつとして例示される規則5条1(d)に該当する可能性が高いこと、e&が域内市場で競争上の地位を改善させた可能性があり、規則4条に示す域内市場の競争に悪影響を及ぼす可能性があることを指摘し、外国補助金がなければe&が同じ条件で買収を行えたかを詳細審査で検討するとした⁴⁷。とりわけ、欧州委員会は、無制限保証によって統合後の企業が欧州域内での活動に必要な資金を、より有利な条件で受けられる点に着目していることが読み取れる。

その後、2024年9月24日、欧州委員会はe&による PPF Telecom の買収を条件付きで承認するプレスリリースを公表した。詳細審査では、以下の事実関係が認定された⁴⁸。まず、e&お

⁴⁴ Commission Staff Working Document, at 6-7. この他、公共調達手続きにあっては、商品及びサービスの代替となる供給源の有無について考慮するとしている。

⁴⁵ Luis Moscoso and Iveta Stoyanova, *The Foreign Subsidies Regulation-100 days since the start of the notification obligation for concentrations*, European Commission Competition FSR Brief (February 2024), at 1. この53件は幅広い産業がカバーされており、基礎的な産業からファッション業界、ハイテク産業が含まれるとしている。

⁴⁶ Summary notice concerning the initiation of in-depth investigation in case FSP.100011-EMIRATES TELECOMMUNICATIONS GROUP/ PPF TELECOM Group pursuant to Article 10(3)(d) of Regulation (EU) 2022/2560, OJ C(2024/3970)(21.6.2024), at 1.

⁴⁷ Summary notice, FSP.100011, OJ C(2024/3970), at 1-2.

よび e& を管理する Emirates Investment Authority (EIA) がアラブ首長国連邦から無制限の国家保証を得ており、また EIA にも助成金、融資等の補助が供与されているとした。他方で、e& が受け取った外国補助金では PPF Telecom の買収プロセスに悪影響を与えていないと判断された。この点について、e& は PPF Telecom の唯一の買い手であり、買収を実行するだけの十分な自己資金を有していたとした。

もっとも、欧州委員会は、e& と EIA が受け取った補助金によって、買収後の域内市場に競争の歪みをもたらすおそれがあるとの懸念を表明した（具体例として、周波数帯オークション、インフラ投資、さらなる買収等をあげている）。このような懸念に対して、e& および EIA は UAE の破産法から逸脱していないことの確約、無制限保証の撤廃、域内市場における PPF Telecom への e& および EIA からの資金提供の禁止、e& の今後の買収についての欧州委員会への通報の義務付けをコミットメントとして提示した。これらを条件として欧州委員会は本件買収を承認している。

(2) 詳細審査に移行した事例

【ブルガリア・電気機関車に関する公共調達】

本件は、ブルガリアの運輸通信省が開始した「プッシュプル」式電気機関車および関連する車両メンテナンスならびに職員研修サービスの提供に関する公共調達に関連するケースである⁴⁹。本件公共調達に入札した CRRC (CRRC Qingdao Sifang Locomotive Co. Ltd.) は、中

国の国有企業である中国中車 (CRRC Corporation Limited) が所有する CRRC Sifang Co.Ltd. の子会社である。欧州委員会は、入手した情報に基づく予備審査の結果、以下の理由により詳細調査を開始する決定を行った。この決定において、欧州委員会は CRRC が受領した外国補助金について、入札に参加した CRRC および関連会社が受注した別の公共調達契約で75億ユーロを超える利益がもたらされていること、政府助成金8億4,000万ユーロが繰延収益として計上されており、これは便益・特定性を満たしていること、親会社である CRRC Corporation Limited に「企業の事業と密接に関連する補助金」以外の助成金が2020年から毎年提供されていることなどがあげられている。さらに、これら補助金の合計額が17億4,500万ユーロに達し、本件入札額の5倍を超えることから域内市場を歪曲しうると判断した⁵⁰。

【ルーマニア・太陽光発電施設に関する公共調達】

本件は2023年9月にルーマニアの太陽光発電施設の設計、建設、運営に関する3億7,500万ユーロ相当の公共調達に入札した上海電気グループ (Shanghai Electric Group Co., Ltd.) の100%子会社であり、エネルギー事業や電力設備の製造等に従事する上海電気・英国 (Shanghai Electric UK Co.,Ltd) および上海電気・香港国際ナショナルエンジニアリング (Shanghai Electric Hong Kong International Engineering Co., Ltd.) に関するケース⁵¹、ならびに太陽電池事業に従事する LONGi (LONGi Solar Technologie GmbH) に関するケースで

⁴⁸ European Commission Press release, Commission conditionally approve the acquisition of PPF Telecom by e&, under the foreign Subsidies Regulations,(24 September 2024) at 1-2.

⁴⁹ Summary notice concerning the initiation of in-depth investigation in case FSP.100147 pursuant to Article 10(3)(d) of Regulation (EU) 2022/2560, OJ C(2024/1913)(29.2.2024).

⁵⁰ Summary notice, FSP.100147, OJ C(2024/1913), at 2.

⁵¹ Summary notice concerning the initiation of in-depth investigation in case FSP.100154 pursuant to Article 10(3)(d) of Regulation (EU) 2022/2560, OJ C(2024/2832)(22.4.2024).

ある⁵²。

まず、前者について欧州委員会は、過去3年間に入札した上海電気グループの子会社が受領した補助金が、入札額を大幅に上回っている(数十億ユーロにのぼる)こと、供与された外国補助金の具体的性質や条件、目的、用途等に関する情報が一切開示されておらず、グループ内で当該子会社に利益の遮断が行われた形跡がないことを理由に、詳細審査へ移行すると説明している⁵³。

また、後者の件についても欧州委員会は、LONGiが過去3年に受領した外国補助金の額が入札額を大幅に上回っていること、LONGiグループ内で補助金の融通に関する制限についての形跡がないこと、さらに提供された輸出信用が最も域内市場を歪曲する補助金の一例として規則上あげられているものであること等を理由に、こちらについても詳細審査へ移行すると説明している⁵⁴。

なお、上記CRRC、上海電気グループ、LONGiのケースのいずれも欧州委員会が詳細調査に着手した後に各事業者が入札を取り下げたため、それにともない欧州委員会の調査は終了している。

(3) 職権調査を実施した事例

【中国国営・Nuctech に対する立入り検査】

欧州委員会は、規則にもとづき域内市場を歪曲する外国補助金に関して職権で調査を開始することができる。また、この職権調査は届出の基準を満たさない企業結合や公共調達をはじめ

欧州域内における事業者のあらゆる経済活動についても行うことができるとされており⁵⁵、欧州委員会にとって非常に強力なツールになりうると考えられている。

2024年4月、欧州委員会は、Nuctech (Nuctech Warsaw および Nuctech Netherlands) に対して職権調査を実施し、その後 Nuctech は欧州委員会の職権調査の執行停止を求めて一般裁判所 (General Court) に訴えを提起した⁵⁶。具体的な事実関係によれば、欧州委員会は事業所への検査に際して、多数の従業員のメールボックスの開示を求めた。しかし、問題となっている従業員のメールはEUのローカルサーバーではなく、中国の親会社のサーバーに保存されていたため、欧州委員会は Nuctech に対して法的な留保措置を要請したという⁵⁷。

裁判所は Nuctech の主張を退け、欧州委員会には域内市場に重大な影響を及ぼす可能性があるかどうかを評価するためにEU域外に所在する事業者に対して情報提供を要求する権利があると認めた。もしそのような権利がなければ、効果的な調査はできず、また欧州委員会の調査を妨害する目的でEU域外にデータを保存する動きができるおそれがあるとしている⁵⁸。

(4) 小括

これらの事例を踏まえ、欧州委員会による初期の外国補助金規則の運用状況についてどのようなことが読み取れるだろうか。まず、審査の件数をみると、2023年10月以降の100日間で53件の届出があり、そのうち14件が受理されてい

⁵² Summary notice concerning the initiation of in-depth investigation in case FSP.100151 pursuant to Article 10(3)(d) of Regulation (EU) 2022/2560, OJ C(2024/2830)(22.4.2024).

⁵³ Summary notice, FSP.100154, OJ C(2024/2832), at 1-2.

⁵⁴ Summary notice, FSP.100151, OJ C(2024/2830), at 1-2.

⁵⁵ Regulation (EU) 2022/2560, Art.9.

⁵⁶ Case T-284/24, Nuctech Warsaw and Nuctech Netherlands v. Commission, OJ C(2024/4107). これらの Nuctech は、香港で登記された Nuctech Hong Kong Co.Ltd の完全子会社であり、その業務としてセキュリティ検査機器の開発、製造、供給及び機器のアフターサービスに従事している。

⁵⁷ Case T-284/24, Nuctech Warsaw and Nuctech Netherlands v. Commission, InfoCuria (12 August 2024) paras 6-8.

⁵⁸ Case T-284/24, Nuctech Warsaw and Nuctech Netherlands v. Commission, paras 40-41.

る。その中の9件が審査されたものの、担当者によれば、いずれのケースでも詳細審査に移行するものはなかったとされている。このことから、欧州委員会は当初、比較的抑制的な審査姿勢で臨んでいた可能性がある⁵⁹。これらのケースが詳細審査に移行しなかった理由として、外国補助金の存在が認められなかったか、存在していても域内市場を歪めるものではないと判断されたことを意味すると述べている⁶⁰。

一方、2024年以降に詳細審査に移行した事例をみると、外国補助金の存在の確認はもちろんのこと、とりわけ域内市場の歪曲性要件について重点を置いて評価していることがうかがえる。評価のポイントとしては、①規則5条で例示されている最も市場を歪曲する補助金に該当するかどうか、②公共調達の入札額と補助金額の関係、買収額と補助金額の関係⁶¹、そして③外国政府から受領した補助金の透明性や資金の流れ、グループ企業内部での資金融通などである。

e&の事例では、まず①の無制限融資に該当し、②買収において資金力で有利な地位にあることから詳細審査へと進んだ。CRRCの事例では、②の入札額と補助金額の関係および③関連会社が受領した補助金が、上海電気グループおよびLONGiの事例でも、②の入札額と補助金額の関係および③のグループ内の補助金の融通に関する不透明性が問題となった。これまでのところ、複数の評価ポイントを満たしている事例が詳細審査に進み、予備審査の段階で欧州委員会が相当程度域内市場の競争に相当程度の影響を及ぼす可能性が高いと判断するケースがふるいにかけているように思われる。

この他、③の評価については作業文書で言及されていたように外国補助金特有の歪曲性評価であり⁶²、外国補助金を受給した事業者のグループ構成に注目してEU域内で活動する事業者に補助金が融通されているのかを問題にしている。予備審査の段階でこの点が不透明な場合、詳細審査に進む可能性が高く、e&の事例での最終的なコミットメントでは、将来的に被買収企業であるPPF Telecomへの資金提供を停止する措置が講じられている。グループ会社を抱える企業としては、欧州域外から受領した補助金の移動について透明性を確保し、必要に応じて遮断する対応が求められるだろう。

職権調査に関しては、当初から言及されていた欧州委員会の強力な調査権限や裁量権がNuctechの事例によって裏付けられたといえそうである。企業結合や公共調達の文脈でなくとも、域内で何らかの経済活動を展開している事業者に対して外国補助金調査の名目で立ち入り等の検査の実施や情報の提供を要求することができる。Nuctechが中国の国営企業であり、また空港等において赤外線スキャナ事業を展開していることから、規則の目的には明示されていない国家安全保障上の調査に踏み込んでいるとの指摘もあり⁶³、今後の運用に注目すべきだろう。

5. むすび

以上見たように、国家補助規制では事実上機能していなかった歪曲要件が、外国補助金規制ではチェックリスト方式のもと欧州委員会の審

⁵⁹ もっとも、予備審査の内容については規則上非公表とされており、どのような案件が審査されたのか不明である。Luis Moscoso and Iveta Stoyanova, FSR Brief, at 2.

⁶⁰ Luis Moscoso and Iveta Stoyanova, FSR Brief, at 2.

⁶¹ 規則前文(19)には、域内市場の歪みを判断する指標として、企業結合については外国補助金が対象企業の購入価格の大半をカバーする場合や公共調達については、補助金が公共調達の見積もり額をカバーする場合をあげている。Regulation (EU) 2022/2560, Recital (19).

⁶² Commission Staff Working Document, at 1. 前掲脚注9も参照。

⁶³ アラン・ピーティエ「EU補助金規制の功罪」日本経済新聞（2024年5月15日）。

査において重要な要件として位置づけられている。バランステストについては、本稿執筆時点で公表された事例においては触れられていないものの、どのような形で用いられ、また正の効果と負の効果の関係をどのように捉えるのか、事例の蓄積が待たれるところである。なお、規則では遅くとも2026年1月までに運用上のガイドラインを公表するとしており⁶⁴、事例の蓄積とともに欧州委員会の審査や執行に関する予見可能性が高まることが期待される。

補助金の規律に関して、EUの枠組みを離れ国際的な文脈に目を向けても、規制強化の動きがあることが見て取れる。2020年に米国、EU、日本はWTOの補助金協定において、既存の輸出補助金に加え、無制限保証、再建計画のない債務超過・経営不振企業への補助金、過剰生産能力のある産業等への補助金等を禁止する提案に合意した⁶⁵。この提案は、国際的な過剰生産・供給問題の根本に補助金の供与があるとの問題意識にもとづき、既存のWTO補助金協定の不備を改めることを意図している。また、この提案に含まれる追加的な禁止補助金のいくつかは、規則に規定される市場歪曲性の強い補助金のリストと一致しており、その意味で、外国補助金規則は国際的な補助金規律の強化を先取りしたものといえよう。

一方、経済安全保障や重要物資のサプライチェーン確保の文脈から、各国は産業政策としての補助金政策を推し進めている。日本においても、近年、半導体企業に巨額の補助金を供与したことは記憶に新しい。補助金への規律の強化と同時に、過度な補助金の供与が保護主義に陥らないよう、供与可能な補助金に関する透明性のあるルールの構築が求められていることにも留意する必要がある⁶⁶。

【付記】

本稿は、2024年3月に開催された九州EU研究会での報告を大幅に加筆修正したものである。研究会では会員諸氏から貴重なコメント及び質問を数多くいただいた。記して深く感謝申しあげる。もちろん本稿に含まれる誤りは、筆者本人の責任である。

⁶⁴ Regulation (EU) 2022/2560, Art. 46.

⁶⁵ Joint Statement of the Trilateral Meeting of the Trade Ministers of Japan, the United States and the European Union (14. January 2020).

⁶⁶ 2024年に入り、日米、日欧において共通の枠組みづくりが進められている。たとえば、以下の記事を参照。「日米、補助金の共通ルール 半導体など脱中国依存急ぐ」日本経済新聞（2024年4月2日）。

〈参考文献〉

- 武藤まい 「外国補助金に関するEU規制」国際商事法務51巻8号(2023)
- 亀岡悦子 「EU外国補助金規制と今後の課題」公正取引No.880(2024)
- 関根豪政 「外国補助金を受けた企業結合に対する規制」国際経済法学会年報第31号(2022)
- 多田英明 「競争法(2)―反トラスト規制の手続・企業結合規制・国家補助規制」中西優美子編著『EU政策法講義』(信山社、2022)
- 白石忠志 「公的支援と競争政策」ジュリスト No.1401(2010)
- 公正取引委員会競争政策研究センター 「競争法の観点からみた国家補助規制―EU競争法を参考に―」(2012)
- 公正取引委員会競争政策研究センター 「EU国家補助規制の考え方の我が国への応用について」(2013)
- ジェトロ・デュッセルドルフ事務所 「EU/ドイツと中国間の直接投資の動向」(2021)
- アンダーソン・毛利・友常法律事務所 「EU Law Newsletter」(2024年5月、9月、10月)
- KELYN BACON, “EUROPEAN LAW OF STATE AID” (OXFORD Univ Press, 3rd, 2017)
- Maxian Rusche, “Section2 Aids granted by States, Article 107 TFEU”, MANUEL KELLERBAUER et al. eds, THE EU TREATIES AND THE FUNDAMENTAL RIGHTS, (Oxford Univ. Press, 2019)
- JUAN JORGE PIERMANS LOPEZ “THE CONCEPT OF STATE AID UNDER EU LAW” (OXFORD Univ Press, 2015)
- GUSTAVO LUENGO“REGULATION OF SUBSIDIES AND STATE AIDS IN WTO AND EC LAW” (KLUWER LAW INTERNATIONAL 2006)
- Luis Moscoso and Iveta Stoyanova, *The Foreign Subsidies Regulation- 100 days since the start of the notification obligation for concentrations*, European Commission Competition FSR Brief (February 2024)
- Commission Staff Working Document, Initial clarification on the application of Article 4(1) of Regulation (EU) 2022/2560 on foreign subsidies distorting the internal market, SWD (2024)201 final (26.7.2024).

巻末資料

TFEU Article 107 (国家補助規制)

1. Save as otherwise provided in the Treaties, any aid granted by a Member State or through State resources in any form whatsoever which distorts or threatens to distort competition by favouring certain undertakings or the production of certain goods shall, in so far as it affects trade between Member States, be incompatible with the internal market.

2. The following shall be compatible with the internal market:

(a) aid having a social character, granted to individual consumers, provided that such aid is granted without discrimination related to the origin of the products concerned;

(b) aid to make good the damage caused by natural disasters or exceptional occurrences;

(c) aid granted to the economy of certain areas of the Federal Republic of Germany affected by the division of Germany, in so far as such aid is required in order to compensate for the economic disadvantages caused by that division. Five years after the entry into force of the Treaty of Lisbon, the Council, acting on a proposal from the Commission, may adopt a decision repealing this point.

3. The following may be considered to be compatible with the internal market:

(a) aid to promote the economic development of areas where the standard of living is abnormally low or where there is serious underemployment, and of the regions referred to in Article 349, in view of their structural, economic and social situation;

(b) aid to promote the execution of an important project of common European interest or to remedy a serious disturbance in the economy of a Member State;

(c) aid to facilitate the development of certain economic activities or of certain economic areas, where such aid does not adversely affect trading conditions to an extent contrary to the common interest;

(d) aid to promote culture and heritage conservation where such aid does not affect trading conditions and

competition in the Union to an extent that is contrary to the common interest;

(e) such other categories of aid as may be specified by decision of the Council on a proposal from the Commission.

Regulation 2022/2056 (外国補助金規則)

Article 3

Existence of a foreign subsidy

1. For the purposes of this Regulation, a foreign subsidy shall be deemed to exist where a third country provides, directly or indirectly, a financial contribution which confers a benefit on an undertaking engaging in an economic activity in the internal market and which is limited, in law or in fact, to one or more undertakings or industries.

2. For the purposes of this Regulation, a financial contribution shall include, inter alia:

(a) the transfer of funds or liabilities, such as capital injections, grants, loans, loan guarantees, fiscal incentives, the setting off of operating losses, compensation for financial burdens imposed by public authorities, debt forgiveness, debt to equity swaps or rescheduling;

(b) the foregoing of revenue that is otherwise due, such as tax exemptions or the granting of special or exclusive rights without adequate remuneration; or

(c) the provision of goods or services or the purchase of goods or services.

A financial contribution provided by a third country shall include a financial contribution provided by:

(a) the central government and public authorities at all other levels;

(b) a foreign public entity whose actions can be attributed to the third country, taking into account elements such as the characteristics of the entity and the legal and economic environment prevailing in the State in which the entity operates, including the government's role in the economy; or

(c) a private entity whose actions can be attributed to the third country, taking into account all relevant circumstances.

Article 4

Distortions in the internal market

1. A distortion in the internal market shall be deemed to exist where a foreign subsidy is liable to improve the competitive position of an undertaking in the internal market and where, in doing so, that foreign subsidy actually or potentially negatively affects competition in the internal market. A distortion in the internal market shall be determined on the basis of indicators, which can

include, in particular, the following:

- (a) the amount of the foreign subsidy;
- (b) the nature of the foreign subsidy;
- (c) the situation of the undertaking, including its size and the markets or sectors concerned;
- (d) the level and evolution of economic activity of the undertaking on the internal market;
- (e) the purpose and conditions attached to the foreign subsidy as well as its use on the internal market.

2. Where the total amount of a foreign subsidy to an undertaking does not exceed EUR 4 million over any consecutive period of three years, that foreign subsidy shall be considered unlikely to distort the internal market.

3. Where the total amount of a foreign subsidy to an undertaking does not exceed the amount of de minimis aid as defined in Article 3(2), first subparagraph, of Regulation (EU) No 1407/2013 per third country over any consecutive period of three years, that foreign subsidy shall not be considered to distort the internal market.

4. A foreign subsidy may be considered not to distort the internal market to the extent that it is aimed at making good the damage caused by natural disasters or exceptional occurrences.

Article 5

Categories of foreign subsidies most likely to distort the internal market

1. A foreign subsidy is most likely to distort the internal market where it falls under one of the following categories:

- (a) a foreign subsidy granted to an ailing undertaking, namely an undertaking which will likely go out of business in the short or medium term in the absence of any subsidy, unless there is a restructuring plan that is capable of leading to the long-term viability of that undertaking and that plan includes a significant own contribution by the undertaking;
- (b) a foreign subsidy in the form of an unlimited guarantee for the debts or liabilities of the undertaking, namely without any limitation as to the amount or the duration of such guarantee;
- (c) an export financing measure that is not in line with the OECD Arrangement on officially supported export credits;
- (d) a foreign subsidy directly facilitating a concentration;
- (e) a foreign subsidy enabling an undertaking to submit an

unduly advantageous tender on the basis of which the undertaking could be awarded the relevant contract.

2. An undertaking under investigation shall be granted the possibility to provide relevant information as to whether a foreign subsidy falling under one of the categories set out in paragraph 1 does not distort the internal market in the specific circumstances of the case.

Article 6

Balancing test

1. The Commission may, on the basis of information received, balance the negative effects of a foreign subsidy in terms of distortion in the internal market, according to Articles 4 and 5 against the positive effects on the development of the relevant subsidised economic activity on the internal market, while considering other positive effects of the foreign subsidy such as the broader positive effects in relation to the relevant policy objectives, in particular those of the Union.

2. The Commission shall take into account the assessment under paragraph 1 when deciding whether to impose redressive measures or to accept commitments, and the nature and level of those redressive measures or commitments.

熊本市における大型店の立地再編と中心商業地のまちづくり

安倉 良二

I はじめに

大都市圏に比べて自動車を利用した買物行動を取る傾向にある地方都市における商業集積の変化と地域との関係は、郊外の隆盛と中心商業地の衰退という対照的な構図で説明されやすい。郊外においては、スーパーをはじめ、ホームセンターや家庭電化製品、衣料品などの専門店を核店舗とする大型店が数多く立地している。その中には、小売店舗に加えてシネマコンプレックス（複合映画館。以下、シネコン）やボウリング場など娯楽施設を併設させた複合型のショッピングセンターとして広域集客に基づく消費の一大拠点となっているところも含まれる。当該店舗による出店先の範囲は行政上の都市部（松岡，2001；米浜，2010）に留まらず郡部にも及ぶ（藤井，1991；坪田，2001；駒木，2010，2011；伊藤，2007，2013）。対照的に、商業活動において郊外との競争に対抗できない中心商業地では、後継者不足も相まって商店街において中小零細店舗の閉鎖が相次いだ結果、「シャッター街」と呼ばれる空洞化が進展している（林，2001；難波田，2006）。また、総合スーパーや百貨店を展開してきた大手小売業者によって建てられた大型店も郊外への移転もしくは、経営不振に伴う当該地域からの撤退による閉鎖が相次いでおり、それらの跡地利用が喫緊の課題となっている（箸本，2016）。以上の動きは、1990年代の大規模小売店舗法（以下、大店法）の運用緩和に端を発し、2000年代前半の大店法の廃止と同時に施行された大規模小売店舗立地法

（以下、大店立地法）と、数度にわたる改正都市計画法の施行に至る大型店の出店規制緩和という流れの中で広がった（安倉，2021）。

しかし、地方都市における商業集積の変化と地域との関係については、前述した郊外の隆盛と中心商業地の衰退という考えを一律に当てはめることへの疑問が投げかけられている。千葉（2012）は、地方都市でも人口規模が大きな都市では、郊外に立地する大型店が地域の商業活動に与える影響は最寄品を扱う近隣商業地において顕著であるとし、高次の買回品を扱う中心商業地に立地する大型店とはすみ分けの関係にあると述べた。他方、人口規模が小さな都市では、郊外の大型店と中心商業地の距離が近く、かつ買回品と最寄品の販売で競合するために、駐車場の整備やワンストップショッピングの利便性で劣る中心商業地を買物先に選ぶ住民が減少した結果、そこでの商業活動が衰退するという考えを示した。これに関連して山川（2004：54-82）は、中心市街地活性化法（以下、中活法）に基づく活性化基本計画の認定を受けた30の地方都市における商業活動を検討した結果、中心商業地の盛衰分岐点となる都市の人口を30万人と定めた。先行研究で取り上げた地方都市の多くが人口30万人未満の中小都市であったことが、商業活動からみた郊外の隆盛と中心商業地の衰退という一面的な見方になった要因のひとつであると考えられる。

そのような中、地方都市の中でも、前述の盛衰分岐点よりも人口規模が大きな県庁所在都市の中心商業地における商業集積の特徴を明らか

にした直近の成果として、駒木（2024）と與倉（2024）があげられる。駒木（2024）は、人口が約161.2万人（2020年国勢調査。以下同じ）の広域中心都市である福岡市の天神と博多駅前の両地区における百貨店と専門店に関する1970年代以降の立地動向を整理した。與倉（2024）は、人口約59.3万人の鹿児島市における中心商業地を既存の中心商店街である天文館地区と鹿児島中央駅地区に分けた上で、九州新幹線が開通した2000年代以降の両地区でみられた大型店の立地を伴う公民連携による商業系再開発の展開について考察を試みた。その結果、鹿児島市の中心商業地は商業活動の面で郊外との競争を受けながらも、天文館地区と鹿児島中央駅地区で行われた商業系再開発が広域集客をもたらす基盤になっていることを明らかにした。

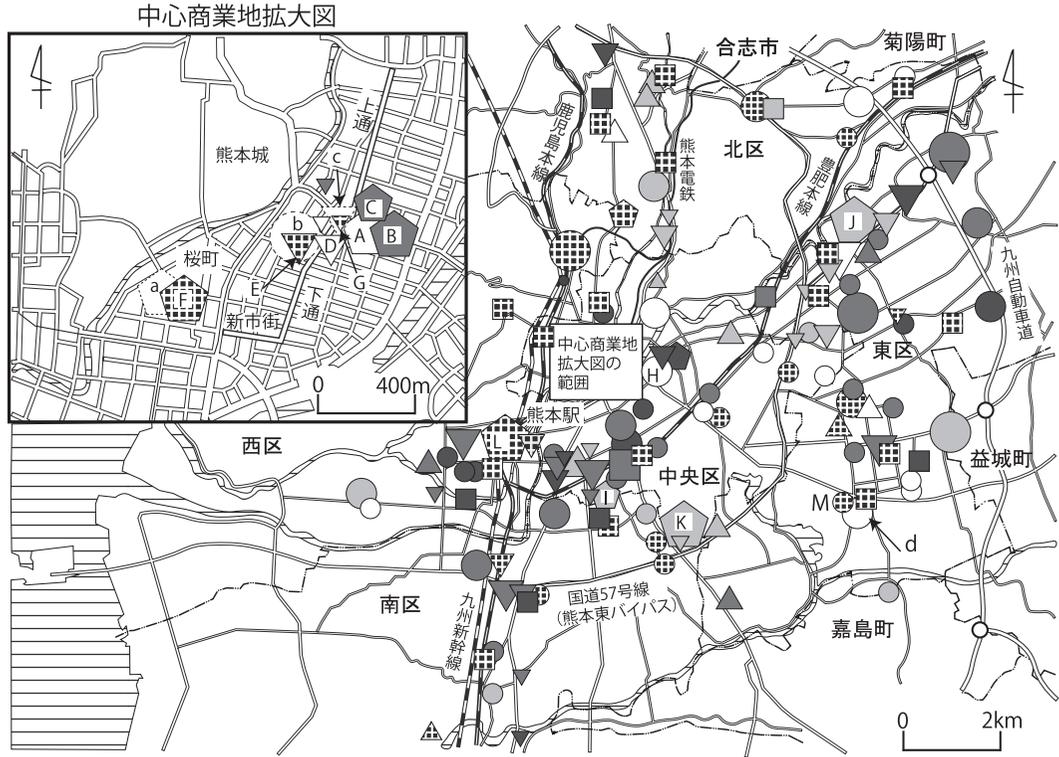
これらの知見をふまえて、鹿児島市と同規模、もしくはそれ以上の人口規模を持つ県庁所在都市の中心商業地における商業集積の特徴を詳述するためには、「商いの場」と「賑わいの場」の各視点から検討することが求められる。前者については、多くの買物客を集める大型店の立地を手がかりに、與倉（2024）が示したように郊外の商業集積との競争を考慮した再編に関する分析が欠かせない。人口規模が多い県庁所在都市では商業活動の郊外化が進んでも、中心商業地において高次な買回品を扱う商業集積が維持されているのは、大型店の立地主体である大手小売業者もしくは施設の運営業者が、前述の出店規制や消費動向ならびに経営環境の変化に対応する形で出店と閉店を繰り返した結果であると思われる（駒木、2024）。それを実証するためには、大型店の分布を示した上で、商業集積に関する中心商業地と郊外の比較が必要である。

後者については、まちづくり¹⁾の展開に関心が向けられる。その場合、施設立地や街路整備といったハード面からのアプローチに加えて、いかなる人や組織が施設や街路を活用しながら、広域集客につながる活動をしているのかという

ソフト面からの分析も欠かせない。このテーマに関する近年の地理学研究では、まちづくりに携わる主要なアクターの変遷および活動内容の多様化に焦点を当てていた（安倉、2024a）。具体的には前者の場合、商店街組織に加盟する全店舗からなる所縁型組織から、その内部にいる若手や女性などで構成される仲間型組織を挟んで、市民団体やNPOという市民的アクター（武者、2007）に至る地域内人材のシフトと、学生や地域おこし協力隊ならびに移住者といった地域外人材の出現に分けられる。他方、後者については、「まちゼミ」²⁾に代表される商店街の商業振興を目的としたもの（内藤、2017、2021）に留まらず、アート（駒木、2016a、2016b）のような商業振興とは直結しないものも含まれる。以上に示したまちづくりの実践は、商業活動をめぐる郊外との競争に対抗できず、賑わいを失った地方中小都市における中心商業地の再生に向けた模索を繰り返す中で行われるという前提で説明されることが多かった。しかし、人口規模が大きな県庁所在都市の中心商業地において広域集客につながる賑わいをもたらす交流の場を構築する上でも、先行研究で示した様々なアクターによるハード、ソフトの両面にわたるまちづくりは、商いの場である大型店との差別化を図りながら展開されているはずである。このタイプに属する都市の中心商業地におけるまちづくりについては千葉（2024）が若干紹介しているが、その具体的な活動実態の分析は不十分であり、研究の余地が残されている。

そこで本研究では、九州にある県庁所在都市の中でも、福岡市に次いで多い約73.9万人の人口規模を有する³⁾熊本市を事例に選び、主として大型店の立地再編と商業集積地区の動向ならびにまちづくりの取り組みを論じながら中心商業地における商業集積の特徴を明らかにすることを目的とする。なお、以下で述べる中心商業地は、中活法に基づく中心市街地活性化基本計画（2024年8月内閣府認証）で熊本市が定めた中心市街地（約415ha）のうち、「通町筋・桜

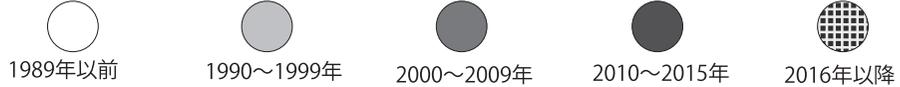
熊本市における大型店の立地再編と中心商業地のまちづくり



【大型店の業態と店舗面積 (㎡)】



【出店年次】



【現存する大型店の名称】

(中心商業地)

A: 鶴屋百貨店本館 B: テトリアくまもと(鶴屋百貨店東館) C: びぶれす熊日会館(鶴屋百貨店New-S)
D: カリーノ下通(旧寿屋下通店) E: COCOSA F: サクラマチックマモト G: HAB@熊本

(中心商業地以外の地域)

H: イオン熊本中央店(旧ダイエー熊本店) I: サンリブシティくまなん J: ゆめタウンサンビアン
K: ゆめタウンはまぜん L: アミュプラザくまもと M: マルシヨク健軍店

【建物が解体された大型店の名称】

a: 県民百貨店(旧岩田屋伊勢丹→くまもと阪神) b: ダイエー下通店(旧大洋デパート→熊本城屋)
c: 熊本パルコ d: サンリブ健軍店

第1図 熊本市における大型店の立地(2023年)

注1: 「建物が解体された大型店」については、本文で言及する2010年以降に解体された店舗のみを記載した。

注2: 旧植木町, 旧城南町, 旧富合町の店舗については記載していない。

注3: 作図の都合上, 熊本市電は中心商業地の拡大図のみに記載した。

東洋経済新報社編(2023), 吉田・梶谷(2019)より作成。

町周辺地区」に該当する上通・下通・新市街からなる中心商店街と隣接する桜町およびその周辺地区を指す（第1図）⁴⁾。また、大型店の立地再編に関する分析では、東洋経済新報社編（2023）を活用した。

II 中心商業地における大型店の立地再編

1. 中心商店街の形成と1980年代までの大型店立地

熊本市の中心商店街は上通、下通、新市街の3つで構成される（第1図）。前者の2つが通町筋を挟んで南北に通じているのに対して、新市街は下通の南端から西に延びている。そのため、中心商店街の形状はほぼ逆し字状である。江戸時代、熊本城に近接する当該街路とその周辺には武家屋敷が建ち並んでいたが、1877年に起きた西南戦争でそれらは焼失した。その後、戦前期までの熊本市で最大の中心商業地は、周辺に立地する旧制中学や女学校などに通う学生をターゲットに定めた店舗が集まる上通であった。他方、新市街は西南戦争の終了後に作られた旧陸軍の山崎練兵場が1900年、東郊にある渡鹿へ移転した後に形成され、映画館や飲食店が多く並ぶ歓楽街としての性格が強かった。しかし、1930年に銀丁百貨店（以下、銀丁）が開業していた新市街は戦前期の段階で商業活動の核にもなっていた（新熊本市史編纂委員会、1997）。これに対して戦前期の下通は、小売店舗の集積によって賑やかな上通とは異なり小売店舗と住宅が混在する閑静な商店街であった（岡部、2012）。

戦後にみられた下通の変化として、区画整理事業に伴って街路の幅員が従来よりも4m広い15mになったのに加えて、1952年10月には大洋デパート（以下、大洋）が開業したことがあげられる。周辺の通町筋にはその4ヶ月前に鶴屋百貨店（以下、鶴屋）の開業、前年には熊本大空襲の被災によって営業を中断していた銀丁の再開業と、周辺街路を含む百貨店の新規出店が

相次いだ下通は、それらを利用する買物客が集まった結果、熊本市における最高次の中心商店街に成長した（新熊本市史編纂委員会編、1997）。下通の隣接街路をみると1968年、総合スーパーを展開する寿屋が創業地である大分県佐伯市からの本部移転を伴う形で大洋、鶴屋のほぼ中間に位置する三年坂に熊本県内の第1号店を出店した（寿屋創業40周年記念事業実行委員会、1988；寿崎、2001）⁵⁾。

中心商業地とその周辺における大型店の出店をめぐる大きな動きは1970年代にみられた。まず中心商業地では、1973年10月、福岡市と東京都を本拠にそれぞれ百貨店を営む岩田屋と伊勢丹の共同出資によって桜町の熊本県庁跡地に建てられた岩田屋伊勢丹は見逃せない（第1表）地上11階・地下2階建である同店の開業時における店舗面積は約25,000㎡に達し、競合相手となる大洋、鶴屋両店舗における当時のその合計値とほぼ同じであった。岩田屋伊勢丹は出店調整の段階では百貨店としての出店が認められず、ショッピングセンターとしての出店を余儀なくされた（新熊本市史編纂委員会編、2000）⁶⁾。岩田屋伊勢丹がショッピングセンターから百貨店に業態転換したのは、後述する大洋の火災後に当たる1974年7月である。

岩田屋伊勢丹の開業から1ヶ月後、下通にあった大洋は、店舗3階からの不審火による火災に見舞われた。それに伴い、経営が行き詰まった大洋は子会社を通じて運営していた銀丁を1976年8月に閉鎖した（新熊本市史編纂委員会編、1997）⁷⁾。大洋は建物を改装した上で1975年1月に営業を再開したものの、来店者の減少が続いた結果、翌年10月に行った会社更生法の適用申請を経て1978年6月に閉店した（新熊本市史編纂委員会編、2000）。

中心商業地の周辺における大型店の出店に関わるトピックとして、ダイエー熊本店の出店紛争は外せない。1957年大阪市で創業したダイエーは1960年代以降、全国各地に総合スーパーを数多く出店する形で企業規模を急速に拡大し

第1表 県民百貨店（旧岩田屋伊勢丹）のあゆみ

年月	項目
1973年10月	岩田屋伊勢丹がショッピングセンターの業態で熊本県庁跡に開業。
1974年7月	百貨店に業態変更。
1993年3月	伊勢丹が撤退し、店舗名は熊本岩田屋に変更。
2002年4月	熊本岩田屋が翌年2月で閉店することを表明。
2002年10月	熊本市に本拠を置く家具販売業者A社と不動産業者B社の共同出資による「県民百貨店」を設立。
2003年2月	熊本岩田屋が閉店。県民百貨店は阪神百貨店（現在は阪急阪神百貨店）と営業支援契約を結んだ上で「くまもと阪神」の店舗名で開業。
2011年2月	県民百貨店と阪急阪神百貨店の営業支援契約が終了したことに伴い、店舗名を「県民百貨店」に変更。
2014年5月	県民百貨店が株主総会において、桜町地区に建設予定の再開発ビルへの入居断念と近隣への店舗移転を決定。
2014年8月	県民百貨店は新たな出店候補地が見つからなかったことを理由に翌年2月に閉店および会社の解散を決定。
2015年2月	県民百貨店の閉店と会社の解散。
2019年9月	県民百貨店の跡地に「サクラマチクマモト」が開業。

新熊本市史編集委員会編（1997）、熊本日日新聞の記事、三越伊勢丹ホールディングスのホームページより作成。

た結果、1972年以降は最大手の小売業者となって店舗網の拡大を続けた。同社は1975年の初め、中心商業地に近接する大江地区にあった熊本製糸の工場跡地に約44,000㎡の店舗面積を持つ大型店を熊本県内の第1号店として出店することを表明した。これに対して、熊本市内の商店街組織によって発足した熊本商店街近代化協議会と、鶴屋、岩田屋伊勢丹の両百貨店ならびに熊本商工会議所は既存の大型店に比べて過大な店舗面積であるダイエーの出店に強く反対した。その後の数年間、ダイエーの出店調整は同社が提示した店舗面積の案に対して、大店法の下で出店審査を行う商業活動調整協議会が数回にわたってゼロ回答を示す形で難航を極めた。その打開策として国の大規模小売店舗審議会は1978年12月、店舗面積を約13,000㎡と当初計画よりも大幅に縮小する形でダイエーの出店を認め、1980年4月に開業した。ダイエー熊本店の出店紛争は、1974年3月の大店法施行から間もない時期にみられた既得権益者による大型店の厳格な出店規制を象徴するものであった（草野、

1992：69-83、川野、2016）。

中心商業地や大江地区以外で1980年代までに
出店した大型店の分布を概観すると、スーパー
の中でも商圏が狭い食料品スーパーの分散立地
が中心であり、商業活動の郊外化はあまり進ん
でいない。その理由として大型店の出店に関わ
るローカルルールが存在が考えられる（安倉、
2021）。1979年5月に施行された改正大店法で
は、出店調整の対象となる店舗面積が従来の
1,500㎡から500㎡に引き下げられた。加えて、
熊本県ではローカルルールのひとつである「上
乗せ規制」として同年7月、店舗面積300㎡を
超す中型店の出店に際しても改正大店法と同様
の調整を行う要項が出されていた（川野、
2019）。

2. 1990年代の大型店立地

この年代における大型店の立地は、1992年1
月に再度改正された大店法の施行を契機とする
政策転換に伴って自由度が高まった。それに伴
い、熊本市における大型店の出店先は次第に郊

外へとシフトしてきた（第1図）。具体的な動きとして、約10,000㎡以上の店舗面積をもつ広域型ショッピングセンターの相次ぐ出店があげられる。それらを出店したのは、サンリブやニコニコ堂といったスーパーを展開する大手小売業者である。例えば、サンリブは1993年にJR豊肥本線の南熊本駅近くに「サンリブシティくまなん」を開業した。また、ニコニコ堂は1996年と1998年にいずれも店舗面積が20,000㎡を超す「サンピアンシティモール（以下、サンピアン）」と「クリスタルモールはません（以下、はません）」を開業した。両店舗は1985年に全線開通した国道57号線熊本東バイパス沿いに立地している。従前の土地利用をみると、サンピアンは自社運営による屋外プール、はませんが水田であった⁸⁾。しかし、ニコニコ堂は2002年4月に民事再生法の適用を申請する形で経営破綻した。サンピアンとはませんの運営は広島市に本拠を置くイズミが継承し、同社による広域型ショッピングセンターのブランドである「ゆめタウン」の名称をつけて営業を続けている。

3. 2000年代の大型店の立地

この年代における大型店の出店では、中心商業地で行われた2件の再開発事業に鶴屋が関わり、核店舗として入居した点が注目される。具体的には、既存店舗の東隣に当たる水道町交差点周辺で行われた「手取本町地区再開発事業」と、上通入口に立地していた熊本日日新聞本社の世安町への移転（1999年）を契機とする「上通A地区第一種市街地再開発事業」を指し、小売店舗に公共施設が併設された点で共通する。前述の通り、大型店の出店規制緩和に伴う郊外での商業活動が盛んになる中、鶴屋は再開発事業を郊外とのすみ分けを図りながら中心商業地での事業拡大を図る好機と位置づけた。その上で再開発ビルへの追加出店に際しては、福岡市の中心商業地である天神地区に立地する百貨店を意識した専門性の高い買回品の品揃えを採る方針だった（鶴屋百貨店、2002）。再開発事業

はいずれも2002年に完成し、前者には「テトリアくまもと」、後者には「びぶれす熊日会館」の愛称がつけられた。その際、鶴屋は既存店舗を本館とした上で、テトリアくまもとの店舗を東館、びぶれす熊日会館のそれを「New-S」と名付けて営業している。

他方、熊本市に隣接する郡部では、菊陽町で開発された住宅地である光の森において2004年にイズミの「ゆめタウン」、嘉島町では2005年にイオンによる「ダイヤモンドシティクレア（現在はイオンモール熊本）」という店舗面積40,000㎡以上の広域型ショッピングセンターが相次いで開業し、商業活動の郊外化が一層進んだ。その中で、イオンは益城町との境界に近い佐土原地区に店舗面積約70,000㎡の広域型ショッピングセンターの出店を計画していた。これに対して熊本市は2006年5月、出店予定地が市街化調整区域内の農業振興地域となっているために開発規制が厳しいことに加えて、都市計画のマスタープランにおいて宅地と農地の利用を想定しているという理由からイオンによる出店計画を不許可にした⁹⁾。熊本市の姿勢は、都市計画の視点から過度な大型店の郊外出店をコントロールすると同時に、商業活動における中心商業地の衰退を阻止しようとした点で評価できる。

4. 2010年代以降の大型店立地再編

この年代における店舗面積別にみた大型店の出店件数では、1,000㎡以上3,000㎡未満のものが多。業態別にみるとドラッグストアの件数が急増しているのが確認できる（第2表）。とりわけ、福岡市に本拠を置くコスモス薬品による積極的な出店がみられ、全23店中21店が2010年代以降に出店している。同社は商圈が小規模な郊外の住宅地への積極的な出店を続けると共に、主力商品である医薬品や化粧品のほか、加工食料品も幅広く扱っている。そのため、店舗の近隣に住む買物客の獲得をめぐる食料品スーパーとの間で競合が生じているところもある。

第2表 出店年次別にみた熊本市に現存する大型店の特性（2023年）

	指標	出店年次				
		1989年以前	1990～1999年	2000～2009年	2010～2015年	2016年以降
店舗面積	1,000㎡以上3,000㎡未満	11	14	15	15	27
	3,000㎡以上6,000㎡未満	3	10	12	7	5
	6,000㎡以上10,000㎡未満	3	4	10	2	3
	10,000㎡以上	3	3	1	0	2
業態	SC・百貨店	1	3	2	1	3
	スーパー	13	10	15	9	10
	専門店	4	10	13	6	6
	ホームセンター	2	7	5	0	1
	ドラッグストア	0	1	3	8	17
	合計店舗数	20	31	38	24	37
	平均売場面積（㎡）	5,701	5,631	4,630	3,132	3,445

東洋経済新報社編（2023）より作成。

これに対して中心商業地では、出店年次が古く、かつ建物の老朽化が進んだ大型店の建て替えがみられる。まず、下通では大洋が営業していた建物に入居していたダイエーが2014年の閉店と同時に取り壊され、その跡地には専門店ビル「COCOSA」が2017年に開業した。火災に伴う経営の悪化に伴って閉鎖されていた大洋の建物は、福岡市に本拠を置く総合スーパーのユニードによって1979年10月「熊本城屋」の名称で再び百貨店となった。その状態はユニードがダイエーの系列に入った1980年代以降も続いたが、1995年ダイエー下通店に名称を変更すると共に百貨店から総合スーパーへ業態転換した。だが、以降のダイエーは事業拡大に際して行った金融機関からの過度な借入金に依存するビジネスモデルが崩壊したために経営が急速に悪化した（箸本, 2011, 2014; 安倉, 2021）。それに伴い、ダイエーはイオンの系列に入ると共に店舗網の縮小を進め、下通にあった店舗も閉鎖対象になった。ダイエー下通店が閉鎖した翌年9月、イオンは九州にあったダイエーの店舗運営を子会社のイオン九州に譲渡した。その際、残存する店舗の名称を「イオン」もしくは「イオ

ンスタイル」に変更したために九州からストアブランドとしての「ダイエー」は姿を消した¹⁰⁾。この動きは、厳しい出店調整を経て大江地区に出店した熊本店においても例外ではない。同店はイオン熊本中央店に名称を変更して営業を続けたが、2020年10月に食料品以外の売場を埼玉県に本拠を置くホームセンターの大手業者であるアーランドが運営する「ビバホーム」に譲渡して以降、食料品と一部の日用品のみを販売していた。そして、2024年9月、イオン九州は建物の老朽化を理由に翌年2月末に熊本中央店を閉店し、建物の解体を経て再整備する予定であることを表明した¹¹⁾。

下通では、通町筋との交差点に位置する熊本パルコも2020年の閉鎖後に建て替えられた。1985年に開業した熊本パルコは、地上9階・地下1階建のファッションビルとして若者を主な顧客層に定めていた。2023年4月に竣工された地上11階・地下1階建のビルには、地上1・2階と地下1階が「HAB@熊本」の名称でパルコが引き続き運営している。しかし、輸入食料品や装飾品の専門店ならびに飲食店としての床利用が多いために、HAB@熊本は熊本パルコ

に比べてファッション専門店の性格は薄い。また、地上3～11階は星野リゾートが「OMO5熊本」の名称で観光客を対象としたホテルに利用されている。

下通以外の中心商業地では、岩田屋伊勢丹として桜町に立地していた百貨店も閉鎖と共に建て替えがなされた(第1表)。1970年代後半以降、岩田屋伊勢丹は鶴屋と並ぶ中心商業地を代表する百貨店として営業を続けてきた。しかし、鶴屋をはじめ郊外に立地する大型店との競合を受けたために経営は苦しく、1993年3月に伊勢丹、2003年2月には岩田屋(伊勢丹撤退後は「熊本岩田屋」の店舗名で営業。以下、熊本岩田屋)がそれぞれ店舗運営から撤退した。これに対して、熊本県と地元経済界は熊本岩田屋が撤退を表明した2002年4月以降、百貨店の存続に向けた準備を進めた。そして、同年10月熊本市に本拠を置く家具販売業者A社と不動産業者B社の共同出資による「県民百貨店」を設立し、大阪市にある阪神百貨店(2007年10月以降は阪急阪神百貨店)との営業支援契約を経て、熊本岩田屋の閉店からわずか10数日後に「くまもと阪神」の名称で百貨店が再開業した。県民百貨店は阪急阪神百貨店との業務提携期間が完了した2011年以降、会社名をそのまま百貨店の名称にした上で営業を続けたが赤字経営の状態であった。そのような中、県民百貨店の建物所有者である九州産業交通ホールディングスと九州産交ランドマーク(以下、九州産交)は、2008年頃から桜町の再開発事業を計画していた。その内容は、県民百貨店と隣接する熊本交通センターを取り壊した上で小売店舗をはじめ、ホテルや分譲マンション、バスターミナルなどを併設した再開発ビルを建てるというものであった¹²⁾。県民百貨店は、鶴屋がテトリアくまもと、びぶれす熊日会館で行ったのと同様に、再開発ビルのテナントでの営業継続を希望していた。ところが、県民百貨店が九州産交から提示されたテナントの店舗面積は現行の約25,000㎡から15,000㎡への削減という不利な条件になってい

た¹³⁾。県民百貨店は2014年5月に行われた株主総会において、再開発ビルへの入居断念と近隣への店舗移転を決めたものの、適切な出店候補地を見出すことができなかった。その後、県民百貨店は同年8月に会社の廃業を発表した上で翌年の2月に店舗は閉鎖された。県民百貨店の建物は取り壊され、その跡地に建てられた再開発ビルは2019年9月、九州産交が運営する「サクラマチクマモト」の名称で開業した。

他方、中心商業地の周辺では2021年4月、JR熊本駅前にJR九州の開発による大型店「アミュプラザくまもと」が開業した。熊本駅前は熊本市における鉄道の玄関口であるにも関わらず、これまで中心商業地に匹敵する規模の商業集積はみられなかった。そのような中、JR九州は2011年の九州新幹線全線開通を契機に、連続立体交差事業や駅舎の建て替えといった熊本駅周辺の整備に取り組んだ。その一環として、熊本駅の南東側にあったホテルの敷地をはじめとする自社所有地にアミュプラザを建てることを決めた。アミュプラザくまもとに入居する小売店舗の面積は約29,400㎡であり、2010年代後半以降に熊本市内に出店した大型店の中で最も広い(第2表)。アミュプラザくまもとの商圏は半径20kmに設定¹⁴⁾されており、衣料品や雑貨を中心とする専門店や飲食店をはじめ、シネコンを併設することでJR鹿児島本線沿線の買物客を取り込む意図があると思われる。

Ⅲ 商業集積地区の動向

本章では、大型店の立地再編が熊本市内の商業集積に与えた影響をみるために『商業統計表』と『経済センサス』の「立地環境特性別統計編」に記載されている商業集積地区のデータを用いて、小売業年間商品販売額(以下、年間商品販売額)の上位10地区の変化を示す(第3表)¹⁵⁾。ここで示す商業集積地区には大型店のテナントに加えて商店街も含まれる。したがって、大型店の分布にとられることなく、都市内部にお

熊本市における大型店の立地再編と中心商業地のまちづくり

第3表 熊本市における年間商品販売額上位の商業集積地区（2002・2007・2014・2021年）

a) 2002年（合併前の市域）

順位	商業集積地区の名称	商店数	従業者数 (人)	小売業年間商品 販売額（百万円）	売場面積 (㎡)
1	下通繁栄会	221	2,671	89,825	89,743
2	桜町繁栄会	15	643	23,804	25,264
3	上通商店街	237	1,285	17,871	22,921
4	クリスタルモールはません店	55	666	13,339	31,685
5	上南部商店街	48	561	10,694	26,974
6	健軍商店街	128	778	10,376	13,719
7	武蔵商友会	107	846	9,887	17,091
8	サンリブシティくまなん	42	438	9,411	23,602
9	県庁通繁栄会	68	668	8,211	9,307
10	大江子飼橋通商栄会	34	266	6,914	2,973
	熊本市全域	6,788	48,047	807,760	850,210

b) 2007年（合併前の市域）

順位	商業集積地区の名称	商店数	従業者数 (人)	小売業年間商品 販売額（百万円）	売場面積 (㎡)
1	下通繁栄会	206	2,363	87,983	91,068
2	上通商店街	249	1,260	19,470	23,216
3	桜町繁栄会	18	335	17,285	25,707
4	健軍商店街	93	717	13,037	9,865
5	県庁通繁栄会	60	581	8,977	9,290
6	上南部商店街	41	434	7,960	28,803
7	サンリブシティくまなん	25	287	7,780	19,862
8	クリスタルモールはません店	87	550	6,941	17,557
9	武蔵商友会	86	481	6,791	10,063
10	南熊本駅商店街	35	181	4,988	1,872
	熊本市全域	5,921	43,555	773,740	849,911

c) 2014年（合併後の市域）

順位	商業集積地区の名称	商店数	従業者数 (人)	小売業年間商品 販売額（百万円）	売場面積 (㎡)
1	下通繁栄会	149	1,683	68,811	78,013
2	健軍商店街	53	577	24,587	8,197
3	上通商店街	150	818	16,852	21,078
4	ゆめタウンはません	65	609	13,638	37,885
5	県庁通繁栄会	10	124	10,881	731
6	田崎市場通り商店街	27	385	10,594	17,231
7	桜町繁栄会	26	405	7,681	26,668
8	武蔵商友会	54	350	5,837	4,570
9	サンリブシティくまなん	26	261	5,793	11,088
10	上南部商店街	26	242	4,856	20,633
	熊本市全域	4,361	34,258	741,265	836,897

d) 2021年（合併後の市域）

順位	商業集積地区の名称	商店数	従業者数 (人)	小売業年間商品 販売額（百万円）	売場面積 (㎡)
1	下通繁栄会	142	2,018	59,211	81,463
2	ゆめタウンはません	65	731	25,278	38,722
3	田崎市場通り商店街	43	641	16,116	20,432
4	県庁通繁栄会	11	138	14,730	818
5	上通商店街	168	785	12,249	16,961
6	熊本駅前商店街	10	139	9,487	3,393
7	武蔵商友会	48	333	8,042	4,753
8	熊本センタープラザ振興会	48	386	7,881	7,885
9	上南部商店街	30	345	7,606	26,229
10	白山通り商店街	37	361	6,691	7,749
	熊本市全域	4,435	38,740	842,172	829,109

注1：太字は中心商業地にある商業集積地区を指す。

注2：2002・2007年の「クリスタルモールはません」は2014・2021年の「ゆめタウンはません」、「上南部商店街」は「ゆめタウンサンビアン」に相当する。

注3：熊本市は2008年に旧富合町、2010年に旧城南町、旧植木町を合併して現在の市域となった。

注4：「県庁通繁栄会」の年間商品販売額には、地区内に本社を置く眼鏡店チェーンの売上高が計上されている可能性がある。

2002～2014年は『商業統計表』、2021年は『経済センサス』の「産業編」および「立地環境特性別統計編」より作成。

ける商業環境の変化をより多面的に知ることができる(安倉, 2024b)。なお, 分析対象年次はデータが整理されている2002年以降とした。

商業集積地区の順位をみると, 2000年代(2002・2007年)と2010年代以降(2014・2021年)¹⁶⁾で大きく結果が異なっているのが確認できる。まず, 2002・2007年では, 年間商品販売額の上位3地区が下通, 上通の両商店街ならびに百貨店とそのテナントに当たる桜町繁栄会といった中心商業地の商業集積地区で占めている。前述したように, この時期は再開発に伴うテトリアくまもとやびおれす熊日会館の開業をはじめ, 桜町における岩田屋の撤退と県民百貨店(くまもと阪神)への百貨店を運営する小売業者の転換といった中心商業地において大型店の立地をめぐる動きが激しかった。その中において, 中心商業地に当たる商業集積地区が商業活動において優位な地位を保っていたことがわかる。他方, 中心商業地以外の商業集積地区では, はませんをはじめ, サンプイオンに当たる上南部商店街が上位に名を連ねている。両地区は, 同様の大型店で先発に当たるサンリブくまもとと共に, 郊外に居住する自動車利用の買物客を集めている。しかし, 郊外の商業集積地区と下通との間では年間商品販売額において著しい格差があり, 2000年代における熊本市の商業集積地区の動向からは, 中心市街地と郊外はすみ分けの状態にあったと考えられる。

2014・2021年をみると, 商業集積地区の順位は大きく変化したのが確認できる。まず, 郊外にある商業集積地区のシェアが上昇している。とりわけ, 2014~2021年にかけて, はませんの年間商品販売額が2倍近くに増加しており, サンプイオンに当たる上南部商店街との格差が拡大している。また, 新たに年間商品販売額の上位となった商業集積地区として田崎市場通り商店街があげられる。1963年に開場した田崎市場はJ R熊本駅からは南西部に位置し, 熊本市民の消費に不可欠な生鮮食料品の代表的な供給先のひとつとしても知られる。田崎市場には「えび

す会」の名称で商店街が併設されており, 青果物や水産物の卸売業者が経営する小売店舗をはじめ, 飲食店が軒を並べている。そのような中, 田崎市場の周辺では, 2013年と2014年にイズミの「ゆめマート」と, イオン九州の「マックスバリュ」という競合関係にある食料品スーパーが道路を隔てて向かい合う形で開業した。このことから, 田崎市場通り商店街は新旧の小売店舗が立地する商業集積地区といえる。

2002年以降の調査年次を通じて年間商品販売額の上位を維持している郊外の商業集積地区として武蔵商友会も見逃せない。同地区はJ R豊肥本線の武蔵塚駅周辺に位置し, 鉄道に平行して通る幹線道路沿いに延びている。周辺では, 1970~1980年代初めまで隣接する菊陽町にまたがる形で武蔵ヶ丘団地の開発が行われていた(石川・溝上・円山, 2012)。このように武蔵商友会は, 武蔵ヶ丘団地の住民を対象とした近隣型の商業集積地区である。このことが小売業年間商品販売額において上位を維持し続ける要因のひとつであると思われる。

対照的に2014~2021年において商業活動が著しく衰退した商業集積地区として, 2021年の調査で商業集積地区の上位10位から外れた健軍商店街があげられる。健軍地区は, 第二次世界大戦の末期に当たる1944年, 旧陸軍の要請を受けて操業を始めた三菱重工の航空機工場で働く労働者の社宅街を基本に, 第二次世界大戦後に住宅と小売店舗が建ち並ぶようになった(鄭・辻原, 2019)。その過程で形成された健軍商店街は熊本市東部をはじめ, 隣接する益城町を商圈に含む商業集積地区として多くの買物客を集めており, 2014年までの年間商品販売額では上位を維持していた。しかし, 2016年4月に発生した熊本地震の本震によって, 当時商店街に立地していた大型店のサンリブ健軍店はアーケードと共に倒壊したために店舗の営業が不可能になった。その後, 同店は2017年8月に系列のマルシヨク健軍店として営業を再開したが, 建物は地上3階建から同1階建に変更された。それ

に伴い、業態も総合スーパーから食料品スーパーに転換した結果、店舗面積は4,067㎡から1,487㎡に縮小された（山本，2018；吉田・梶谷，2019）。このように、健軍商店街における商業活動の衰退には、熊本地震が影響していると思われる。

ところで、2021年の『経済センサス』では、アミュプラザくまもとの年間商品額は上位10位に達していない。この理由として、『経済センサス』の調査が6月1日時点で行われているために、開業から2ヶ月に満たないアミュプラザくまもとの年間商品販売額はまだ少ない点が指摘できる。しかし、2021～2023年度のアミュプラザくまもとの年間商品販売額と入館者数はそれぞれ193億円から277億円，1,130万人から1,707万人にまで増加している¹⁷⁾。今後はアミュプラザくまもとをはじめとする熊本駅周辺の商業集積地区が商業活動において中心商業地と比肩するまでに成長し、熊本市における商業集積の枠組みが変わる可能性を秘めている。

2000年代以降、下通が熊本市内で最上位の商業集積地区にある点は変わらない。しかし、2010年代になると、はませんや田崎市場通り商店街など下通と競合する郊外の商業集積地区があらわれた結果、商業活動からみた下通の優位性は低下し、郊外と中心商業地におけるすみ分けは薄れつつある¹⁸⁾。そこで、次章では、顧客の確保を目指して下通で行われているまちづくりの取り組みを紹介する。

IV 中心商業地におけるまちづくりの取り組み—下通を中心に—

1. 街路整備の展開

前述のように、下通は戦後に入ってから熊本市で最高次の中心商店街となった。その基となる商店街組織が1947年に発足した下通繁栄会（以下、繁栄会）である。下通は北から一番街から四番街の4つの街路に区分されており、1978年にそれらを単位とする商店街振興組合が

設立された（第2図）。

下通には、1973年に焼失するまで大洋が商店街の中に立地していた。それをふまえて繁栄会では、買物客の回遊性を高めるために1950年代末からアーケードの設置を積極的に進めた。当初のアーケードは街路の片側に設けられたものであった。やがて、アーケードは降雨時でも傘を差すことなく街路内で買物ができる全蓋アーケードへと変化した。1969年5月に初めて導入された一番街の全蓋アーケードは、天井に曲線美を出しながら200ワットの蛍光灯ならびに8個のシャンデリアをつけた点に特徴がある。この装飾を契機に一番街の名称は新天街に変わった。1971年にすべての街路で全蓋アーケードが完成すると同時に、下通は歩行者専用道路となった。その後、全蓋アーケードは数回にわたって改装が繰り返された。現存する全蓋アーケードは新天街が2006年、二番街から四番街にかけては2009年にそれぞれ改装されたものである。改装工事に際しては、新天街では旧中活法に基づくTMO計画¹⁹⁾、二番街から四番街では経済産業省の戦略補助金と、いずれも国による補助金の交付を受けている。

現在の下通でみられる街路整備で特筆されるのが、国土交通省による歩行者利便増進道路制度（以下、ほこみち制度）を活用した道路占有である。ほこみち制度は2020年5月に成立した改正道路法に基づいて同年11月に創設され、2021年2月大阪市と神戸市、姫路市の3都市で指定を受けたのを発端に、2024年3月現在全国57市の139道路が指定対象となっている²⁰⁾。熊本市では2021年12月、下通が新市街と共に九州で初めてほこみち制度の指定を受け、翌年4月から運用を開始した。下通がほこみち制度の指定を受けた契機は2020年に発生したコロナ禍に遡る。密室での新型コロナウイルスの感染を警戒して対人接触をめぐる厳しい制約がかけられる中、下通をはじめとする商店街にある飲食店の経営は苦しい状況に陥っていた。そこで、熊本市は同年6月、国土交通省が飲食店を支援す



- 【SAPの会場(2024年4月～11月)】
- ①びぶれす広場・熊本市現代美術館ギャラリー
 - ②紅蘭亭パビリオン店 ③HAB@熊本
 - ④カリノ下通テラス ⑤紅蘭亭本店
 - ⑥サーティワン前 ⑦Denkikan前

第2図 下通における街路(商店街振興組合)の範囲とSAPの会場(2024年4月～11月)

下通繁栄会の資料より作成。

るために出した道路占有の許可基準を緩和する特例(以下、コロナ占用特例)²¹⁾に基づいて、商店街組織との協議をふまえて飲食店が屋外でテイクアウトやテラス席のスペースを設けて営業ができるように商店街内での道路占有を認め、下通もその対象に含まれた。国土交通省はコロナ占用特例で行った道路占有の許可基準を変えないまま、屋外での飲食店などの営業が継続できるための仕組みとして、道路占有を行う自治体に対してほこみち制度への移行を促していた。コロナ占用特例からの移行による下通でのほこみち制度の指定は、飲食店による道路占有が歩行者専用道路の有効に活用したまちづくりの方策であると熊本市が認めたことを意味する。

現在、下通におけるほこみち制度を活用した

道路占有は、飲食店のほか小売店舗の営業活動ならびに後述するイベントを対象に認められている。道路占有を行う場合、各街路の商店街振興組合が熊本市役所に許可申請を出すことになっている。イベント開催における占有期間は2週間を限度としているが、飲食店や小売店舗については年間を通じた利用が可能である。しかし、営業活動を行う飲食店や小売店舗は繁栄会の加盟店舗に限定されている²²⁾。筆者の現地観察によると、ほこみち制度を活用した日常的な営業活動は主に新天街で見られる。具体的には、携帯電話の販売店が来街者向けに料金プランや機種交換に関するキャンペーンの相談スペースを設けているのをはじめ、小売店舗では商品を陳列したワゴンを道路に置いて実質的な

売場扱いにする様子が確認できる。コロナ禍における集客の取り組みを起源とした下通におけるほこみち制度による道路占有は、歩行者専用道路としては広い15mにわたる幅員を最大限に活用しながら行われており、商店街の特性をふまえたハード面によるまちづくりのひとつとして評価できる。

2. 繁栄会と中心商店街等連合協議会が行うイベントの展開

ここではソフト面でのまちづくりとして、繁栄会独自ならびに繁栄会とそれ以外の商店街組織の共同によって2005年に発足した中心商店街等連合協議会（以下、連合協議会）が行うイベントの展開について述べる。

第4表から下通もしくは周辺街路で開催される年間のイベントをみると、その内容が多岐にわたるのがわかる。まず、繁栄会は初売りや買物券の販売会、抽選といった、これまで各地の商店街で行われてきた商業振興に関するイベントを手がけている。それに留まらず、繁栄会による来街者への便宜を図る取り組みとして、2008年から始まった交通券の配布事業は看過できない。これは繁栄会の加盟店舗で買物をすれば、購入金額（1,000円以上・3,000円以上・5,000

円以上）に応じて、交通券（10円・50円・100円）が発行されるものである²³⁾。交通券は繁栄会が提携している駐車場の駐車料金をはじめ、熊本市内を走る路線バスや熊本市電、熊本電鉄ならびに熊本市内にあるタクシーの業界団体に加盟しているタクシーの運賃として利用できる。交通券の配布事業は、熊本市内の交通機関との連携を通じて下通への来街者を増やすことを目的に企画されたユニークな実践といえる。

繁栄会は新旧の文化イベントにも関わっている。まず、前者の例として10月下旬に開催されるハロウィンがあげられる。ハロウィンは親子連れや若者の来街を促すために飲食店が多く集まる四番街の青年部によって企画されたものであり、2024年も街路を使った撮影会や菓子の配布ならびにメイクアップのイベントが行われた。他方、後者については、3月のひなまつりや11月の「肥後のつりてまり（以下、つりてまり）」という伝統文化に関する展示イベントが行われている。ここでは具体例として、つりてまりを紹介する。てまりは、ヘチマを芯にを使って仕付け糸を巻き付けた上で円形に整え、菊や朝顔など様々な模様をつけて作られる玩具や飾り物を指し、熊本県の伝統工芸品にも認定されている。てまりの起源は江戸時代の初めに遡り、熊本城

第4表 下通繁栄会と中心商店街等連合協議会が主催するイベントのスケジュール（2024年）

月	イベントの名称	主催者
1月	販促（福餅配り・初売り）	繁栄会
3月	展示（肥後のひなまつり）	繁栄会
	城下町くまもと春まつり	中心商店街等連合協議会
5月	販促（買物券販売会）	繁栄会
8月	城下町くまもとゆかたまつり	中心商店街等連合協議会
10月	ハロウィン	繁栄会
	城下町くまもと銀杏祭	中心商店街等連合協議会
11月	展示（肥後のつりてまり）	繁栄会
	台湾映画祭	中心商店街等連合協議会
12月	販促（抽選）	繁栄会

下通繁栄会のホームページおよび聞き取り調査より作成。

の奥女中によって作られたものが城外の庶民にも広がったとされる。その技法を受け継ぎ、てまり作りを続ける肥後てまり同好会（1968年設立）の活動に現在の新天街の理事長が理解を示した結果、てまりを新天街の街路に吊るして展示するつりてまりが2010年から始まった²⁴⁾。てまりは、肥後てまり同好会の指導によって数回開催されるワークショップで作られる。2024年には、繁栄会の加盟店舗24個、熊本駅前看護リハビリテーション学院の学生が57個、熊本中央高校の生徒が28個の計109個のてまりが新たに作られ、それらは既製の3,679個と併せて、つりてまりで展示された²⁵⁾。このほか、繁栄会は毎年9月に開催される藤崎八幡宮の例大祭においても、神輿につく随兵や馬追いを行う勢子として参加している。

続いて連合協議会が開催するイベントを検討する。2024年現在、連合協議会には繁栄会に加えて上通、新市街など9つの商店街組織とサクラマチクマモトが加盟しており、春（3月）、夏（7月または8月）、秋（10月）と季節に応じたまつりが代表的なイベントである。その一例として、和装の普及を目的に2005年に始めたゆかたまつりについて述べる。連合協議会は2024年に初めて最大の市民まつりである火の国まつりと同じ8月3・4日にゆかたまつりを開催した。ここでは、ゆかたの着用者に対して飲食店でのワンドリンクサービスが行われたが、その会場には鶴屋も含まれていた。これ以外にも、ゆかたまつりでは下通、上通、新市街の街路における親子連れを想定した縁日や、びぶれす熊日会館の広場に設けられたステージを使った演舞などのイベントが開催された。ゆかたまつりの実施に際して、連合協議会は来街者があらかじめ持参したゆかたの着付けを行う場所として、下通・上通、新市街ならびに熊本市役所別館駐車場の4か所を用意していた²⁶⁾。加えて、連合協議会は2024年11月、びぶれす熊日会館にある熊本市現代美術館（以下、現代美術館）で台湾映画の鑑賞会を開催した。2021年、菊陽町

に台湾資本の半導体大手メーカーであるTSMCの工場進出を表明した後、熊本市とその周辺では台湾への関心が高まっている。映画鑑賞会の開催はその流れに対応したものと考えられる。

3. Street Art-Plexの展開

繁栄会や連合協議会とは別に、中心商業地で行われるソフト面でのまちづくりに深く関わるアクターとして、下通のほか上通、新市街などの商店街組織にある青年部は看過できない。2000年代の初め、前述したはません、サンピアンの開業をはじめとする商業活動の郊外化が進む中、中心商業地の衰退に危機感を抱いた青年部のメンバーの間から音楽やパフォーマンスといった文化をテーマとしたまちづくりを行おうという動きがあらわれた。彼らが考案した都市文化に関わるまちづくりの実践が「ストリート・アート・プレックス（Street Art-Plex：以下、SAP）」である（両角，2006）。SAPの活動は2002年10月、下通のほか、上通や新市街の街路で初めて行って以降、2024年11月までの22年間で291回にわたって開催された²⁷⁾。ここで、2024年の4月～11月にかけて開催されたイベントをみると、「Great Composer Memorial」と称する世界的に有名な作曲家の命日に合わせて、その偉業を讃えるコンサートをはじめ、ジャズコンサートの「Jazz Open」ならびに音楽やパフォーマンスを行う「On the Corner」で構成されている。また、4月開催の「One for Kumamoto」は2016年の同月に発生した熊本地震にちなんで企画されたイベントである（第5表）。しかし、過去におけるSAPのイベントをみると、2019年までは音楽以外のパフォーマンスとして大道芸が3月中旬に開催されていたが、コロナ禍の影響で2020年以降中止されている（STREET ART-PLEX KUMAMOTO 実行委員会編，2023）。その中であって、5月に開催された「On the Corner」のパフォーマンスでは、天草市を拠点に活動するサーカス団に

第5表 SAPの活動内容（2024年4月～11月）

番号	イベントの名称	開催月日	会場
1	One for Kumamoto (熊本地震8周年にちなんだピアノコンサート)	4月14日	下通(紅蘭亭前)
2	On the Corner (マジック・サーカスパフォーマンスなど)	5月6日	新市街(Denkikan前)
3	Great Composer Memorial(ボブ・マーリー)	5月11日	三年坂(カリーノ下通テラス)
4	Great Composer Memorial(ジョン・コルトレーン)	7月21日	下通(紅蘭亭前)
5	Great Composer Memorial(バッハ、シューマン、リスト)	8月1日	下通(紅蘭亭前)
6	Jazz Open 2024(ジャズコンサート)	10月5日	上通(紅蘭亭パビリオン・びぶれす広場) 下通(HAB@熊本・サーティワン前) 三年坂(カリーノ下通テラス) 新市街(Denkikan前)
7	On the Corner (野村誠、吉森信のピアノコンサート)	10月13日	上通(熊本市現代美術館ギャラリー)
8	Great Composer Memorial(シヨパン)	10月17日	下通(紅蘭亭前)
9	On the Corner (3人アンデスのフォルクローレコンサート)	11月29日	三年坂(カリーノ下通テラス)

注1：Great Composer Memorialで示したカッコ内はコンサートで取り上げる作曲家の名前を指す。

注2：フォルクローレとは、ラテンアメリカにおける民族音楽を指す。

下通繁栄会での聞き取り調査およびSAPのホームページより作成。

よってマジックや曲芸などが披露されており、実質的に大道芸のイベントが復活したと捉えることもできる。なお、イベントの会場をみると、「Jazz Open」は商店街の複数街路で行われているが、それ以外は単一の会場である。その中で注目されるのが中華料理店「紅蘭亭」である。イベントが下通の二番街にある本店前で数回開催されているのははじめ、上通にある支店前も「Jazz Open」の会場になっている(第2図、第5表)。紅蘭亭の経営者であるC氏は音楽に造詣が深く、SAPの立ち上げに際して繁栄会の理事会において企画を提案したのをはじめ、実行委員長を務めている(STREET ART-PLEX KUMAMOTO 実行委員会編, 2023)。C氏のSAPに対する強い思いがイベント会場の選択にも影響を与えていると推察される。

さて、SAPの運営に際しては、前述した商店街組織以外の関係者として、商店街以外の会場

のひとつである現代美術館や、イベントの実施に欠かせないデザインや音楽、パフォーマンスに関する専門家などからなる外部人材は見逃せない。また、実務面では事務局がある熊本市の商業金融課や熊本商工会議所も関わっている。運営メンバーの所属先と活動期間の関係をみると、現代美術館や熊本市・熊本商工会議所のメンバーによる活動期間は商店街関係者や外部人材に比べると短い傾向にある(第6表)。その理由として人事異動に伴い、SAPの運営から外れる場合が多いことが考えられる。対照的に商店街関係者や外部人材の活動期間は長く、先述のC氏をはじめSAPの開始時から運営に携わるメンバーも多い。SAPにとって熊本地震やコロナ禍は、その活動を困難にしかねない深刻な出来事であった。そのような中、SAPは熊本地震の発生から1ヶ月後には音楽コンサートの再開や休館を余儀なくされた熊本県立劇場と共に

第6表 SAPを運営するメンバーの所属先と活動期間の関係（2023年）

運営メンバーの所属先	SAPの活動期間				
	20年以上	15～19年	10～14年	1～9年	計
商店街	8	2	3（1）	4（2）	17（3）
熊本市現代美術館				4（2）	4（2）
外部人材	3	4	1	2	10
熊本市役所・熊本商工会議所	1	3	4（2）	15（10）	23（12）
合計	12	9	8（3）	25（14）	54（17）

注1：カッコは2023年時点で活動から離れたメンバーの活動期間の内訳を示している。その中には1名、複数期間にわたって活動した方がいるが、それについては活動期間の合計で集計した。

注2：「外部人材」とは、デザインや音楽、パフォーマンスの専門家ならびにボランティアを指す。

注3：「商店街」とは、下通・上通・新市街・安政町・城見町の各商店街組織ならびに三年坂会場の関係者を指す。

STREET ART-PLEX KUMAMOTO 実行委員会編（2023）より作成。

市民参加のダンスパフォーマンスを企画するなど中心商業地を文化活動の場と位置づける姿勢を変えなかった。また、コロナ禍においては、会場で多くの人が集まらないように演奏ならびにパフォーマンスの時間短縮に務めたのははじめ、人の移動による感染拡大を防ぐために、出演者を九州の在住者に限定するなどの対策を施してきた（STREET ART-PLEX KUMAMOTO 実行委員会編，2023）。これまでの実績をふまえて、今後のSAPにおいて質の高い活動を維持させるためには、若手の人材を積極的に起用するなどの形で運営ノウハウの継承を図る試みが必要であると考えられる。

V おわりに

本研究では、熊本市の中心商業地における商業集積の特徴について、「商いの場」としての側面から大型店の立地再編と商業集積地区の動向を通じて商業活動の変化を示した上で、「賑わいの場」を目指して行われるまちづくりの取り組みについても明らかにした。

熊本市における大型店の立地は、1970年代まで鶴屋、大洋ならびに岩田屋伊勢丹といった百貨店が主導する形で中心商業地においてみられた。その後、1980年になると中心商業地に近い

大江地区においてダイエーが本店法の厳格な運用に基づく調整を経て出店をしたものの、1980年代まで郊外における大型店の立地は一部の食料品スーパーを除いてあまりみられなかった。その状況が一転したのは、本店法の運用緩和を契機に、はません、サンピアンといった店舗面積20,000㎡以上の大型店が郊外に相次いで出店した1990年代である。だが、商業活動の郊外化が進む一方、中心商業地では2000年代に鶴屋が複数の再開発事業への参加を通じて追加出店したことで規模を拡大させた。また、熊本市が郊外におけるイオンによるショッピングセンターの出店計画を不許可にしたことは、他の地方都市でみられるような中心商業地における商業活動の衰退を食い止め、結果として郊外との間で商業活動からみだすみ分けがなされた点は注目に値するだろう。その後、2010年代に入ると、中心商業地では岩田屋伊勢丹から店舗を譲り受けて営業を続けた県民百貨店が桜町の再開発事業の影響を受ける形で閉鎖され、その跡地はサクラマチクマモトとして建て替えられた。他方、中心商店街である下通においても老朽化が進んだダイエーがあった建物が専門店ビルCOCOSAに建て替えられたが、「商いの場」としての性格は依然として保たれていることは熊本市内にある商業集積地区で最上位にある点

からも示された。しかし、商業活動をめぐる下通と郊外にある商業集積地区との格差は縮小している。加えて、熊本駅前にアミュプラザくまもとが開業するなど、中心商業地とその周辺で大型店の立地再編が急速に進んでいる。そのような中、下通が商業活動において従来通り郊外とのすみ分けを通じて優位な地位を維持できるか否かは、熊本市における中心商業地の方向性にも影響を与えるだろう。

「賑わいの場」の視点から中心商業地、とりわけ下通で展開されるまちづくりを検討すると、ハード面では2000年代におけるアーケードの改装や、2020年代のほこみち制度の活用からなる街路整備は、商店街を賑わいの場とするための基盤を作った点で大いに評価できる。そして、それらを活用したソフト面でのまちづくりでは、従来の商業振興にこだわらない形で多様なテーマのイベントを繰り返す繁栄会や連合協議会と、音楽やパフォーマンスといった文化に特化したイベントを商店街組織の青年部という仲間型組織と外部の専門家の協働で20年以上続けるSAPが大きな役割を果たしていることが確認できた。これらのアクターによるまちづくりは、先行研究で指摘された商業活動の衰退で人材不足に悩む地方中小都市とは異なり、商店街組織がもつ強固な基盤の下で展開されてきた点に特徴づけられる。また、SAPの運営に際して、熊本市や熊本商工会議所との協働がみられる点は、文化をテーマとしたまちづくりをめぐる公民連携の一端をあらわす貴重な事例といえる。

中心商業地が果たす役割について、太田(2021)は群馬県前橋市の事例から商業活動が「物販型商業」から「交流型商業」へ転換していると主張した。それをふまえて、熊本市の中心商業地における商業集積の特徴について大型店の立地再編とまちづくりの展開からまとめると、従来からみられる「物販型の商業集積」と様々なアクターによって行われるまちづくりで賑わいを保とうとする「交流型の商業集積」が併存する形で成立していると結論づけられる。

こうした考えは人口規模が大きく、商業活動において郊外とのすみ分けが可能な県庁所在都市における中心商業地のあり方を考える上でも参考になるだろう。

今回は大型店の立地再編に続ける形で中心商業地のまちづくりを説明しようとしたために調査対象を下通に限定し、上通で展開されているまちづくりに関する分析までは及ばなかった。今後は上通との比較を行うことで、熊本市の中心商業地が置かれた現状と課題を商店街のサイドから深く説明できるだろう。

付記

本研究を進めるに際して、下通繁栄会会長の猪毛尾彰宏様からは聞き取り調査にご協力頂きました。ここに厚く御礼申し上げます。本稿の前半は2024年3月の日本地理学会春季学術大会シンポジウム「生活を支える流通・サービスの協働空間」(青山学院大学)にて発表しました。

注

- 1) 本稿におけるまちづくりは、中心商業地を対象としたものであることをふまえて安倉(2024a)と同様に、渡辺(2014)による「地域商業の問題を中心に据えながら、経済的側面だけではなく、社会的・文化的側面を含めた地域コミュニティのあり方に関する構想ないし計画、およびそれらの実現に向けた地域住民を巻き込んだ運動や活動」の定義を採用する。
- 2) 「まちゼミ」とは、各店舗の経営者やスタッフが販売商品もしくはサービスの専門的な知識や技術について、あらかじめ予約の上で来店した顧客に体験をまじえた紹介を行うイベントを指す(内藤, 2017, 2021)。
- 3) 九州全域の都市人口をみると、第2位が北九州市が約93.9万人であるので熊本市の人口は第3位となる。
- 4) 残る中心市街地の地区は、「熊本駅周辺地区」「新町・古町地区」「熊本城地区」の3つで構成される(熊本市, 2024)。
- 5) 寿屋の創業は1947年大分県佐伯市で開業した雑貨

- 店に遡る。2001年12月に経営破綻した寿屋は「カリーノ」に社名を変更し、ショッピングセンターの管理運営を行う不動産業者に転業して現在に至る。三年坂にあった寿屋の店舗は専門店ビル「カリーノ下通」に業態転換して現存する。
- 6) 岩田屋伊勢丹の出店調整は、1956年に施行された第2次百貨店法に基づいて行われていた。同法では百貨店の新規開業に際して国の許可を得る必要があり、岩田屋伊勢丹による百貨店としての出店不許可はそれに先駆けた調整の結果であったと考えられる。
 - 7) 京都市で時計商を営んでいた鈴木弥三郎が創業した銀丁の経営は、再開業を目前にした1951年、中央紡績株式会社を営む池田重利に譲渡された。だが、同社は繊維不況の影響を受けて1954年に休業すると同時に銀丁の経営から手を引いた。銀丁は同年12月に大洋に買収された結果、同社の子会社となっていた(新熊本市史編纂委員会編, 1997)。
 - 8) 「今昔マップ on the web」を用いた地形図、地理院地図および空中写真の判読結果に基づく。
 - 9) 「日経MJ(流通新聞)」2006年5月31日付による。
 - 10) ダイエーは首都圏および京阪神圏に店舗網を限定した上で、食料品スーパーの運営を行うイオンの子会社として営業を続けている。
 - 11) 熊本日日新聞ホームページ (<https://kumanichi.com/articles/1534006>, 2024年11月17日検索)。イオンに先駆けてビバホームは2024年11月、隣接地で専門店とシネコンを併設する施設である「グランパレット熊本」(2004年開業)も同年12月に専門店、2025年3月にはシネコンがそれぞれ閉鎖した。
 - 12) 熊本市役所ホームページ (https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=22348&sub_id=1&fid=151969, 2024年11月18日検索)。
 - 13) 「熊本日日新聞」2014年5月30日付朝刊による。
 - 14) くまもと経済ホームページ (http://www.kumamoto-keizai.co.jp/content/asp/dejikame/dejikame_detail.asp?PageID=19&Knum=21213&PageType=top, 2024年11月18日検索)。
 - 15) 熊本市における中心商業地の変化を取り上げた先行研究である出家・吉村(2010)や山本(2015)は、商業活動の変化を捉える統計として『熊本市統計書』にある小学校区別の集計結果を利用していた。しかし、本研究では個々の大型店や商店街単位のデータが整備されている『商業統計表』と『経済センサス』の「立地環境特性格統計編」を分析に用いた。
 - 16) 熊本市は2008年に旧富合町、2010年には旧城南町と旧植木町を合併したことによって現在の市域が形成されている。そして、2012年に政令指定都市となった。
 - 17) J R熊本シティホームページ「アミュプラザくまもと2023年度概況について」(<https://www.jrkumamoto-city.com/assets/ea874ca-e3d9-4a48-99e5-bbc14f978e68>, 2024年10月10日検索)。
 - 18) 「県庁通繁栄会」においては大型店の立地はみられないにも関わらず、小売業年間商品販売額が売場面積に比して高い理由として、地区内に本社を置く眼鏡専門店チェーンD社の売上高が計上されていることが推察される。
 - 19) TMO(Town Management Organization:タウンマネジメント機関)とは、1998年に施行された旧中活法において、各市町村から出された中心市街地活性化基本計画に基づいて認定された活性化事業計画の企画調整と事業実施を行うところである(渡辺, 2023)。熊本市のTMOは熊本商工会議所に置かれていた。なお、TMOは2006年の中活法改正に伴って廃止され、その役割は中心市街地活性化協議会が担うこととなった。
 - 20) 国土交通省ホームページ「歩行者利便促進道路(ほこみち)一覧」(<https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/ichiran.pdf>, 2024年11月22日検索)。
 - 21) コロナ占用特例は2023年3月で廃止された。
 - 22) 下通繁栄会会長に対する聞き取り調査(2024年10月実施)に基づく。
 - 23) 下通繁栄会のホームページ(<https://shimotoori.com/koutsuiken>, 2024年11月25日検索)。
 - 24) 下通繁栄会会長に対する聞き取り調査(2024年10月実施)に基づく。
 - 25) 下通繁栄会のホームページ(https://shimotoori.com/category/event_report/higonotsuritemari, 2024年11月25日検索)。
 - 26) ゆかたまつりでは、ゆかたのレンタルは行っていない。
 - 27) 2022年9月まではSTREET ART-PLEX KUMAMOTO実行委員会編(2023)、それ以降はSAPのホームページ(<https://artplex.jp/>, 2024年11月25日検索)を基に集計した。

文献

- 石川琢也・溝上章志・円山琢也 (2012)：武蔵ヶ丘団地の開発経緯と Old New-town 問題の実態，および意識に関する基礎調査. 土木計画学研究・講演集 45 (ROMBUNNO201)：1-10.
- 伊藤健司 (2007)：市場の多様化と商業立地の多様化. 林 上編『現代都市地域の構造再編』51-80. 原書房.
- 伊藤健司 (2013)：大型ショッピングセンターの立地多様化と出店用地. 土屋 純・兼子 純編『小商圏時代の流通システム』195-213. 古今書院.
- 太田悠文 (2021)：群馬県前橋市における中心市街地の変容. 地域学研究 (駒澤大学) 34：33-49.
- 岡部達明 (2012)：熊本市中心商店街の発展過程に関する研究. 日本建築学会九州支部研究報告51：729-732.
- 川野訓志 (2016)：地方自治体における出店規制について—熊本県中規模店条例を手がかりとして—. 専修ビジネス・レビュー11(1)：31-38.
- 川野訓志 (2019)：九州における小売業の位置づけについて—出店規制との関連で—. 専修大学商学研究 所報49(2)：1-22.
- 草野 厚 (1992)：『大店法経済規制の構造—行政指導の功罪を問う—』日本経済新聞社.
- 熊本市 (2024)：『熊本市中心市街地活性化基本計画 (第2回変更)』熊本市 (https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=806&sub_id=37&fid=412211, 2024年11月14日検索).
- 寿屋創業40周年記念事業実行委員会 (1988)：『獅子王の如く—寿屋40年の歩み—』寿屋.
- 駒木伸比古 (2010)：徳島都市圏における大型店の立地とその地域的影響—大型店の出店規制に着目して—. 地理学評論83：192-207.
- 駒木伸比古 (2011)：大店法末期における地方都市郊外へのショッピングセンター出店プロセスの検討—自治体・企業・地元小売業者の行動を通じて—. 観光科学研究 (首都大学東京) 4：29-38.
- 駒木伸比古 (2016a)：商店街を場としたまちづくり活動. 根田克彦編『地域づくり叢書第5巻 まちづくりのための中心市街地活性化—イギリスと日本の実証研究—』79-90. 古今書院.
- 駒木伸比古 (2016b)：豊橋市中心市街地における市民主導型まちづくり活動の展開—『とよはし都市型アートイベント sebone』を事例として—. 地域政策学ジャーナル (愛知大学) 5(2)：19-35.
- 駒木伸比古 (2024)：大型商業施設を通じてみる福岡. 地理69(5)：18-27.
- 新熊本市史編纂委員会編 (1997)：『新熊本市史通史編 第八巻 現代Ⅰ』熊本市.
- 新熊本市史編纂委員会編 (2000)：『新熊本市史通史編 第九巻 現代Ⅱ』熊本市.
- 寿崎 肇 (2001)：『ありがとう寿屋—寿崎肇ものがたり—』熊本日日新聞社.
- 千葉昭彦 (2012)：『都市空間と商業集積の形成と変容』原書房.
- 千葉昭彦 (2024)：商業集積. 阿部和俊編『日本の都市地理学研究』155-167. 古今書院.
- 坪田幸治 (2001)：農村地域における大規模商業集積が地域経済に及ぼす影響—青森県柏村を事例に一. 経済地理学年報47：121-133.
- 鶴屋百貨店 (2002)：『鶴屋五十年史』鶴屋百貨店.
- 鄭 一止・辻原万規彦 (2019)：旧三菱重工熊本航空機製作所の社宅街における土地利用の変遷に関する研究—熊本市健軍エリアを対象として—. 都市計画 論文集54(3)：569-576.
- 出家健治・吉村純一 (2010)：岐路に立つ熊本市の中心市街地小売業とまちづくり—新幹線開通を目前にして—. 熊本学園大学付属産業経営研究所編『グローバル化する九州・熊本の産業経済の自立と連携』115-137. 日本評論社.
- 東洋経済新報社編 (2023)：『全国大型小売店総覧 2024』東洋経済新報社.
- 内藤 亮 (2017)：岡崎まちまぜミにみる地方都市中心商店街の再生の取り組み. 新地理65(3)：51-68.
- 内藤 亮 (2021)：商店街活性化事業としてのまちまぜミの全国の特徴とその課題・可能性. 新地理69(3)：17-35.
- 難波田隆雄 (2006)：企業合理化に伴う企業城下町の中心商業地の変容—兵庫県相生市を事例として—. 地理学評論79：355-372.
- 箸本健二 (2011)：変わる流通・多様化する流通. 地理56(2)：22-29.
- 箸本健二 (2014)：大型店のスクラップ・アンド・ビルドと中心市街地への影響. 山川充夫編『日本経済と地域構造』154-172. 原書房.
- 箸本健二 (2016)：中心市街地の大型店撤退問題. 根田克彦編『地域づくり叢書第5巻 まちづくりのための中心市街地活性化—イギリスと日本の実証研究—』76-78. 古今書院.

- 林 上 (2001) : 岐阜県土岐市における伝統的商業地区の衰退とその対策. 情報文化研究 (名古屋大学) 13 : 67-83.
- 藤井 正 (1991) : 地方都市における大規模小売店舗の立地展開—生活行動の変化との関連から—. 人文学論集 (大阪府立大学) 9・10 : 1-20.
- 松岡恵悟 (2001) : 松山市における近年の大型スーパーの立地動向からみた商業地域の変容. 季刊地理学 53 : 127-131.
- 武者忠彦 (2007) : 地方都市のまちづくりとガバナンス. 地理科学62 : 147-160.
- 両角光男 (2006) : 熊本市中心商店街—マチの素材を活かす地域連携とソフト対応—. 矢作 弘・瀬田史彦編『中心市街地活性化三法改正とまちづくり』209-217. 学芸出版社.
- 安倉良二 (2021) : 『大型店の立地再編と地域商業—出店規制の推移を軸に一』海青社.
- 安倉良二 (2024a) : 中心商業地とまちづくり. 阿部和俊編『日本の都市地理学研究』563-576. 古今書院.
- 安倉良二 (2024b) : 商業地理とフィールドワーク. 経済地理学会編『経済地理学事典』412-413. 丸善出版.
- 山川充夫 (2004) : 『大型店立地と商店街再構築—地方都市中心市街地の再生に向けて—』八朔社.
- 山本耕三 (2015) : 熊本の中心商業地. 山中 進・鈴木康夫編『熊本の地域研究』215-229. 成文堂.
- 山本耕三 (2018) : 熊本地震と商業. 伊東維年・鹿嶋洋編『熊本地震と地域産業』119-132. 日本評論社.
- 與倉 豊 (2024) : 鹿児島市の中心市街地における商業系再開発の展開と公民連携—鹿児島中央駅地区と天文館地区の比較から—. 地理科学79 : 33-50.
- 吉田 護・梶谷義雄 (2019) : 地域核店舗の被災影響に関する実証分析—熊本市健康商店街の事例を通じて—. 土木学会論文集 D3 (土木計画学) 75(5) : 251-258.
- 米浜健人 (2010) : 旧まちづくり三法下における地方都市中心市街地活性化の実情と課題—栃木県足利市を例として—. 早稲田大学教育学部学術研究地理学・歴史学・社会科学編58 : 75-94.
- 渡辺達朗 (2014) : 『商業まちづくり政策—日本における展開と政策評価—』有斐閣.
- 渡辺達朗 (2023) : 『流通政策入門 (第5版)—市場・政府・社会—』有斐閣.
- STREET ART-PLEX KUMAMOTO 実行委員会編 (2023) : 『STREET ART-PLEX KUMAMOTO 実

行委員会20周年記念誌』STREET ART-PLEX KUMAMOTO 実行委員会.

ナチ体制下 KdF ツーリズムの展開*

幸 田 亮 一

はじめに

- 1 労働運動の弾圧と DAF 誕生
 - ① 労働組合の襲撃と資産の収奪
 - ② 襲撃の具体的様相
 - ③ DAF の誕生
- 2 KdF 旅行の誕生と拡大
 - ① KdF の誕生
 - ② KdF 旅行の拡大
 - ③ KdF 旅行の実態

おわりに

はじめに

ドイツ連邦共和国の「連邦休暇法」(Bundesurlaubsgesetz) は、従業員に年間最低24日の有給休暇を与える義務を使用者に課している。実際には労働協約により、これを上回る、ほぼ30日の有給休暇がドイツの多くの被雇用者に保証されている。日本では、普通の会社員が平日に有給休暇をとって2週間の旅行に出かけることなどほとんど考えられない。ドイツでは普通の人々がウアラウプ (Urlaub 有給休暇) の権利をしっかりと行使し、長期のヴァカンスを楽しんでいる。企業や役所での上司の仕事のひとつが、部下にきちんと有給休暇を取らせることだということも、日本ではなかなか理解できない。

「世界のツーリズム大国」¹と呼ばれるドイツ人の習慣はいつ誕生したのだろうか。筆者はこの問題を解明すべくドイツのツーリズム史を研究してきた。そして、第一次大戦前に労働者の一部にハイキングや自転車を利用した旅行を行う運動が登場したこと、ワイマール期に有給休暇制度が労働者の間にも導入され、労働組合も労働者の旅行に力をいれ『ドイツ労働者旅行ハイキング案内』を出版したことなどを明らかにしてきた²。

それらを踏まえ、本稿ではナチ期の民衆旅行の組織化について、それが戦後のマスツーリズムにどのように繋がっていくのかという問題意識をもって検討してみたい。

ナチ政権成立後に誕生した最大の大衆運動組織が、ナチ党によってつくられたドイツ労働戦線 (Deutsche Arbeitsfront: 以下 DAF) であり、その主柱の役割を果たしたのが歓喜力行団 (Kraft durch Freude: 以下 KdF) である。この組織はナチ時代に何もなかったところから急ごしらえによってできたものではない。それは、第一次大戦とワイマール期の労働者運動が作り上げてきた成果を奪い取ってできあがった組織なのである。だが、これまでの研究では、DAF や KdF が労働者による運動の成果をいかに利用してきたのかについての言及がほとんどない。

* 本稿は、2021～2024年度科学研究費基盤研究 C (課題番号21K12499) による研究成果の一部である。

¹ ドイツのツーリズム史研究の第一人者であるシュポデーは『ドイツはいかにして世界一のツーリズム大国になったのか』という本を出しているほどである (Spode(2003))。

² 幸田 (2012) (2020) (2021) (2023) (2024a) (2024b) を参照。

本稿は、この点にも関心をもちつつ、主としてドイツでの研究成果をもとに、KdF ツーリズムの実態を明らかにすることを目的とする³。

1 労働運動の弾圧とDAF誕生

ワイマール期にドイツの労働組合およびその関連団体は、多様な資産を所有し、多くの職員を雇用していた。それをナチ党は政権獲得後の1933年2月より、暴力的に奪い始める。奪取は、社会民主党や共産党系の労働組合でなければ、形式的には所有者の理解を得て「自発的」な形とった。だが、自由労働組合や共産党、社会民主党、それらの関連団体・企業についての事情はまったく違い、暴力的な奪取であった。そして、ナチ党による労働組合からの資産奪取が後のユダヤ人からの資産奪取に繋がっていくのである⁴。

ナチ党は一体どのようにして労働組合の資産を奪い、それをどのように利用したのであろうか。

① 労働組合の襲撃と資産の収奪

1933年1月30日に誕生したナチ政権は、アメとムチの両方の政策を使い分けることにより、ユダヤ人を除くドイツ国民を「民族共同体」(Volksgemeinschaft)に向かつて駆りたてた。ナチ党は、イデオロギー面で労働を重視し、その中心に「労働のエトス」を置いた。その特徴は実際に働く労働者の労働条件の改善ではなく、スローガンとして‘Arbeit adelt’ (労働は人を高貴にする)や‘Arbeit macht frei’ (労働は人を自由にする)であった。ナチ党のプロパガンダでは平等の実現を謳ったが、それは経済的

平等ではなく、精神的平等を宣伝したのに過ぎなかった⁵。

1927年以降、ナチ党は、社会民主党や共産党系の活動家の牙城であった企業内への浸透を開始した、最初ベルリンの大経営から始まった運動をもとに1928年に誕生したのがナチ経営細胞組織(Nationalsozialistische Betriebszellenorganisation: 以下NSBO)である。1931年にナチ党の全国的経営組織として承認されることに成功したNSBOは、‘Hib: Hinein in die Betriebe’ というスローガンのもとに、暴力をともなって企業内への浸透はなかった。31年末までの会員は30万人になったが、500万人を組織していた自由労働組合に比べるといまだに貧弱な勢力に過ぎなかった⁶。

ナチ政権成立後の最初の国会選挙が3月5日に行われた。ナチ党は目標の単独過半数を獲得できなかった。だが、ドイツ国家人民党(DNVP: Deutschnationale Volkspartei)との連立与党で議席の過半数を獲得し、3月9日にはドイツ共産党を非合法化し、ついに3月24日には全権委任法を可決させて、ヒトラー独裁の基盤をつくりあげた。3月5日の国会選挙の結果をうけて、ナチ党は反対勢力の弾圧を強化し、ドイツ各地で暴力が吹き荒れた。その後、ナチ政権は1933年7月14日に他の政党を解散し、ナチ党がドイツで唯一の公認政党となり、一党独裁国家が誕生した。

ナチ党はとりわけマルクス主義を掲げる労働組合を目の敵にしてそれを解体するために準備を進めた。だが、ADGBのトップは、ナチ政権成立後の2月12日の時点でも、ナチスに協力するとの声明を出したことにより、組合は存続できるだろうとの楽観論を持っていた⁷。

³ 主要な研究を年代順に紹介すると、Buchholz (1976)、Appel (1999)、Fromman (1992)、Baranowski (2007)、Timpe (2017)がある。さらに、Spodeは1990年代から研究を重ね、最新の2023年の論稿に至るまでナチス期ツーリズムの研究を重ねてきている。邦語文献としては、山本(1995)および大橋(2017)が参考になる。

⁴ Hachtmann (2012), S.57.

⁵ シェーンボウム (1988), 106頁。

⁶ Mai (1983), S. 587-589.

4月21日に、当時ナチ党の政治組織の首席補佐官だったロベルト・ライ（1890-1945）は党内に一通の回覧文書を出した。それは、10日後の5月2日（火）午前10時に、自由労働組合に対し「強制的同一化行動」（Gleichschaltungsaktion）を全ドイツで起こすことを呼びかける文書だった⁸。

NSBOの名前が知られるようになったのはこの一斉行動においてである。まず、ナチ政権は5月1日のメイデーを「国民的労働の日」という有給休暇の日に変更し、全国で宣伝イベントを行った。ベルリンでは、郊外のテンペルホフ広場で大規模な大衆集会を開き、ヒトラー自身も演説している。そこには有給休暇を与えられた労働者も数多く参加し、社会民主党系の労働組合員も参加した⁹。

しかし、翌5月2日にナチ党は、予定どおり全国各地の労働組合会館や労働者職員公務員貯蓄銀行、自由労働組合の印刷所・販売所などを襲撃し、圧倒的な暴力により、数時間のうちに、幹部を拘束し労働組合員を恫喝し、全国の労働組合会館などの建物施設を占拠し資産を差し押さえた。ナチ党は長年の伝統をもつ労働組合を暴力でもって一挙に解体し、労働組合の資産や労働銀行、貯蓄組合、保養所などの労働組合所有地と施設、水泳場、スポーツ用品、楽器、図書館などを没収した¹⁰。

ナチ突撃隊とナチ親衛隊とともにこの襲撃を担ったのが、NSBOを中心に組織された「ドイツの労働保護行動委員会」（Aktionskomitee zum Schutze der deutschen Arbeit）で、指導したのはライであった。

② 襲撃の具体的様相

ワイマール時代に強大な勢力を誇った労働組

合は、いっきよに壊滅させられた。ワイマール期の労働運動の中心地であったベルリンの場合をみてみよう。ベルリンには労働組合のナショナルセンターとして、自由労働組合の本部の他、その最大の構成員であった金属労働組合の本部や労働会館などが集中して立地していた。

労働者のための施設がいかにもベルリンに集中し、それが労働者にとって誇りであったかは、1932年に出版された『ディーツ労働者旅行ハイキング案内』から明瞭に読み取ることができる。そこでは、ベルリンで訪ねるべきところとして、プロイセン時代のブランデンブルク門などの名所に加え、社会民主党や自由労働組合の施設を案内している。以下、少し詳しく紹介しておこう¹¹。

まず、リンデン通り2番にディーツ出版社があった。同3番に立地した社会民主党本部には、中庭を含む4つの建物に党中枢を担うオフィスが集中し、党機関誌「前衛」（Vorwärts）を発行する印刷局もあった。隣接して、近代建築家メンデルスゾーン（Heinrich Mendelssohn）の手がけた金属労働組合本部の立派な建物があり、その1階には労働組合による自転車・オートバイ販売所が入っていた。

次に、旧市街の交通の要所であるシュピッテルマルクトには、ADGBの壮麗な建物がそびえていた。その建物は、「労働者銀行」として知られた労働者職員公務員銀行の本部を含む側廊を、1924年に拡張したばかりで、1930年には1億6,800万ライヒスマルク（以下RM）の預金をもち、約40億RMの貸出を行っていた。

さらに、エンゲルウーファー（1937年よりエンゲルダムに改名）に1900年に建設された労働組合会館は、関連のオフィスだけでなく、1,000人規模の集会ができる大ホールのほかに

⁷ Schumann (1958), S.56.

⁸ この回覧文書は Schumann (1958) の付録に収録されている。

⁹ この時の集会のための演壇のデザインを手がけたのは建築家シュペーアだった（シュペーア(2001上)、54-55頁）。

¹⁰ Schumann (1958), S.70-71.

¹¹ Dietz (1932), S.83-84.

200人収容の宿泊施設とレストランも備え、労働者だけでなく手工業者も含む労働運動の拠点となり、多くの人びとが利用し、「赤いエンゲル宮殿」と呼ばれていた。

最後に、ヴァル通りのADGB本部の建物は、鉄筋コンクリートの表現主義様式の建築物として1923年に竣工し、オフィスや会議室のほかに住居や客室、さらに1階に労働者・職員銀行の店舗もあった。

以上のとおり、ドイツでの労働運動が活発化した19世紀末から1920年代にかけてのベルリンに、次々に重要な労働運動の拠点建築が建設されていたのである¹²。5月2日のナチ突撃隊やナチ親衛隊を中心とする一斉行動により、ナチ党は、労働組合や労働者の施設をドイツ全土にわたって強奪した¹³。

この日は、それまでのマルクス主義的な労働者ツーリズムが否定され、ナチ的な大衆ツーリズムの出発点となった日とも言える。フロマンは「労働者ツーリズムの拡大は、1933年5月1日午前10時をもって始まった」¹⁴と書いているが、ナチ時代のそれは決して労働者が主体性をもって広がったものではない。

③ DAFの誕生

労働組合襲撃から1週間後の5月10日に、指導者ライの下、ベルリンに本部をおいてDAFが誕生した。ナチ党が奪った労働組合の資産と人員はすべてDAFに統合させられた。

ナチ労働組合の性格を強く有したNSBOの運動を引き継いだことにより、DAFは最初、

労働組合の継承者としてふるまおうとして、DAF中央事務局の下に、労働者総同盟、職員総連盟、手工業・商業・営業総連盟を置いた。労働組合的性格を打ち出すことにより、社会民主党や共産党系の労働組合からの資産奪取を正当化しようとしたのである。だが、NSBOが労働組合に代わる役割を果たすという当初の目的は実現しなかった。ライを含むナチ党幹部は、NSBOがあまりに大きな権限を持つことを恐れ、その役割をイデオロギー教育に限定したのである。

さらに、1934年1月20日に制定された国民労働秩序法は、職業身分的区別を否定し、労働者と経営者の区分をなくし、企業を「経営共同体」と位置づけた。この法律により労働組合は存在しないことになり、公式的には階級対立が否定されたのである。国民労働秩序法の制定により、ナチ労働組合を目指していたNSBOの影響力は大きく低下し、34年10月には本部がベルリンからミュンヘンに移り、まもなくしてDAFに吸収されてしまった¹⁵。

DAFは、経営共同体を標榜することにより、企業のなかに労使対立はないとして、ワイマール時代に生まれた経営評議会を廃止した。その代わりに、信任者評議会を置き、ナチ党員が「労働信任者」(Treuhändler der Arbeit)となって従業員の声を伝えることになったが、形式的なものであったことは言うまでもない。労働時間や賃金、労働条件はもはや交渉ではなくDAFの決定事項になった¹⁶。そのような組織にもかかわらず、労働者や職員は強制的に

¹² ここで紹介した建物のうち、旧金属労働組合の建物と旧労働組合会館はベルリンの近代建築記念物として現在も残っている。

¹³ ベルリン以外の労働者スポーツ組織への弾圧として、ヘッセンのオッフェンバッハに本部を置いていた労働者サイクリスト連盟をここで紹介しておこう。1933年のナチ政権成立直後に、各地への労働者サイクリスト連盟支部への攻撃が強まった。いち早くナチ党への賛同を表明したドイツサイクリスト連合がナチ党の意向にそってサイクリスト連盟への攻撃を代行し、財産を奪取した。同年3月初めにはオッフェンバッハの本部すべての銀行口座が閉鎖され、活動が止まり、フリッシュ・アウフ工場は占拠され、ヘッセン州に没収された (Beduhn(1987), S.130)。

¹⁴ Fromman (1992), S.142.

¹⁵ Heuel (1989), S.456-457.

¹⁶ Albrecht (1997), S.70.

DAF に入会させられ、会費を支払わされた¹⁷。

NSBO を吸収した DAF の役割は、イデオロギー教育を通じて「経営共同体」をつくりあげ、それらの上に強靱な「民族共同体」をつくりあげることであった。方針転換にともない、DAF は大幅な組織再編を行い、DAF 中央本部のもとに、人事部、組織部、資金部、そして次に紹介する KdF が直結することになった。

2 KdF の誕生と拡大

① KdF の誕生

1933年夏までに、社会民主党系や共産党系の組織からナチ党が奪取したヒト・モノ・カネ・情報は、ナチ政権による労働者政策の基盤となった。たとえば、労働組合の銀行はドイツ労働銀行となり DAF の活動を支えた。労働者による体操やボート、サッカー、サイクリング、コーラス、図書館、レジャークラブなども DAF に取り込まれた。また、労働者ハイキング協会の230のハイキング・休暇施設、1,000の地方支部、10万人の会員が DAF に取り込まれた¹⁸。さらに、ベルリンで社会民主党の機関誌を発行していた建物も、ナチ党の宣伝用の印刷所に転換させられた¹⁹。

DAF は、教育や経営集会だけでなく、レクリエーション活動、職業教育、全国職業技能教育、経営環境改善、年金、住宅建設など多様な組織活動を行っていた。これらのうち、レクリエーション活動を担ったのが、1933年11月28日に誕生した KdF である。

KdF の目的は、人々を非政治的領域においても掌握することだった²⁰。言い換えると、労

働者を中心とする民衆の自由時間、具体的には睡眠以外の自由時間をナチ党の統制下に置くことであった。成立にあたっては労働者の抵抗も、ナチ党のなかでの抵抗もなかった²¹。その後、民衆の支持をえた KdF は、DAF 傘下の最大の大衆組織に成長していった。イタリアのドーポラヴォーロをモデルとして生まれながら、イタリア・モデルを超えて多面的な活動を展開した KdF 登場の背景には、2つの歴史的背景があった。

ひとつは、両大戦間期という時代が、世界的な新たなツーリズムの時代の幕開けの時代になったことだ。大きな傾向として、富裕層の旅行の比率が低下し、民衆の旅行が徐々に増え始めたのである。ヨーロッパに限れば、1917年のロシア革命によりロシア人富裕層の旅行者が急減した。あわせて、1936年6月にフランスでは人民戦線内閣が成立し、ただちに有給休暇法と週40時間労働法を成立させ、「週末とヴァカンスが保証され余暇は権利となった」のである²²。この結果、両大戦間期にヨーロッパでは宿泊施設が増加し、交通費が低下するとともに、団体旅行が増大した²³。

もうひとつはドイツで顕著に現れた社会経済問題である。すなわち、ワイマール時代に取り組まれた合理化運動の批判的継承という課題があった。ナチ党は、いかにして疲労から回復し生産性を上げるかという問題に、産業心理学や労働科学の成果を投入し、1935年に DAF のもとに「労働科学研究所」(AWI: Arbeitswissenschaftliche Institut) を創設し、研究を続けた²⁴。あわせて、DAF は、労働者の余暇時間をいかに組織的に管理するかを熱心

¹⁷ Albrecht (1997), S.71.

¹⁸ Baranowski (2004), S.53.

¹⁹ Smelser (1989), S.134-135.

²⁰ Appel (1999), S.53.

²¹ シェーンボウム (1988)、135頁。

²² 渡辺 (2013)、269頁。

²³ Fürsatz (1938), S.52.

²⁴ 幸田 (2024b)、67頁。

に追求し、これらの課題追求を「民族共同体」の形成に統合していったのである。

KdF は、労働者の生活をカバーする領域として5領域を考え出した。すなわち、快適な職場、終業後の自由時間、成人教育とレジャー活動、スポーツ活動、休暇旅行である。これに基づき、KdF には5つの部局、すなわち、「旅行・ハイキング・休暇局」、「終業後余暇局」、「スポーツ局」、「労働美局」、「国民教育局」が設置された。

まず、「労働美局」は文字どおり、労働の現場を美しくすることにより生産性を上げることがをめざした。初代局長は、ヒトラーお気に入りの建築家で、後に軍需大臣になる建築家のシュペーア (Albert Speer) であった。同局は1935年までに17,000の企業・工場を説得し、レクリエーション室や工場内売店、緑地、プールなどを整備させた。さらに39年までに13,000の緑地、15,000の工場内売店・レクリエーション室、20,000の洗面更衣室ができた²⁵。

次に、「終業後余暇局」は、1日の仕事が終わったあとの労働者・職員の余暇時間を掌握することをめざした。すでに広く普及していた映画やスポーツなどに加え、それまでブルジョア階級の楽しみであった観劇やクラシック音楽鑑賞も、KdF によって労働者向けのプログラムが準備され、大勢が参加した。

第3が「国民教育局」である。KdF は38年までにドイツ内に300以上の成人教育センターと30の音楽学校を設置しているが、それらの多くはワイマール共和国時代に社会主義者がつくったものをナチ党が奪取したものだ²⁶。KdF はプログラム内容を大幅に拡充し魅力あるものにした。

第4の「スポーツ局」もナチ党が力を入れた部局である。19世紀半ばより、市民階級だけでなく労働者階級にも広がっていき、各地に体操や水泳などの協会が生まれた。さらに19世紀末からはサッカーの人气が高まり、労働者たちのサッカークラブも多数生まれていた。これらがナチ体制のもとで一元的に統制され、企業スポーツも含む多様なプログラムに編成され、それまでスポーツに無縁な人々も取り込んでいったのである。このことを端的に伝えるのが、「ある人がどれだけジャンプできるかではなく、その人がジャンプすることが大切だ」というスローガンだ²⁷。さらに、有給休暇を利用してスキーやヨットを楽しむスポーツ休暇 (Sporturlaub) 制度も導入した。1936年のベルリンオリンピックが人々のスポーツ熱をあおった²⁸。そして、ナチ党によるスポーツ振興が、来たるべき戦争に従軍することになる若者の体力育成であったことも重要な要因であった²⁹。

KdF の活発な行事の様子を紹介しておこう。たとえば、ミュンヘン・オーバー・バイエルン・ガウは、休暇やハイキング旅行に加えて、1936年5月に次のようなイベントを開催した。すなわち、女性のための午後の演劇公演や子ども向けパーティー、楽しい土曜午後の催し、体操教室、乗馬レッスン、バルト海でのセーリング、講演、物館等のガイドツアー、教養ワークショップ、軽いアスレチック、専門コース (速記、ドイツのスポーツゲーム、テニスなど)、水泳コース、算数、音楽、料理教室である³⁰。労働者や職員だけでなく、女性や子どもまで多くの国民が KdF の多様な活動に取り込まれたことを読み取ることができる。

²⁵ Baranowski (2004), S.56.

²⁶ Albrecht (1997), S.73.

²⁷ Timpe (2017), p.37.

²⁸ KdF (1938), S.26-28.

²⁹ Hachtmann (2016), S.40-42.

³⁰ Sopade (1934-1940), 5.8.1936.

② KdF旅行の拡大

ここから、KdFの多面的活動のなかで「民族共同体」形成にもっとも貢献した旅行ハイキング休暇局を詳しく検討したい。

1934年2月17日に、KdFはライヒスバーンと連係し特別列車を仕立てて、ベルリンからオーバーバイエルンまでの最初の鉄道旅行を企画し予期せぬ成功をおさめた。これがきっかけとなって、鉄道に加えバスも動員して、多様なKdF旅行に取り組んだ³¹。その成果はいかなるものであったのだろうか。

表1から分かるように、34年から39年の間に、のべ約4,300万人のドイツ人がKdF旅行を利用した。34年には270万人弱だったのが、35年には730万人弱、36年にはほぼ1,000万人となり、この傾向が38年まで続いている。39年は第二次大戦が勃発する9月1日より前の8カ月で750万人だったので、もし大戦が勃発しなければ、1,100万人になっただろうと推定できる。シュポードによると、1937年までに15歳以上のドイツ人の5人に1人がKdF旅行に申し込んだとのことである³²。また、1934年から大戦勃発前の39年8月までに、KdF旅行に参加したドイ

ツ人は800万人から1,000万人と見積もられている。

利用者の拡大にともない、KdFの従業員数も増加した。1935年には合計2,547人だったのが、1939年末には7,500人にまで増加している³³。4年間に3倍も増加したのである。

旅行の内訳をみると、8割以上は3日以内の小旅行と日帰りハイキングだった。なかでも、週末を利用した1泊2日または日帰り旅行への参加者が大多数を占める。だが、1935年以来、毎年100万人を超える人々が3日から2週間の旅行に参加しているという実態も無視できない。

KdF旅行に人々が参加した最大の理由は旅費の安さであった。39年までにKdFが提供した旅行の3分の1は30RMで提供されたが、これは平均的労働者の1週間の賃金に等しく、無理なく捻出できる範囲だった³⁴。いくつか紹介してみよう。ドレスデンまたはライプツィヒから7日間のテューリンゲンの森への旅行は24.5RM、週末のベルリンからリーゼンゲビルゲの1泊2日旅行は13RM、ベルリンから春のハルツ地方を回る4日間のバスの旅は25.5RMだった³⁵。これらは全て旅費と3食の食費を含

表1 KdF旅行ハイキング休暇局の活動実績（参加者数 単位 千人）

種別	週末・日帰り旅行	休暇旅行	ハイキング	クルーズ旅行	
期間	（最大2日）	（3～15日）	（日帰り）	（7～21日）	
年	1934	1,800	400	100	6
	1935	4,800	1,000	400	12
	1936	6,200	1,300	1,100	12
	1937	6,800	1,400	1,600	13
	1938	5,900	1,200	1,200	12
	1939	5,100	1,000	1,100	14

出典) Spode (1982), S.298

注) 1939年は8月まで

³¹ Spode (2004), S.132.

³² Spode (2004), S.132.

³³ Buchholz (1976), S.202.

³⁴ Hachtmann (2007), S.125.

³⁵ Buchholz (1976), S.275.

んだ旅費だった。

亡命ドイツ社会民主党の『ドイツ通信』(Sopade)は度々、KdFのことを報告している。それが指摘するように、ナチ党は工場で労働者を組織するより、休暇を組織することが容易であったのは事実である。1934年の報告書は興味深い3つの事例を紹介している。まず、ケルン出身の若い労働者カップルがバイエルン州のフラスドルフへの8日の旅行に2人であわせて60マルクで参加した事例。次に、バイエルン州南部から1,200人の労働者がノルウェーのスパールバル諸島への旅行に参加し、食費を含め、旅行全体の費用は参加者1人あたり76マルクだった事例。さらに、ミュンヘンからはBMW社の従業員も含む900人がモーゼルへ8日間の旅行に参加し、費用は1人あたり35マルクで、参加者は昼食ごとにグラスワインが出た事例。『ドイツ通信』は、少なくともKdFによって労働者もしっかり休暇を楽しむことができるようになり、この成果が与える印象は小さくなく、ナチ党がKdF旅行をプロパガンダに広く利用していると指摘している³⁶。

なぜ、このような低価格が可能だったのだろうか。それは規模の経済、質の引き下げ、そして強要によってである。従来、ライヒスバーンが行っていた割引旅行に対し、DAFはさらなる割引を求め、ライヒスバーンは、最低1,000名が参加する列車に75パーセントの割引を提供するなどの特別措置をとった³⁷。KdFがライヒスバーンに過大な要求を行ったため客車が不足し遅延が生じ、多くの旅行客が客車で夜を過ごすこともあった。さらにKdF旅行は、一方でDAFからの補助金を受け、他方で宿泊施設

や食事を最低限に抑えることにより、商業旅行代理店に比べて低い料金を可能にしたのであった。宿泊施設も食事も貧弱で、「KdF コーヒー」と呼ばれる劣悪なコーヒーも提供された³⁸。さらに、旅行代理店やホテルやレストランの経営者からは押しつけられた低価格に不満がでていた³⁹。

クルーズ船に話を進めよう。ライヒスは、ナチ政権下で階級格差が消失したという宣伝を強めるために、富裕層の象徴であったクルーズ旅行に力を入れた。最初のKdFクルーズ旅行は1934年5月2日にチャーター客船を使って始まった。労働組合襲撃からちょうど1年後のことで、「実行する社会主義 (Sozialismus der Tat)」の宣伝として大々的に位置づけたのである⁴⁰。1935年にはハパック社 (HAPAG: Hamburg-Amerikanische Packetfahrt AG) から汽船ドイツ (Der Deutsche) を4,200万RMで購入しオーバーホールをさせた。その後すぐ7隻の外洋船が追加された。1936年にはKdFは独自の設計によるクルーズ船の建造を開始した。最初の船は、ナチ党員で活動中に死亡したスイス人の名前をとったヴィルヘルム・グストロフ (Wilhelm Gustloff) で、ハンブルクのブローム・フォス造船所 (Blohm + Voss) で建造され38年3月に竣工した。2隻目は、厚顔にも自らの名前をつけロベルト・ライ (Robert Ley) と命名された。本船はハンブルクのホーヴァルト造船所 (Howaldtswerken) で建造され1939年3月に竣工した。両船ともに、長さ200メートルを超え、船幅が24メートルもある大型船で、1,500人超の乗客にプールを含め最大の快適さを提供した⁴¹。

³⁶ Sopade (1934-1940), 6.11.1934.

³⁷ Spode (1980), S.300.

³⁸ Howind (2013), S.133-134.

³⁹ König (2004), S.201-202.

⁴⁰ Spode (1991), S.81.

⁴¹ Smelser (1989), S.210. 豪華客船ロベルト・ライは、1939年5月10日から16日にかけて、技術者とその妻、さらに外国人招待客をのせて処女航海し、最新の技術とサービスで多くの人々を驚かせた (Baranowski(2004), S.61)

上流階級の特権の象徴であるクルーズ船旅行に労働者が参加できることを宣伝することにより、ナチ政権は階級対立の解消と民族共同体の現実化をアピールしたのである。だが、クルーズ旅行は KdF 旅行全体のわずか1.2%にすぎず、参加者は合計で7万人ほどにとどまった⁴²。

KdF クルーズ旅行に加わったフランス人特派員の報告がある。それによると、驚くほど多くの旅行者がライカなどの高級カメラを持参していたとのことである。その時の旅行者933名中、労働者217名、事務員・手工業者249名、種々の職業婦人202名、主婦187名、自由業28名、職業不詳56名で、労働者は4分の1以下であった⁴³。また、労働者にとってクルーズ旅行は縁遠いものであった⁴⁴。

さらに、ナチ時代に進んだ産業合理化のなかで疲弊した労働者・職員のリフレッシュの役割を KdF 旅行は担った。その究極的な計画が、1936年に北ドイツのリューゲン島で DAF によって建設が開始された Prora の大規模海浜保養所であったが、完成前に第二次大戦が始まって中断された⁴⁵。同様に、ヒトラーによる国民へのマイカーの約束は、DAF による KdF 車（後に国民車 Volkswagen と呼ばれる）の開発と製造に繋がった。だが、普通の国民は誰一人受け取ることがないまま、第二次大戦の勃発によってヴォルフスブルクの生産ラインは軍用車の生産に振り向けられた⁴⁶。

③ KdF 旅行の実態

1930年代後半のドイツでの旅行は KdF 旅行だけであったかのような印象を受けるが果たしてそうだったのだろうか。実は商業旅行も引き続き重要な役割を果たし続けたのである。

表2が示すように、ドイツ全体での宿泊旅行のうち、KdF 旅行の占める割合は、1934年が4%、35年と36年に10%に高まった後、翌年から低下し、38年には7%になった。これはどういう訳だろうか。

2つの要因を見いだすことができる。まず、若者および自動車・オートバイ旅行者の増大である。19世紀末に始まり1920年代に整備がすすんだユースホステルを利用する若者の旅行が1933年以降に急増した。また、ドイツ自動車連盟 (ADAC: Allgemeiner Deutscher Automobil-Club) は、1938年に200カ所のオートキャンプ場の利用を開始した。次に、1920年代に恐慌と不況のため安価な宿泊所に泊まらざるを得なかった中間層が快適なホテルに戻ってきたことをあげることができる⁴⁷。

商業ツーリズムの盛況は、旅行代理店数にあらわれている。1920年代半ばのドイツには1,364の民間旅行代理店があったが、世界恐慌後の1933年には499に急減した後、1939年6月には1,049に回復している。同時に、民間旅行代理店に勤める職員数は1925年には約2,000人だったが、1939年9月に第二次大戦が勃発する直前に6,500人へと3倍増しているのである⁴⁸。

⁴² Baranowski (2004), S.55.

⁴³ シェーンボウム (1988), p.137.

⁴⁴ アメリカ人ジャーナリストでナチ体制下ドイツにおいて特派員の経験をしたシャイラーも一度クルーズ旅行に参加している (シャイラー(2008)、70頁)。また、シャイラーは外国人観光客の受け入れについて次のように書いている。「第三帝国を訪れる外国人観光客はひきもきらず、ドイツ人の歓迎ぶりを楽しんでいるように見えた。ナチス・ドイツは、ソ連にくらべてはるかに外国人に開放的だったのだ」。それに続いて、1936年8月のベルリンオリンピックでの外国人歓迎ぶりについて紹介している (シャイラー(2008)、9-10頁)。

⁴⁵ 幸田 (2024b) を参照。

⁴⁶ フォルクスワーゲンが真の意味でドイツ人の国民車になるのは第二次大戦後の1960年代になってからである。20世紀の「労働者階級の意識の危機」に関連して、歴史家ホプズボームはその意義について、「フォルクスワーゲンのビートルの所有者とメルセデスの所有者の差が、どんな車種であれ車を持っている人といない人との差よりもずっと小さくなった」と重要な指摘を行っている (ホプズボーム(2018下)、61-62頁)。

⁴⁷ Hachtmann (2007), S.127.

⁴⁸ Hachtmann (2007), S.127.

表2 KdF旅行者の割合

年	旅行宿泊者総数	KdF旅行宿泊者数	KdF旅行者の割合
	千人	千人	%
1934	59,600	2,300	3.9
1935	71,600	6,900	9.6
1936	84,600	8,600	10.2
1937	100,200	8,700	8.7
1938	110,000	7,900	7.2
1939	107,400	3,000	2.8

出典) Spode (1982), S.300.

注記: 1938年と1939年のKdF旅行宿泊者数は推計値

商業ツーリズムの活況をもっともよく示すのが、1918年に設立された中欧旅行社 (MER: Mitteleuropäische Reisebüros G.m.b.H.) の経営状況を示す数値だ。すなわち、同社の売上高は、どん底の1932年に1億4,200万RMに低下した後、1934年に1億8,300万RMに回復し、1938年には2億1,700万RMに達していたのである⁴⁹。

このような実態にもかかわらず、ナチ期の旅行はKdF旅行しかなかったかのように認識されてきたのはなぜであろうか。2つの要因を指摘しておこう。

まず、ナチスによる圧倒的なプロパガンダと巧妙な旅行組織化をあげることができる。すなわち、KdF旅行参加者を募るときに、社会民主党員や労働組合活動家の経歴をもつ人々を意図的に組み込んだのだ。かれらは帰国後に、KdFやDAFの宣伝者となって多くの人々に旅の素晴らしさを語ったのである⁵⁰。

次に、実際に旅行に参加しなかった人々に「行ったことのない旅行の記憶」を刻印したのである。KdFを批判的に検討したホーヴィントは、2008/09年にハノーファー大学の受講生の課題として、KdFを記憶している高齢者に

聞き取り調査をさせた。その結果、14人の証言が集まった。KdF旅行が行われなかった地域に住んでいた人が、自分はKdF旅行に参加したと証言するなど、矛盾を含むものであった。だが、直接の体験者は3人しかいなかったのに、回答者全員が例外なく、クルーズ旅行とプロウラ海浜保養所の話をしたことをホーヴィントは、集合的記憶の事例として重視している⁵¹。同様に、『ナチズムの記憶』の著者、山本はヘッセン州のケルレ村の住民が実際にはKdF旅行に参加していなかったのに、あたかもクルーズ旅行を自分が体験したかのように語ったことを指摘している⁵²。

ナチ党は、19世紀半ば以降に形成された強固な労働者ミリューを徹底的に破壊することに努め、民族共同体というスローガンをかけ、ナチズムのもとに労働者を統合した。山本が的確に指摘したように「非政治的領域こそは、人びとが避難した先であると同時に、ナチスが人びとを組織しようと手ぐすねをひいてまっている所でもあったのである」⁵³。

民衆は、第一次大戦後の混乱の時代と世界恐慌後の大量失業の時代と比較して、ナチズムのもとで景気が回復し、「未来に希望をもてる時

⁴⁹ Hachtmann (2007), S.128.

⁵⁰ 山本 (1995), 149頁を参照。

⁵¹ Howind (2013), S.32-33.

⁵² 山本 (1995), 154-155頁。

⁵³ 山本 (1995), 163頁。

代」がやってきたと信じるようになった。KdF 旅行はその具体的なシンボルであった。ホーヴィントが強調するように、ドイツの民衆は、DAF の宣伝と誘導により「集団催眠状態」に陥ったのである⁵⁴。

ここで、KdF 旅行の意義は何だったのだろうか、という問題を整理しておこう。ナチ政府による大規模なプロパガンダにより、実際に参加しなかった人々まで参加したような記憶が形成されたように、ドイツ国民が集団的催眠状態にあったという側面は否定できない。その上で、KdF 旅行の特徴は以下の3点に整理できるであろう。

第1に、労働者の政治的権利が剥奪されたナチ時代に、労働者の不満を抑える役割を KdF 旅行が果たしたのである。1933年5月2日に起きたナチ党による労働組合破壊と奪取は、それまで労働組合活動に参加していた労働者に衝撃を与えたが、ナチ党は収奪した資産をもとに KdF をつくり、旅行ハイキングを新たに安価な形態で労働者に提供し、労働者の不満を吸収したのである。

第2に、労働者の不満をそらし、労使協調を促す「民族共同体」イデオロギーが、KdF 旅行にも巧みに組み込まれた。すなわち、KdF 旅行はブルジョアの特権を打ち破り、大量消費社会を実現したものとして宣伝されたのである。

第3に、ヒトラーとナチ党が進めた軍需生産の拡大と戦争準備のための合理化運動により疲労が拡大した労働者の休養のために、組織された休暇が不可欠となり、それを提供したのが KdF 旅行だったのである。

おわりに

19世紀末からワイマール時代にかけて約半世

紀にわたって、労働者たちは、労働運動と連係しつつ、ハイキングや宿泊旅行を中心とする、民衆のための旅行運動を積み上げてきた。そのなかで山の家や労働者の家を自ら建設し、休暇旅行の拠点を築き、自分たちの旅行代理店組織も整備してきた。

1933年1月に発足したナチ政権は、これらの成果をすべて奪いとり、DAF という大衆組織をつくり、その下に KdF を設置し、旅行業務をそのなかに取り込んだ。その目的は、来るべき戦争に備えるために「精神的にタフ」なドイツ人を育成することであり、そのために休暇・旅行制度を整備したのである。実際、1938年になると多くの民衆が、バルト海の巨大海浜保養所プローラでの保養や「国民車」の入手があたかも眼前にあるかのように確信するようになった⁵⁵。

だが、KdF 旅行は、ナチ政府による宣伝と労働者による旅行実態が大きく乖離していた。他人から聞いた話やナチ党の宣伝にどっぷり浸るなかで、戦後になるとナチ時代を懐かしんで、自分も KdF 旅行に行ったかのように思い込み、他人に話すことが多く見られたのである。

KdF 旅行は第二次大戦とドイツの敗戦によって終わった。敗戦国ドイツは、分割占領を経て、1949年に西ドイツと東ドイツの2つ国となって独立した。1950年代のアデナウアー首相とエアハルト蔵相（後に首相）の時代に「奇蹟の経済復興」と呼ばれた復興・高度成長の時代が到来した。この時、賃金引き上げと有給休暇の拡大を労働組合が中心になって推しすすめた結果、ドイツ人のなかに長期有給休暇を満喫する習慣が生まれ、ドイツは「世界のツーリズム大国」となっていったのである⁵⁶。

ここで、第一次大戦前からナチ期にかけての労働者ツーリズムを検討してきた一連の研究の最後に、全体を振り返ってまとめておきたい。

⁵⁴ Howind (2013), S.177-180.

⁵⁵ Howind (2013), S.146.

⁵⁶ 西ドイツだけでなく東ドイツでも長期有給休暇の習慣がうまれた (Spode (2022))。

第1に、労働者が旅行できるようになったのは、ブルジョワの旅行活動のおこぼれに過ぎないという「トリクルダウン説 (trickle-down-Theorie)」⁵⁷については、そうでないと断言できる。ドイツ産業革命が終わった1870年頃は、労働者の休日は日曜のみであった。溜まっていた洗濯など多くの家事をしなければならない日曜日に、一部の労働者たちは時間を捻出してハイキングに出かけてリフレッシュするようになった。とりわけ、労働者ハイキング協会が先駆的な役割を果たした。その後、自転車が普及するなかで労働者サイクリスト連盟もあらたな労働者の旅行の楽しみを切り拓いていった。このような先行者の活動があったからこそ、KdF旅行は多くの民衆を引きつけたのである。

第2に、労働者旅行をふくむマスツーリズムの出発点はどこにあるかという問題に立ち返ってみよう。研究史のなかでは大きく2つ、すなわち、それをワイマール期とするカイツの見解、およびそれをナチス期に求めるシュポーデの見解に区分できる⁵⁸。カイツは社会民主党政権のもとでの有給休暇の制度化と労働組合等による社会ツーリズムの定着をもってワイマール期がマスツーリズムの出発点であると主張する。これに対しシュポーデは、ナチ期のKdFによる民衆旅行の組織化こそがマスツーリズムの出発点であり、第二次大戦後の西ドイツのマスツーリズムに直接繋がっていったと主張する。たしかに、KdFによる民衆旅行の組織化の役割は無視できないが、『ドイツ労働者旅行ハイキング案内』(1932年)の分析を踏まえると、ワイマール期の労働者ツーリズム運動こそが戦後の両ドイツのマスツーリズムの出発点だと言うことができ、筆者はカイツ説を支持するものである。ナチ党のKdFはその奪取の上で労働者ツーリズム運動を換骨奪胎したものだ。

〈参考文献〉

- 大橋昭一 (2017)、「ドイツ・ナチス時代のツーリズム事情について：ドイツ・ツーリズム史のための一章」『和歌山大学経済理論』389号。
- 幸田亮一 (2012)、「第一次大戦前のドイツにおける『労働者ツーリズム』の誕生」『熊本学園商学論集』第17巻第1号。
- 幸田亮一 (2020)、「第一次大戦前のドイツにおける青年労働者と余暇」『熊本学園商学論集』第24巻第1号。
- 幸田亮一 (2021)、「第一次大戦前のドイツにおける自転車工業の発展と労働者サイクリスト連盟の誕生」『熊本学園経済論集』第27巻第1-4合併号。
- 幸田亮一 (2023)、「ワイマール期ドイツにおける労働者ツーリズム」『熊本学園大学産業経営研究』第42号。
- 幸田亮一 (2024a)、『ドイツ労働者旅行ハイキング案内』(1932年)の意義『熊本学園大学産業経営研究』第43号。
- 幸田亮一 (2024b)、「ナチ・ドイツによる海浜保養所プロローラの建設」『熊本学園商学論集』第29巻第1号。
- 山本秀行 (1995)『ナチズムの記憶』山川出版社。
- 渡辺和行 (2013)『フランス人民戦線 反ファシズム・反恐慌・文化革命』人文書院。
- シャイラー、ウィリアム・L (2008)、『第三帝国の興亡2 戦争への道』東京創元社。
- シュペーア、アルベルト (2001)、『ナチス軍需相の証言 (上・下)』中公文庫。
- シェーンボウム、D. (1988)『新装版ヒットラーの社会革命』而立書房。
- ホプズボーム、エリック (2018)『20世紀の歴史—両極端の時代 (上・下)』ちくま学芸文庫。
- Albrecht, Karl-Otto (1997), *Wie sozial waren die Nationalsozialisten?: Der vermeintliche nationalsozialistische Wohlfahrtsstaat*, Frankfurt/M: R.G.Fischer Verlag.
- Appel, Susanne (1999), *Reisen im Nationalsozialismus Eine rechtshistorische Untersuchung*, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft.
- Baranowski, Shelley (2007), *Strength through Joy : consumerism and mass tourism in the Third Reich*, Cambridge University Press.
- Beduhn, Ralf (1987), *Solidarität auf zwei Räder: Der Arbeiter-Radfahrerbund*, Hans Joachim Teichler und

⁵⁷ Hachtmann (2007), S.99.

⁵⁸ Keitz (1991), S.47, Spode (2004), S.145.

- Gerhard Hauck (Hrsg.), *Illustriert Geschichte des Arbeitersports*, Berlin: J.H.W.Dietz Nachf.
- Buchholz, Wolfhard (1976), *Die Nationalsozialistische Gemeinschaft "Kraft durch Freude" Freizeitgestaltung und Arbeiterschaft im Dritten Reich*, Diss. München.
- Dietz (1932), *Dietz Arbeiter-Reise- und Wander-Führer : Ein Führer für billige Reise und Wanderg* (1932), Berlin : J. H. W. Dietz.
- Fromman, Bruno (1992), *Reisen im Dienste politischer Zielsetzungen Arbeiter-Reisen und "Kraft durch Freude" Fahrten*, Diss. Stuttgart.
- Fürsatz, Rudolf (1938), *Gestaltung und Wandlungen im Fremdenverkehr*, Diss. Berlin.
- Hachtmann, Rüdiger (2007), *Tourismus-Geschichte*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Hachtmann, Rüdiger (2012), *Volksgemeinschaftliche Dienstleister? Anmerkungen zu Selbstverständnis und Funktion der Deutschen Arbeitsfront und der NS-Gemeinschaft Kraft durch Freude* in: Schmiechen-Ackermann, Detlef (Hg.), 'Volksgemeinschaft' : Mythos, wirkungsmächtige soziale Verheißung oder soziale Realität im 'Dritten Reich'? : Zwischenbilanz einer kontroversen Debatte, Paderborn: Ferdinand Schöningh.
- Hachtmann, Rüdiger (2016), >>Bäuche wegmassieren<< und >>überflüssiges Fett in unserem Volke beseitigen<<. *Der kommunale Breitensport der NS-Gemeinschaft Kraft durch Freude*. in: Becker, Frank / Schäfer, Ralf (Hrsg.): *Sport und Nationalsozialismus*. Göttingen: Wallstein Verlag.
- Heuel, Eberhard (1989), *Der unworbene Stand : die ideologische Integration der Arbeiter im Nationalsozialismus, 1933-1935*, Frankfurt/M.: Campus.
- Howind, Sascha (2013), *Die Illusion eines guten Lebens : Kraft durch Freude und nationalsozialistische Sozialpropaganda*, Bern: Peter Lang Edition.
- Hübbenet, Anatol von (1939), *Die NS-Gemeinschaft "Kraft durch Freude" Aufbau und Arbeit*, Berlin: Junker und Dünnhaupt Verlag.
- KdF (1938), *5 Jahre "Kraft durch Freude" Leistungsbericht der NS-Gemeinschaft "Kraft durch Freude" zum 27. November 1938*.
- Keitz, Christine (1997), *Reisen als Leitbild : die Entstehung des modernen Massentourismus in Deutschland*, München: Deutscher Taschenbuch Verlag.
- König, Wolfgang (2004), *Volkswagen, Volksempfänger, Volksgemeinschaft : "Volksprodukte" im Dritten Reich : vom Scheitern einer nationalsozialistischen Konsumgesellschaft*, Paderborn: F. Schöningh.
- Mai, Gunther (1983), *Die Nationalsozialistische Betriebszellen-Organisation. Zum Verhältnis von Arbeiterschaft und Nationalsozialismus*, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* 31.
- Schumann, Hans-Gerd (1958), *Nationalsozialismus und Gewerkschaftsbewegung : die Vernichtung der deutschen Gewerkschaften und der Aufbau der "Deutschen Arbeitsfront"*, Hannover: Norddeutsche Verlagsanstalt O. Goedel.
- Smelser, Ronald (1989), *Robert Ley Hitlers Mann an der Arbeitsfront*, Paderborn: Ferdinand Schöningh.
- Sopade (1934-1940): *Deutschland-Berichte der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands, Sopade. 1934-1940*.
- Spode, Hasso (1980), *Der deutsche Arbeiter reist: Massentourismus im Dritten Reich*, in: Huck, Gerhard (Hrsg.), *Sozialgeschichte der Freizeit*, Wuppertal: Peter Hammer Verlag.
- Spode, Hasso (1982), *Arbeiterurlaub im Dritten Reich*, in: Sachse, Carola [et al.], *Angst, Belohnung, Zucht und Ordnung: Herrschaftsmechanismen im Nationalsozialismus*, Opladen: Westdeutscher Verlag.
- Spode, Hasso / Steinecke, Albrecht (1991), *Die NS-Gemeinschaft Kraft durch Freude - ein Volk auf Reisen?* in: Spode, Hasso (Hrsg.), *Zur Sonne, zur Freiheit! Beiträge zur Tourismusgeschichte*, Freie Uinivesität Berlin Institut für Tourismusgeschichte.
- Spode, Hasso (2003), *Wie die Deutschen Reiseweltmeister wurden*, Erfurt: Landeszentrale für politische Bildung Thüringen.
- Spode, Hasso (2004), *Fordism, Mass Tourism and the Third Reich: The "Strength through Joy" seaside resort as an Index Fossil*, in: *Journal of Social History*, Vol.38, No.1.
- Spode, Hasso (2022), *Urlaub macht geschichte : reisen und tourismus in der DDR*, Berlin: be.bra Verlag.
- Spode, Hasso (2023), *Tourismus*, in: Bordorf, Marcel / Scherner Jonas (Hrsg.), *Handbuch Wirtschaft im Nationalsozialismus*, Oldenbourg: De Gruyter.
- Timpe, Julia (2017), *Nazi-organized recreation and entertainment in the Third Reich*, London: Palgrave Macmillan.

企業情報の質的水準とアナリスト予想のタイミング

—— 公的開示と私的開示が併用されるケース ——

小 谷 学

概要

本稿の目的は、企業による情報開示の質的水準とアナリスト予想の提供タイミングがどのように決定されるかを、数理的に明らかにすることである。小谷（2024）では、企業がアナリストに対してのみ私的開示を行うケースを分析した。それに対し、本稿では企業が全ての証券市場参加者に対して公的開示を行った後に、アナリストに対して私的開示を行うケースについて考察する。分析の結果、企業による最適な開示水準とアナリスト予想の最適なタイミングを求めることができた。特に、公的開示と私的開示の精度の間には正の関係があること、また公的開示の精度が高まるほど予想提供タイミングは早くなることが判明した。

キーワード：アナリスト予想、情報トレーダー、私的開示、公的開示、マイクロストラクチャー

1 はじめに

本稿の目的は、企業による情報開示の質的水準とアナリスト予想の提供タイミングがどのように決定されるかを、数理的に明らかにすることである。複数の先行研究が明らかにしているように、アナリスト予想は決算発表等のイベント後にただちに発行される傾向がある。小谷（2024）では、アナリスト予想の提供タイミングがどのような要因によって決定されるのかを明らかにするために、Guttman（2010）で示さ

れたプラットフォームに基づいて、企業がアナリストに対して私的開示を行うケースを分析した。企業による情報開示がアナリストを経由するルートに限られることから、これを「シングル・チャンネル」のディスクロージャーと呼ぼう。

それに対し、本稿では、企業が全ての証券市場参加者に対して公的開示を行った後に、アナリストに対して私的開示を行うケースを分析した。公的開示と私的開示を利用して企業情報を提供するという点で、本稿ではこれを「デュアル・チャンネル」のディスクロージャーと呼ぶ。本稿は小谷（2024）と類似の設定に依拠しているが、企業が公的開示と私的開示という2つの選択肢を利用してハイブリッドな情報提供を行う設定になっている点で異なっている。実際に、企業は公的開示と私的開示の2つを駆使して、利害関係者へ情報を伝達していると言える。会計研究上興味深いのは、このようなハイブリッドな情報提供における、公的開示と私的開示の関係であろう。

分析の結果、企業による最適な開示水準とアナリスト予想の最適なタイミングを求めることができた。特に、公的開示と私的開示の精度の間には正の関係があること、そして、公的開示の精度が高まるほど予想提供タイミングは早くなることが判明した。また、比較静学を通じて、各種のパラメータが開示水準、予想提供タイミング、およびプレイヤーの厚生に与える影響を考察した。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では、モデルの設定について述べる。第3節では、

ゲームの均衡について考察する。第4節では、比較静学の結果を示す。第5節は結論である。

2 モデルの設定

本節では、モデルの設定について述べる。ゲームは小谷 (2024) と同様に、2つのステージから構成される。第1ステージのゲームのプレイヤーは企業とアナリストの2人である。それに対し、第2ステージのゲームのプレイヤーは、情報トレーダー、ノイズ・トレーダー、およびマーケット・メーカーの3人である。全てのプレイヤーはリスク中立的であるとする。

2.1 第1ステージの設定

企業は時点0において、全ての市場参加者（アナリスト、情報トレーダー、マーケット・メーカー、およびノイズ・トレーダー）に対し公的開示を行い、リスク資産の価値 \tilde{d} に関する予想を提供する*¹。続いて、企業はアナリストに対して私的開示を行い、 \tilde{d} に関する予想を提供する。ここに、

$$\tilde{d} \sim N(\bar{d}, \sigma_{\tilde{d}}^2) \quad (1)$$

である。時点0において \tilde{d} の実現値は決まるものの、どのプレイヤーも \tilde{d} の実現値は知らない。ただし、株式の価値がこの確率分布に従って発生することは知っているとしよう。なお、 $1/\sigma_{\tilde{d}}^2 = \rho_{\tilde{d}}$ と表すことにする。

さて、企業により公的開示と私的開示が行われた後は、時間の経過に伴って、株式の価値に関する公的情報が広まってゆく。公的情報は連続的に発信されており、このゲームのプレイヤーはそれを受信する*²。こうして時点 t までに獲得された公的情報を $y(t)$ として表す。具体的には、この情報は株式の価値にノイズを

加えたシグナルとして表されるとする。すなわち、

$$\tilde{y}(t) = \tilde{d} + \tilde{\varepsilon}_y(t), \quad \tilde{\varepsilon}_y(t) \sim N(0, \sigma_{\tilde{y}}^2(t)) \quad (2)$$

である。ここに、 \tilde{d} と $\tilde{\varepsilon}_y(t)$ は互いに独立であるとする。以下では、 $\tilde{\varepsilon}_y(t)$ の精度を $\rho_y(t)$ で表す。つまり、 $\rho_y(t) = 1/\sigma_{\tilde{y}}^2(t)$ である。ここで、 $\rho_y(t)$ に関して以下の仮定を置く。

(仮定)

$t \in (0, 1)$ について、 $\rho_y(t) = D_0 + (1 - D_0)t$ である。

ここに D_0 は時点0における公的開示の正確性を表す変数である。図1には、 $\rho_y(t)$ および $\sigma_{\tilde{y}}^2(t)$ の形状を図示した。 $\rho_y(t)$ の形状を見ると、小谷 (2024) で示されたものが原点から45度の傾きを持つ右上がりの直線であったのに対し、本稿のそれは切片が D_0 の、緩やかな右上がりの直線であることがわかる。 D_0 は企業の公的開示が正確であるほど高い値をとるが、その値については技術的制約のため上限があるとす。実際に、企業は自社の清算価値をある程度まで正確に予測できても、その程度には上限があるであろう。この上限を \bar{D} としよう ($\bar{D} < 1$)。したがって、 D_0 のとりうる範囲は $0 < D_0 \leq \bar{D}$ となる。

時点0で公的開示が行われた後、 $\rho_y(t)$ は時間の経過に伴って増加するものの、増加割合 (t の係数) は $1 - D_0$ であり、小谷 (2024) の仮定における増加割合1と比べて緩やかである。ただし、 $t \rightarrow 1$ においては、 $\rho_y(t)$ は1に収束する。これは時点0における公的開示によって、公的情報の精緻化が先取りされていることを意味する。公的情報に関する以上の設定が、小谷 (2024) と本稿の相違をもたらす要因となる。

*¹ 以下、表記の簡単化のため、リスク資産を「株式」、リスク資産の価格を「株価」と表す。

*² 本稿では、ノイズ・トレーダーはランダムに発注を行う主体であると見ている。つまり、彼は公的情報を観察できるが、それを利用した行動はとらず、ランダムに発注量を決定する。

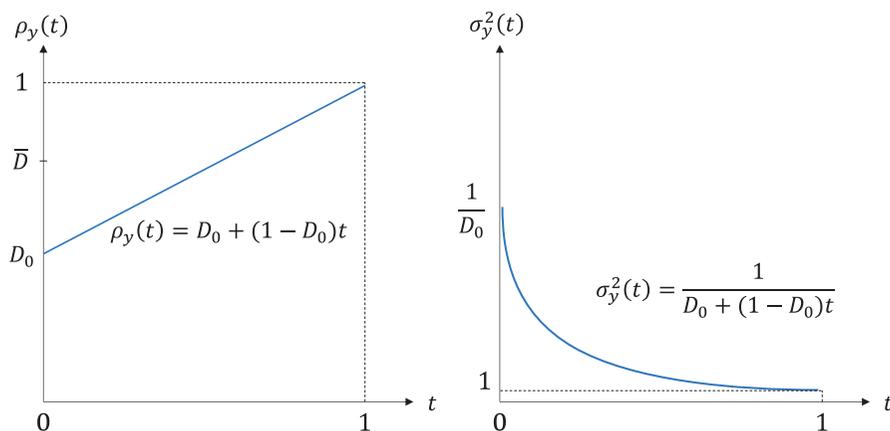


図1 $\rho_y(t)$ および $\sigma_y^2(t)$ の形状

さて、アナリストは公的情報を入手すると、この情報を解釈したうえで、アナリスト予想として顧客である情報トレーダーに提供する*³。アナリスト予想はシグナル $z(t)$ として表されるものとする。ここに、

$$\tilde{z}(t) = \bar{d} + \tilde{\varepsilon}_z(t), \quad \tilde{\varepsilon}_z(t) \sim N(0, \sigma_z^2(t)) \quad (3)$$

である。 \bar{d} と $\tilde{\varepsilon}_z(t)$ 、 $\tilde{\varepsilon}_y(t)$ と $\tilde{\varepsilon}_z(t)$ は互いに独立であるとする。時点 t におけるアナリスト予想の誤差の精度は $\rho_z(t)$ で表される。つまり、 $\rho_z(t) = 1/\sigma_z^2(t)$ である。ここで、 $\rho_z(t)$ は、次のように表すことができるとしよう。

$$\rho_z(t) = F_0 + \alpha \cdot (1 - D_0)t \quad (4)$$

ここに、 F_0 は時点 0 における私的開示の正確性を表す変数であり、 α はアナリストの情報解釈能力を表す変数である。(4)式のとおり、時点 t におけるアナリスト予想の精度は、私的開示を通して得た $F_0 (\geq 0)$ と、公的情報の解釈から得た $\alpha \cdot (1 - D_0)t$ からなる。なお、 $\rho_y(t)$

ではなく $(1 - D_0)t$ に対して α を乗じている点に注意されたい。時点 t において追加的に利用可能となった公的情報の精度は $(1 - D_0)t$ であり、アナリストはこのような公的情報を解釈して新情報に変換するのである*⁴。

さて、アナリストは顧客である 1 人の情報トレーダーに予想を提供して報酬を得る。情報トレーダーは、他の市場参加者（マーケット・メーカーおよびノイズ・トレーダー）の知り得ない情報を入手して信念を更新し、即時に 1 回だけ株式取引を行う。アナリスト予想を提供することの見返りとして、アナリストは情報トレーダーの利益を全て吸い上げるものとする。

次に、企業の行動について述べよう。企業は株価の情報効率性（price efficiency）を高めることを目標としているとする。株価の情報効率性 v を、株式の清算価値 d と株価 p を用いて、 $1/\text{Var}(d|p)$ と定義する。企業は公的開示と私的開示を通じて、株価の情報効率性を高めるよう努力する。モデルの記号を用いて言うと、企

*³ アナリストは公的情報を観察すると即時にアナリスト予想を提供する。なぜなら、公的情報の精度が連続的に高まる以上、時間を徒過するとアナリスト予想の優位性は低下するからである。

*⁴ 企業からアナリストに対して私的に提供される情報と、企業から全てのプレイヤーに対して公的に提供される情報との間に重複がある可能性は排除できない。しかしながら、本稿ではこの点は考慮していない。

業は D_0 と F_0 の値を操作することによって、 v を決定するのである。なお、 v を高めるために要した時間が長いほど、企業には逸失利益が生じると考えられる。このコストは、係数を $c(>0)$ として、時間 t の上昇に伴って、逡増的に発生するものとする。以上のことから、企業の期待利得を $E\psi$ とすると、目的関数は以下のとおり表される。

$$\begin{aligned} \max_{D_0, F_0} E\psi \\ = \max_{D_0, F_0} v - c \cdot t^2 \end{aligned} \quad (5)$$

なお、第1ステージのゲームにおいて、 $y(t)$ 、 σ_d^2 、 $\sigma_y^2(t)$ 、 $\sigma_z^2(t)$ 、 σ_u^2 、 α 、および c については、企業とアナリストの間の共有知識であり、 $z(t)$ についてはアナリストだけが知っているものとする。

2.2 第2ステージの設定

第2ステージのゲームは、マイクロストラクチャーの標準的なフレームワークである Kyle (1985) と同様に、情報トレーダー、マーケット・メーカー、およびノイズ・トレーダーの3人によってプレイされる。第1ステージのゲームでアナリストから情報を購入した情報トレーダーは、アナリスト予想 $z(t^*)$ と公的情報 $y(t^*)$ をもとに、時点 t^* において発注量 a^* を決定する。次に、ノイズ・トレーダーは無作為に発注量 \tilde{u} を決定する。 \tilde{u} は以下のような分布に従う確率変数である。

$$\tilde{u} \sim N(0, \sigma_u^2) \quad (6)$$

最後に、マーケット・メーカーは完全競争にさらされているとする。彼はアナリスト予想 $z(t^*)$ については知り得ないものの、ネットの発注量と公的情報 $y(t)$ については観察することができる。彼はこれらに基づいて価格 p^* を設定する。

第2ステージのゲームの流れは次のとおりである。時点 t^* において情報トレーダーは a^*

の注文を、ノイズ・トレーダーは u の注文を出す。マーケット・メーカーは a^* と u のネットの発注量および公的情報 $y(t^*)$ を観察したうえで、それを吸収するように価格 p^* を設定する。以下では、ネットの発注量について q で表す。つまり、

$$q = a + u \quad (7)$$

とおく。なお、第2ステージのゲームにおいて、 $y(t)$ 、 σ_d^2 、 $\sigma_y^2(t)$ 、 $\sigma_z^2(t)$ 、および σ_u^2 については、3人のプレイヤー間の共有知識であり、 $z(t)$ については情報トレーダーだけが知っているものとする。

2.3 タイムライン

デュアル・ディスクロージャーのケースに関する、タイムラインは以下のとおりとなる。

• 第1ステージ

— 時点0において、企業は全てのプレイヤー（アナリスト、情報トレーダー、マーケット・メーカー、およびノイズ・トレーダー）に対し公的開示を行う。その後、企業はアナリストに対し私的開示を行う。

— アナリストは期間 $(0, 1)$ 内の時点 t^* において公的情報 $y(t^*)$ を入手し、アナリスト予想 $z(t^*)$ を形成したうえで、情報トレーダーに提供する。

• 第2ステージ

— 時点 t^* において、情報トレーダー、ノイズ・トレーダー、マーケット・メーカーは以下の取引を行う。

* 情報トレーダーは公的情報 $y(t^*)$ とアナリスト予想 $z(t^*)$ をもとに、 a^* の発注を行う。

* ノイズ・トレーダーはランダムに u を発注する。

* マーケット・メーカーはネットの発注量 q と公的情報 $y(t^*)$ をもとに、価格 p^* を設定する。

(補題 1)

均衡における情報トレーダーの発注戦略、およびマーケット・メーカーの価格設定ルールは以下のとおりである。

$$a^* = \beta \{E(d|y, z) - E(d|y)\} \quad (12)$$

$$p^* = E(d|y) + \lambda q \quad (13)$$

ここに、それぞれのパラメータは以下のとおりである。

$$\beta = \Sigma_1^{-\frac{1}{2}} \sigma_u \quad (14)$$

$$\lambda = \frac{1}{2} \Sigma_1^{-\frac{1}{2}} \sigma_u^{-1} \quad (15)$$

なおここで、

$$\Sigma_1 \stackrel{\text{def}}{=} E[\{E(d|y, z) - E(d|y)\}^2] \quad (16)$$

と定義している。

(証明) 小谷 (2024) における補題 1 の証明を参照。

なお、(16)式で定義した Σ_1 については、

$$\begin{aligned} \Sigma_1 &= E[\{E(d|y, z) - E(d|y)\}^2] \\ &= \frac{\sigma_d^4 \sigma_y^4}{(\sigma_d^2 \sigma_y^2 + \sigma_y^2 \sigma_z^2 + \sigma_d^2 \sigma_z^2)(\sigma_d^2 + \sigma_y^2)} \quad (17) \\ &= \frac{\rho_z(t)}{(\rho_d + \rho_y(t) + \rho_z(t))(\rho_d + \rho_y(t))} \end{aligned}$$

と表すことができる。さて、補題 1 を利用して情報トレーダーの期待利益 $E\pi$ を求めると、次の補題 2 のようになる。

(補題 2)

情報トレーダーの期待利得は、 $E\pi = \lambda \sigma_u^2$ と表すことができる。

(証明) 小谷 (2024) における補題 2 の証明を参照。

ここで、上記の $E\pi$ を (15)式と (17)式を用い

て表すと、以下ようになる。

$$\begin{aligned} E\pi &= \lambda \sigma_u^2 \\ &= \frac{\sigma_u}{2} \sqrt{\frac{1}{\rho_d + \rho_y(t)} - \frac{1}{\rho_d + \rho_y(t) + \rho_z(t)}} \quad (18) \end{aligned}$$

アナリスト予想を入手しないとした場合の情報トレーダーの期待効用をゼロに基準化すれば、情報トレーダーの利益は (18)式のとおり表されることになる。なお、アナリストは情報トレーダーの利益を全て吸い上げることができるので、 $E\pi$ は、アナリスト予想の販売収入、あるいはアナリストの期待利得であると言える。

3.2 第 1 ステージの均衡

次に、第 1 ステージに戻って均衡を導出する。アナリストの目的は、予想の販売から得られる収入（言い換えれば、アナリスト予想の価値）を最大化することである。そのために、アナリストは (18)式が最大化されるタイミングを決定しなければならない。これを求めるためには、(18)式の平方根の中身を最大化する t^* を求めればよい。平方根の中身を $Z(t)$ とおく。つまり、

$$Z(t) \stackrel{\text{def}}{=} \frac{1}{\rho_d + \rho_y(t)} - \frac{1}{\rho_d + \rho_y(t) + \rho_z(t)} \quad (19)$$

である。このように、アナリストの利得は、予想提供タイミングの関数となる。そして、最適なタイミングは、その時点における公的情報とアナリスト予想の精度によって決定される。アナリストが予想提供時点を決める際に直面するトレードオフは以下のとおりである。すなわち、早い時点で予想を提供する場合、アナリスト予想の精度は低いため、その分だけ情報トレーダーにとっての価値は低くなる。一方、早い時点では公的情報の精度も低いため、情報トレーダーはその分だけアナリスト予想を高く評価する。つまり、アナリストは適時性と正確性のトレードオフに直面することになるのである。以下の補題 3 は、アナリストにとっての最適なタイミングについて述べたものである。

(補題 3)

D_0 および F_0 を所与とすると、アナリストにとって最適な予想提供タイミング t^* は以下のとおりである。

$$t^* = \frac{(\rho_d + D_0)(\sqrt{1+\alpha}-1) - F_0}{(1+\alpha - \sqrt{1+\alpha})(1-D_0)} \quad (20)$$

(証明) Appendix を参照。

上式から、 F_0 が増加するほどタイミング t^* は早くなる一方、 D_0 が増加するほど t^* は遅くなることわかる。すなわち、私的開示の精度が高いほど、アナリストは情報優位性を活かすべく早期に予想提供を行う動機を有する一方で、公的開示の精度が高いほど、他プレイヤーに対する優位性が高まるまで提供時点を遅らせる動機があることが分かる。なお、補題 3 の証明で述べたように、最適なタイミングが存在するためには、 $0 < t^* < 1$ でなければならない。もし、 $t^* \leq 0$ ならば、アナリストは限りなく時点 0 に近い時点で予想提供しようとするので、最適解は存在しない。また、 $t^* \geq 1$ ならば、アナリストは限りなく時点 1 に近い時点で予想提供しようとするので、やはり最適解は存在しない。本稿では、 $0 < t^* < 1$ が満たされているとする。補題 3 の結果を所与としたうえで、企業の目的関数を表したのが、次の補題 4 である。

(補題 4)

企業の期待利得 $E\psi$ は以下のように表される。

$$E\psi = \frac{2(\rho_d + \rho_y(t) + \rho_z(t))(\rho_d + \rho_y(t))}{2\rho_d + 2\rho_y(t) + \rho_z(t)} - c \cdot t^2 \quad (21)$$

(証明) 小谷 (2024) における補題 4 の証明を参照。

企業は $E\psi$ を最大化するため、最適な D_0 と F_0 を決定する。(21)式に、仮定の $\rho_y(t) = D_0 + (1 - D_0)t$ と、(4)式の $\rho_z(t) = F_0 + \alpha \cdot (1 - D_0)t$ を代入して整理すると以下ようになる。

$$E\psi = \frac{2(\rho_d + D_0 + F_0 + (1+\alpha)(1-D_0)t)(\rho_d + D_0 + (1-D_0)t)}{2\rho_d + 2D_0 + F_0 + (2+\alpha)(1-D_0)t} - c \cdot t^2 \quad (22)$$

ここに、 t は(20)式として表される。Admati and Pfleiderer (1986) と同様、所与の D_0 の値に対して、 $E\psi$ を最大にする $F_0^*(D_0)$ が存在するとみて、最適な D_0^* と F_0^* 、およびそれに対応する t^* を明らかにしたのが、次の命題 1 である。

(命題 1)

均衡において、公的開示を通じたコミュニケーションの水準 D_0^* 、アナリストとのコミュニケーションの水準 F_0^* 、およびアナリスト予想の提供タイミング t^* は以下ようになる。なお、 \bar{D} は技術的制約を表すパラメータである。

$$D_0^* = \bar{D} \quad (23)$$

$$F_0^* = \frac{\alpha c(\rho_d + \bar{D}) - (\sqrt{1+\alpha}-1)(1+\alpha)(1-\bar{D})^2}{c(1+\sqrt{1+\alpha})} \quad (24)$$

$$t^* = \frac{(1-\bar{D})\sqrt{1+\alpha}}{c(1+\sqrt{1+\alpha})} \quad (25)$$

(証明) Appendix を参照。

このように、デュアル・チャネルのケースにおける D_0^* 、 F_0^* 、および t^* は、閉じた形により表現される。(23)式は、企業が技術的制約の範囲内で、最高の精度の公的開示を行うことを示している。また、(24)式により、並行して企業はアナリストに対して、ある水準の私的開示を行うことが分かる。これらの直観的な解釈としては、次のように言うことができる。すなわち、できるだけ短期間のうちに株価の情報効率性を高めたいと考えている企業は、マーケット・メーカーによる適切な価格設定を促進すべく、最大限に精度の高い公的開示を行う。このような優れた公的情報を観察したマーケット・メーカーと取引するためには、情報トレーダーはより精度の高いアナリスト予想を入手しなけ

ればならない。そのため、アナリストは高精度の予想を提供できるよう、タイミングを遅らせようとする。そこで、企業はタイミングが早まるよう、私的開示によってアナリストに予測能力を与えるのである。

以上はデュアル・チャネルのディスクロージャーにおける企業とアナリストの行動を表しているが、ここで企業の技術的制約を表す $\bar{D} \in (0, 1)$ は、極限において各変数にどのような影響を及ぼすだろうか。

(系 1)

\bar{D} の極限において以下が成り立つ。

1. $\bar{D} \rightarrow 0$ のとき、 F_0^* と t^* の極限は、小谷 (2024) における命題 1 の結果と一致する。
2. $\bar{D} \rightarrow 1$ のとき、各変数の極限は以下のとおりである。

$$\lim_{\bar{D} \rightarrow 1} D_0^* = 1 \quad (26)$$

$$\lim_{\bar{D} \rightarrow 1} F_0^* = (\rho_d + 1)(\sqrt{1 + \alpha} - 1) \quad (27)$$

$$\lim_{\bar{D} \rightarrow 1} t^* = 0 \quad (28)$$

(証明) 命題 1 の結果について、 $\bar{D} \rightarrow 0$ および $\bar{D} \rightarrow 1$ とした場合の極限をとればよい。(証明終わり)

系 1 からわかるように、 \bar{D} の極限 0、つまり公的開示が実行不可能な場合、 F_0^* および t^* はシングル・チャネルのそれと一致することがわかる。この点で、シングル・チャネルは、デュアル・チャネルの特殊ケースとみることができよう。一方、 \bar{D} の極限 1、つまり公的開示に技術的制約が存在せず、その後には広まってゆく公的情報を完全に先取りできるような場合、企業は最高精度の公的開示を行うとともに、アナリストに対しても私的開示を行う。そして、アナリスト予想は瞬時に提供されるのである。

4 比較静学

本節では、各パラメータの変化が変数や経済厚生に与える影響を考察する。次の命題 2 は、デュアル・チャネルのケースにおける開示水準やアナリスト予想のタイミングについて、その性質を明らかにしたものである。

(命題 2)

1. F_0^* と t^* に関して、以下が成り立つ。

$$\frac{\partial F_0^*}{\partial c} > 0, \quad \frac{\partial t^*}{\partial c} < 0, \quad \frac{\partial t^*}{\partial \alpha} > 0, \quad \frac{\partial F_0^*}{\partial \rho_d} > 0,$$

$$\frac{\partial F_0^*}{\partial \bar{D}} > 0, \quad \frac{\partial t^*}{\partial \bar{D}} < 0$$

2. $\partial F_0^*/\partial \alpha$ の符号は、閾値 $\hat{\alpha}$ を境に反転する。具体的には、 $\alpha < \hat{\alpha}$ のときは $\partial F_0^*/\partial \alpha > 0$ であるが、 $\alpha \geq \hat{\alpha}$ のときは $\partial F_0^*/\partial \alpha \leq 0$ となる。なお $\hat{\alpha}$ は以下の方程式の最大解である。

$$\begin{aligned} & 2(1 - \bar{D})^2(1 + \alpha)^{\frac{3}{2}} - \{c(\rho_d + \bar{D}) - 2(1 - \bar{D})^2\} \\ & \cdot (1 + \alpha) - \{2c(\rho_d + \bar{D}) + 2(1 - \bar{D})^2\} \\ & \cdot (1 + \alpha)^{\frac{1}{2}} - c(\rho_d + \bar{D}) = 0 \end{aligned} \quad (29)$$

3. t^* の水準は、 ρ_d の影響を受けない。

(証明) Appendix を参照。

命題 2 の解釈は小谷 (2024) における命題 2 のそれと同様である。そのため、以下では小谷 (2024) に登場していない $\partial F_0^*/\partial \bar{D}$ および $\partial t^*/\partial \bar{D}$ の符号についてのみ述べよう。これらは本稿の最も興味深い発見事項である。(23)式で表されたように、企業は技術的に実行可能な最高精度の公的開示を行うため、 $\partial F_0^*/\partial \bar{D} > 0$ は、公的開示の精度と私的開示の精度の間に正の関係があることを示している。また、 $\partial t^*/\partial \bar{D} < 0$ は、公的開示の精度が高くなるほど、アナリスト予想の提供タイミングが早まることを示唆している。これらは以下のように解釈することができる。すなわち、企業は速やかに株価の情報効率性を高めたいため、最高精度の公的開示を行うことで、マーケット・メーカーの適切な価格設定を促す。他の条件を一定とすると、高精度の

公的開示にはアナリスト予想のタイミングを遅らせる副作用があるものの、企業はそのような副作用を打ち消して余りあるほどの高精度な私的開示を行い、アナリスト予想の優位性を高める。その結果として、公的開示の精度が高まるほど、アナリスト予想の提供タイミングは早くなるのである。現実には、決算発表のような公的情報の発表後には、迅速にアナリスト予想が提供される現象がみられる。その理由について、アナリストが公的情報に便乗していることを指摘する先行研究もあるが、本稿の分析結果は異なるメカニズムが働いている可能性を示唆している。

最後に、アナリストおよび企業の期待利得に関する比較静学の結果を示す。

(命題3)

1. アナリストの期待利得 $E\pi$ と企業の期待利得 $E\psi$ に関して、以下が成り立つ。

$$\frac{\partial E\pi}{\partial c} > 0, \quad \frac{\partial E\pi}{\partial \alpha} > 0, \quad \frac{\partial E\pi}{\partial \rho_d} < 0,$$

$$\frac{\partial E\psi}{\partial c} < 0, \quad \frac{\partial E\psi}{\partial \alpha} > 0, \quad \frac{\partial E\psi}{\partial \rho_d} > 0, \quad \frac{\partial E\psi}{\partial \bar{D}} > 0$$

2. $\partial E\pi/\partial \bar{D}$ の符号は、閾値 \hat{D} を境に反転する。具体的には、 $\bar{D} < \hat{D}$ のときは $\partial E\pi/\partial \bar{D} > 0$ であるが、 $\bar{D} \geq \hat{D}$ のときは $\partial E\pi/\partial \bar{D} \leq 0$ となる。このような閾値 \hat{D} は $\hat{D} = \{(2-c)\sqrt{1+\alpha} - c\}/(2\sqrt{1+\alpha})$ として表される。

(証明) Appendix を参照。

命題3は、小谷 (2024) における命題3の場合と同様に解釈することができる。ここでは、小谷 (2024) には登場していない $\partial E\psi/\partial \bar{D}$ と $\partial E\pi/\partial \bar{D}$ の符号について述べる。まず、 $\partial E\psi/\partial \bar{D}$ の効果は、公的開示の精度の向上を通じて株価の情報効率性を高めるという直接効果と、アナリスト予想のタイミングが変化することを通じて企業の期待利得に影響を与えるという間接効果からなるが、均衡においては前者の直接効果のみが働く。したがって、 $\partial E\psi/\partial \bar{D} > 0$ となる。つまり、公的開示に関する技術的制約

がゆるくなるほど、企業の期待利得は高まる。

次に、 $\partial E\pi/\partial \bar{D}$ については、以下のように解釈できる。公的開示の精度の変化がアナリストの期待利得に及ぼす効果は、第1に予想提供タイミングの変化を通じた間接効果、第2に私的開示の精度の変化を通じた間接効果、そして第3にアナリストの期待利得に直接及ぶ直接効果からなる。均衡においては、第2の間接効果がアナリストの期待利得にプラスに働くのに対し、第3の直接効果はマイナスに働く。つまり、公的開示の精度が高まるにつれて私的開示の精度も高まるため、アナリスト予想の正確性は高まるものの、一方で高精度の公的開示によって、アナリスト予想の優位性は低下する。結果として、公的開示の技術的制約がゆるくなると、当初はアナリストの期待利得は増加する。しかし、ある水準を超えてゆるくなると、逆に期待利得は減少に転じるのである。

5 結論

本稿の目的は、企業による情報開示の質的水準とアナリスト予想の提供タイミングがどのように決定されるかを、数理的に明らかにすることであった。本稿では、企業が全ての証券市場参加者に対して公的開示を行った後に、アナリストに対して私的開示を行うデュアル・チャネルのディスクロージャーについて考察した。分析の結果、企業による最適な開示水準とアナリスト予想の最適なタイミングを求めることができた。特に、公的開示と私的開示の精度の間には正の関係があること、また公的開示の精度が高まるほど予想提供タイミングは早くなることが判明した。決算発表直後に観察される現象のメカニズムを理解する上で、本研究で析出した事実は、新たな視点を提供するものと考えられる。

なお、本稿で明らかにすることができていない点として、次のものがある。すなわち、本稿では1人のアナリストが企業をカバーするとい

う設定で分析を行った。ところが、現実には企業は複数のアナリストによってカバーされているのが通常である。複数のアナリストをモデルに組み込んだ場合、アナリスト間で何らかの作用が働くことによって、企業の情報提供行動とアナリストの予想行動は本稿と異なるものになるであろう。このような点の分析は今後の課題である。

参考文献

- [1] Admati, A. and P. Pfleiderer. 1986. A Monopolistic Market for Information. *Journal of Economic Theory* 39(2): 400-438.
- [2] Guttman, I. 2010. The Timing of Analysts' Earnings Forecasts. *The Accounting Review* 85(2): 513-545.
- [3] Kyle, A. 1985. Continuous Auctions and Insider Trading. *Econometrica* 53(6): 1315-1335.
- [4] 小谷学. 2024. 「企業情報の質的水準とアナリスト予想のタイミング—私的開示のケース—」『産業経営研究』43:59-77.

Appendix

補題3の証明

アナリストにとって最適なタイミングを導出するために、(19)式の $Z(t)$ を最大化する t^* を求める。仮定および(4)式のとおり、 $\rho_y(t) = D_0 + (1 - D_0)t$ および $\rho_z(t) = F_0 + \alpha \cdot (1 - D_0)t$ として表されたことから、 $Z(t)$ は以下のように書ける。

$$Z(t) = \frac{1}{\rho_d + D_0 + (1 - D_0)t} - \frac{1}{\rho_d + D_0 + (1 - D_0)t + F_0 + \alpha \cdot (1 - D_0)t} \quad (30)$$

上式を t で偏微分することにより、以下を得る。

$$\begin{aligned} \frac{\partial Z(t)}{\partial t} &= -\frac{(1 - D_0)}{\{\rho_d + D_0 + (1 - D_0)t\}^2} \\ &+ \frac{(1 + \alpha)(1 - D_0)}{\{\rho_d + D_0 + F_0 + (1 + \alpha)(1 - D_0)t\}^2} \\ &= -\left(\frac{\sqrt{1 - D_0}}{\rho_d + D_0 + (1 - D_0)t} + \frac{\sqrt{(1 + \alpha)(1 - D_0)}}{\rho_d + D_0 + F_0 + (1 + \alpha)(1 - D_0)t} \right) \cdot \\ &\quad \left(\frac{\sqrt{1 - D_0}}{\rho_d + D_0 + (1 - D_0)t} - \frac{\sqrt{(1 + \alpha)(1 - D_0)}}{\rho_d + D_0 + F_0 + (1 + \alpha)(1 - D_0)t} \right) \quad (31) \end{aligned}$$

2つの括弧のうち、1つ目のものは明らかに正であるから、1階の条件が成立するためには、

$$\frac{\sqrt{1 - D_0}}{\rho_d + D_0 + (1 - D_0)t} - \frac{\sqrt{(1 + \alpha)(1 - D_0)}}{\rho_d + D_0 + F_0 + (1 + \alpha)(1 - D_0)t} = 0 \quad (32)$$

でなければならない。上式を t について解けば、(20)式を得る。この右辺を t° とおく。すると、 $t < t^\circ$ となる領域では $\partial Z(t)/\partial t > 0$ 、 $t = t^\circ$ のとき0、 $t > t^\circ$ の領域では $\partial Z(t)/\partial t < 0$ となることがわかる。つまり、 $Z(t)$ は、 t° で最大値をとる単峰型の関数である。

いま $0 < t^\circ < 1$ であるとしよう。この場合、明らかに $t^* = t^\circ$ である。それに対し、 $t^\circ \leq 0$ であるとしよう。この場合、开区間 $t \in (0, 1)$ において $Z(t)$ は単調減少であり、時点0に近いほど $Z(t)$ の値は大きくなるものの、最大値は存在しない。他方、 $t^\circ \geq 1$ であるとしよう。この場合、开区間 $t \in (0, 1)$ において $Z(t)$ は単調増加であり、時点1に近いほど $Z(t)$ の値は大きくなるものの、最大値は存在しない。(証明終わり)

命題1の証明

(22)式の $E\psi$ に(20)式の t を代入した値は、 D_0 と F_0 の関数になる。表記の簡単化のため $\sqrt{1 + \alpha} = s$ とすると、この $E\psi$ については、

$$\frac{\partial E\psi}{\partial F_0} = -2 \frac{(s^2 - s^2)D_0^2 - (2s^3 + cs^2 - 2s^2 - c)D_0 + s^3 - c\rho_d s^2 - s^2 + Fcs + c\rho_d + Fc}{(1 - D_0)^2 (s - 1)^2 s^2 (s + 1)} \quad (33)$$

および

$$\frac{\partial^2 E\psi}{\partial F_0^2} = -\frac{2c}{(1 - D_0)^2 (s - 1)^2 s^2} < 0 \quad (34)$$

となる。(34)式が負であることから、1階の条件 $\partial E\psi/\partial F_0 = 0$ となる F_0 を求めると、

$$F_0 = \frac{(1 - s)s^2(1 - D_0)^2 + c(\rho_d + D_0)(s^2 - 1)}{c(1 + s)} \quad (35)$$

となる。これを $E\psi$ に代入して整理すると、

$$E\psi = \frac{s^2 D_0^2 + 2s(cs - s + c)D_0 + 2c\rho_d s(1 + s) + s^2}{c(1 + s)^2} \quad (36)$$

が得られる。このことから、 $E\psi$ は D_0 に関して下に凸な2次関数であることがわかる。 D_0 のとりうる範囲については $0 < D_0 \leq \bar{D}$ であったから、企業はこの範囲内で $E\psi$ を最大化する D_0 を選択するはずである。

ここで、 $E\psi$ を表す(36)式は、 $D_0 = (s - c - cs)/s$ のときに最小値をとるが、以下のようにして $s - c - cs < 0$ であることがわかる。すなわち、後に命題2の証明において $\partial t^*/\partial \bar{D} < 0$ という事実が示される。このことは $\bar{D} \in (0, 1)$ において t^* が単調減少であることを意味している。 \bar{D} が0に近づくほど t^* は大きな値をとるが、 $0 < t^* < 1$ の仮定から \bar{D} の極限0においても $t^* < 1$ でなければならない。これを整理すると、 $s - c - cs < 0$ が得られる。

よって、 $E\psi$ は $(0, \bar{D}]$ において単調増加であり、企業は $D_0 = \bar{D}$ を選択することになる。そのとき F_0 を表す(35)式から命題1の(24)式が得られる。また(20)式に F_0 を表す(24)式を代入して整理すれば、

$$t = \frac{(1 - D_0)s}{c(1 + s)} \quad (37)$$

を得る。(証明終わり)

命題2の証明

$\partial F_0^*/\partial c$, $\partial t^*/\partial c$, $\partial t^*/\partial \alpha$, $\partial F_0^*/\partial \rho_d$, および $\partial t^*/\partial \bar{D}$ については明らかのため、証明を省略する。 $\partial F_0^*/\partial \bar{D}$ については、 $\sqrt{1 + \alpha} = s$ とすると、

$$\frac{\partial F_0^*}{\partial \bar{D}} = \frac{(s - 1)\{2s^2(1 - \bar{D}) + c(s + 1)\}}{c(1 + s)} > 0 \quad (38)$$

となる。また、 $\partial F_0^*/\partial s$ については、

$$\frac{\partial F_0^*}{\partial s} = \frac{c(1 + s)^2(\rho_d + \bar{D}) - 2s(1 - \bar{D})^2(s^2 + s - 1)}{c(1 + s)^2} \quad (39)$$

と整理できる。上式のうち、分母は明らかに正であるため、分子の s の3次関数を $-\zeta(s)$ とにおいて、その形状を調べる。 $\zeta(s)$ を s で微分すると、

$$\frac{d\zeta(s)}{ds} = -2(s + 1)\{(3s - 1)(1 - \bar{D})^2 - c(\rho_d + \bar{D})\} \quad (40)$$

となるので、 $\zeta(s)$ は $s = -1$ のときに極大値 $2(1 - \bar{D})^2$ という正値をとる。また、 $s = 1/3 + (c\rho_d + c\bar{D})/(3(1 - \bar{D})^2)$ のときに極小値をとることがわかる。なお、極小値は煩雑な表現となるため、それ自体からは正負が判然としないが、 $\zeta(0) = -c(\rho_d + \bar{D}) < 0$ かつ極小値を与える s は正であることから、極小値は負となることがわかる。

また、 $\zeta(1) = 2\{(1 - \bar{D})^2 - 2c\bar{D} - 2c\rho_d\}$ となるが、以下のようにして $\zeta(1) < 0$ であることがわかる。すなわち、(38)式のとおり $\partial F_0^*/\partial \bar{D} > 0$ であることから、 $\bar{D} \in (0, 1)$ において F_0^* は単調増加である。 \bar{D} が0に近づくほど F_0^* は小さな値をとるが、 $F_0^* \geq 0$ の仮定から $\lim_{\bar{D} \rightarrow 0} F_0^* \geq 0$ でなければならない。これを整理すると、 $c\rho_d \geq s^2/(s + 1)$ という関係式を得る。ここで、小谷(2024)における命題2の証明と同様にして $c\rho_d > 1/2$ が成り立つため、これを利用すれば $\zeta(1) < 0$ となる。

したがって、ある $\hat{s} > 1$ が存在して、 $1 < s < \hat{s}$ の領域では $\zeta(s) < 0$ つまり $\partial F_0^*/\partial \alpha > 0$ であり、

$s \geq \hat{s}$ の領域では $\zeta(s) \geq 0$ つまり $\partial F_0^*/\partial \alpha \leq 0$ となることがわかる。そして、このような閾値 \hat{s} は 3 次関数

$$2(1-\bar{D})^2 s^3 - \{c(\rho_d + \bar{D}) - 2(1-\bar{D})^2\} s^2 - \{2c(\rho_d + \bar{D}) + 2(1-\bar{D})^2\} s - c(\rho_d + \bar{D}) = 0 \quad (41)$$

の最大解として求めることができる。上式を s ではなく、 α を用いて表したのが、(29)式である。

(証明終わり)

命題 3 の証明

アナリストの期待利得の挙動を調べるため、(19)式で表される $Z(t)$ の挙動を調べる。ここで、均衡における $\rho_y(t)$ は仮定から \bar{D} と t^* の関数として表すことができる。また、均衡における $\rho_z(t)$ は (4) 式より F_0^* 、 α 、 \bar{D} および t^* の関数として書ける。さらに命題 1 より、 $F_0^* = F_0^*(\bar{D}, \alpha, c, \rho_d)$ および $t^* = t^*(\bar{D}, \alpha, c)$ と表すことができる。よって、(19)式の最大値関数を V_Z と置くと、以下のように表記することができる。

$$\begin{aligned} V_Z &= Z(t^*(\bar{D}, \alpha, c), F_0^*(\bar{D}, \alpha, c, \rho_d), \bar{D}, \alpha, \rho_d) \\ &= Z(t^*(\bar{D}, s, c), F_0^*(\bar{D}, s, c, \rho_d), \bar{D}, s, \rho_d) \end{aligned} \quad (42)$$

なお、表記の簡単化のため、 $\sqrt{1+\alpha} = s$ とした。ここで、(42)式を

$$V_Z = V_Z(t^*(s), F_0^*(s), s) \quad (43)$$

とみると、以下が得られる。

$$\frac{\partial V_Z}{\partial s} = \underbrace{\frac{\partial V_Z}{\partial t^*}}_{=0} \cdot \frac{\partial t^*}{\partial s} + \frac{\partial V_Z}{\partial F_0^*} \cdot \frac{\partial F_0^*}{\partial s} + \frac{\partial Z}{\partial s} \quad (44)$$

なお、以下が成り立つ。

$$\frac{\partial V_Z}{\partial F_0^*} = \frac{1}{\{\rho_d + \bar{D} + s^2(1-\bar{D})t^* + F_0^*\}^2} > 0 \quad (45)$$

$$\frac{\partial F_0^*}{\partial s} = \frac{-\zeta(s)}{c(s+1)^2} \quad (46)$$

$$\frac{\partial Z}{\partial s} = \frac{2(1-\bar{D})st^*}{\{\rho_d + \bar{D} + s^2(1-\bar{D})t^* + F_0^*\}^2} > 0 \quad (47)$$

これらのうち、(46)式の $\zeta(s)$ については、 s の増加に従って符号が反転するため、 $\partial F_0^*/\partial s$ の正負は一概に言えない。しかしながら、計算の結果、

$$\frac{\partial V_Z}{\partial s} = \frac{c\{c(s+1)^2(\rho_d + \bar{D}) + 2s(1-\bar{D})^2\}}{s^2\{s(1-\bar{D})^2 + c(1+s)(\rho_d + \bar{D})\}^2} > 0 \quad (48)$$

となることがわかる。

次に、(42)式を

$$V_Z = V_Z(t^*(c), F_0^*(c)) \quad (49)$$

とみると、

$$\frac{\partial V_Z}{\partial c} = \underbrace{\frac{\partial V_Z}{\partial t^*}}_{=0} \cdot \frac{\partial t^*}{\partial c} + \underbrace{\frac{\partial V_Z}{\partial F_0^*}}_{=0} \cdot \frac{\partial F_0^*}{\partial c} \quad (50)$$

となるが、

$$\frac{\partial F_0^*}{\partial c} = \frac{(1-\bar{D})^2(s-1)s^2}{c^2(s+1)} > 0 \quad (51)$$

であることから、結局 $\partial V_Z/\partial c > 0$ である。

また、(42)式を

$$V_Z = V_Z(F_0^*(\rho_d), \rho_d) \quad (52)$$

とみると、

$$\frac{\partial V_Z}{\partial \rho_d} = \underbrace{\frac{\partial V_Z}{\partial F_0^*}}_{>0} \cdot \frac{\partial F_0^*}{\partial \rho_d} + \frac{\partial Z}{\partial \rho_d} \quad (53)$$

とできるが、ここで、

$$\frac{\partial F_0^*}{\partial \rho_d} = s - 1 > 0 \quad (54)$$

および

$$\frac{\partial Z}{\partial \rho_d} = \frac{1}{(\rho_d + s^2 t^* + F_0^*)^2} - \frac{1}{(\rho_d + t^*)^2} < 0 \quad (55)$$

である。これらに基づいて計算すれば、

$$\frac{\partial V_Z}{\partial \rho_d} = -\frac{c^2(s-1)(s+1)^2}{s\{s(1-\bar{D})^2+c(1+s)(\rho_d+\bar{D})\}^2} < 0 \quad (56)$$

となる。また、(42)式を

$$V_Z = V_Z(t^*(\bar{D}), F_0^*(\bar{D}), \bar{D}) \quad (57)$$

とみる。これより、

$$\frac{\partial V_Z}{\partial \bar{D}} = \frac{\partial V_Z}{\partial t^*} \cdot \frac{\partial t^*}{\partial \bar{D}} + \frac{\partial V_Z}{\partial F_0^*} \cdot \frac{\partial F_0^*}{\partial \bar{D}} + \frac{\partial V_Z}{\partial \bar{D}} \quad (58)$$

であるが、

$$\frac{\partial F_0^*}{\partial \bar{D}} = \frac{2(1-\bar{D})(s-1)s^2+c(s^2-1)}{c(1+s)} > 0 \quad (59)$$

および

$$\begin{aligned} \frac{\partial V_Z}{\partial \bar{D}} &= \frac{1-s^2t^*}{\{\rho_d+\bar{D}+s^2(1-\bar{D})t^*+F_0^*\}^2} \\ &\quad - \frac{1-t^*}{\{\rho_d+\bar{D}+(1-\bar{D})t^*\}^2} \\ &= -\frac{c^2(s-1)(s+1)^3}{s^2\{s(1-\bar{D})^2+c(1+s)(\rho_d+\bar{D})\}^2} < 0 \quad (60) \end{aligned}$$

となる。これらに基づいて計算すれば、

$$\frac{\partial V_Z}{\partial \bar{D}} = \frac{c(s-1)(s+1)(2s-cs-c-2\bar{D}s)}{s\{s(1-\bar{D})^2+c(1+s)(\rho_d+\bar{D})\}^2} \quad (61)$$

となり、その符号は分子の $(2s-cs-c-2\bar{D}s)$ に依存していることがわかる。

次に、企業の期待利得の挙動を明らかにするため、(22)式の $E\psi$ の挙動を調べる。ここで、命題1より、 $F_0^* = F_0^*(\bar{D}, \alpha, c, \rho_d)$ および $t^* = t^*(\bar{D}, \alpha, c)$ と表すことができる。よって、 $E\psi$ の最大値関数を V_ψ と置くと、以下のように表記することができる。

$$\begin{aligned} V_\psi &= E\psi(t^*(\bar{D}, \alpha, c), F_0^*(\bar{D}, \alpha, c, \rho_d), \bar{D}, \alpha, \rho_d, c) \\ &= E\psi(t^*(\bar{D}, s, c), F_0^*(\bar{D}, s, c, \rho_d), \bar{D}, s, \rho_d, c) \end{aligned} \quad (62)$$

ここで、(62)式を

$$V_\psi = V_\psi(F_0^*(t^*(s)), s) \quad (63)$$

とみると、以下が得られる。

$$\begin{aligned} \frac{\partial V_\psi}{\partial s} &= \frac{\partial V_\psi}{\partial F_0^*} \cdot \frac{\partial F_0^*}{\partial t^*} \cdot \frac{\partial t^*}{\partial s} + \frac{\partial E\psi}{\partial s} \\ &= \frac{2\{c(s+1)(\rho_d+\bar{D})+s(1-\bar{D})^2\}}{c(s+1)^3} > 0 \end{aligned} \quad (64)$$

次に、(62)式を

$$V_\psi = V_\psi(F_0^*(t^*(c)), c) \quad (65)$$

とみると、

$$\begin{aligned} \frac{\partial V_\psi}{\partial c} &= \frac{\partial V_\psi}{\partial F_0^*} \cdot \frac{\partial F_0^*}{\partial t^*} \cdot \frac{\partial t^*}{\partial c} + \frac{\partial E\psi}{\partial c} \\ &= -\frac{(1-\bar{D})^2s^2}{c^2(s+1)^2} < 0 \end{aligned} \quad (66)$$

となる。また、(62)式を

$$V_\psi = V_\psi(F_0^*(\rho_d), \rho_d) \quad (67)$$

とみると、

$$\begin{aligned} \frac{\partial V_\psi}{\partial \rho_d} &= \frac{\partial V_\psi}{\partial F_0^*} \cdot \frac{\partial F_0^*}{\partial \rho_d} + \frac{\partial E\psi}{\partial \rho_d} \\ &= \frac{2s}{s+1} > 0 \end{aligned} \quad (68)$$

となる。最後に、(62)式を

$$V_\psi = V_\psi(F_0^*(t^*(\bar{D})), \bar{D}) \quad (69)$$

とみると、

$$\begin{aligned} \frac{\partial V_\psi}{\partial \bar{D}} &= \frac{\partial V_\psi}{\partial F_0^*} \cdot \frac{\partial F_0^*}{\partial t^*} \cdot \frac{\partial t^*}{\partial \bar{D}} + \frac{\partial E\psi}{\partial \bar{D}} \\ &= \frac{2s(\bar{D}s+cs-s+c)}{c(s+1)^2} > 0 \end{aligned} \quad (70)$$

を得る。(証明終わり)

交通権・移動権と熊本市公共交通基本条例

—行政責任と交通福祉の実現—

坂 本 正

はじめに

交通権を九州で提起して40年が過ぎた。交通弱者という言葉は定着し「交通権」「移動権」の理念を実現しようという動きは高まってきている。しかし「交通権」「移動権」を交通基本法で定めることはなかったし、そのため「交通権」「移動権」を根拠に訴訟を起こしてもその訴えは門前払いになりかねない。しっかりとした法的根拠が求められる。

交通問題は現代社会で生活に不可欠な生存権であり、生活を享受するための基本的人権の一部と言ってよいが、それを社会的に保障する基盤ははなはだ不十分である。それを社会的に保障するうえで地方自治体は条例を制定することができる。「交通権」「移動権」を自治体レベルで保証することがまずは当面の交通福祉の実現に必要であろう。だが、それとてそれですら十分に普及しているとはいいがたい。その中であって熊本市は政令指定都市になってすぐに「交通権」「移動権」の保障に取り組み、「交通福祉」の実現を目指した。そして、鉄軌道の市電とJRを基幹軸にバス網の再編とその将来的な維持・発展を目標に「熊本市公共交通基本条例」を制定した。この基本条例が事実上日本初といってよい意義を持つのは、そこで〈「移動権」の理念の尊重〉がうたわれ、一定の財源保障がされたからである。とはいえバス網の再編と市電との連携を保障し利用者の利便性を確保するうえでICカードの導入が必要不可欠であった。熊本はバス網再編と市電との連携につ

いては大きな課題を抱えていて、全国的に見てICカード導入は遅れていた。全国初の「移動権」を保障した公共交通基本条例を制定しながらそのギャップをどう埋めるのか。そして議論と実務レベルの協議を重ね全国交通系ICカードを導入し、「交通福祉」の実現を図ったのである。

だが、2024年突然にバス事業者が全国交通系ICカードの利用停止、廃止の決定を発表した。熊本市には公共交通問題を協議する「熊本市公共交通協議会」があるがそこに一度も諮って協議することなく、一方的とも思える全国交通系ICカード廃止決定に対して熊本市は咎めることも疑念を示すこともなく、バス事業者の問題だからと静観し、それどころか市電についてもバス事業者に追従して全国交通系ICカード廃止予定だと発表した。これは二重に驚きで、県もまた事前に相談がなかったとして静観してきた。これは、ICカード導入に向けて取り組んできた行政手続きから見て極めて異常な事態であった。なされるべき議論や市民参加の意向調査もなされなかった、

ICカード導入時の取り組みに費やした時間や労力、度重なる議論や深刻な資金負担の分担問題は、国からの補助を前提にしていたが、補助が得られない場合の資金負担の分担問題も当時の大問題であった。バス事業者、熊本市、熊本県の担当者は相当な苦労を重ね「熊本市公共交通協議会」メンバーだけでなく、新聞・テレビのマスメディアの取材と報道、市民の関心の高さ、は熱気を帯びていて、一定の進展は見せ

ていたもののその導入の進捗状況がまだ不明確ということで熊本青年会議所幸山市長のマニフェスト評価での採点も思いのほか厳しいものであった。限られた厳しい予算の中で市民・県民の「交通福祉と幸福量」をどのように保障するのか、それこそが、「熊本市公共交通基本条例」の具体化であり、将来の公共交通の方向を形づくる基本問題であったのである。

だが今回の事態は当時の導入手続きでの経緯から見てひとりバス事業者の独断的な一方的な廃止宣言という印象で片づけるべき問題ではない。これは明らかに熊本市による「熊本市公共交通基本条例」違反であり、熊本市と熊本県の交通行政の重大な失政である。ＩＣカード導入時の議論や取り組みの経緯を再検討することを通して、今回の行政責任の在り方を考察することにしたい。

I 九州提言の「交通権」「交通福祉」と現代の課題

「交通権」「交通福祉」の公共交通の維持・促進の概念は、40年以上前に九州では国鉄分割・民営化の流れに抗して九州ブロック住民会議の中で提起され、今なお公共交通問題を考えその再構築を試みる際の基本理念である。その理念は熊本では廃止対象路線を第三セクターで存続させる住民運動の中に継承されたが、それは高森線存続と湯前線存続として実現された。これこそが「交通権」「交通福祉」の実践であった。この当時も九州各県で過疎バス対策として「交通権」「交通福祉」の実践が試みられたが、熊本ではバス路線存続運動として「交通権」「交通福祉」を軸にした活動は顕在化しなかった。とはいえ、バス路線存続は地域交通の要で多くの場合県をはじめ地元自治体の補助金でその存続が試みられてきた。この鉄道ローカル線とバス路線の存続をどのように保障するのか、これは現在もなお地域公共交通問題の中心課題で、それを支える理念が「交通権」「交通福祉」の

実践である。本来は国の政策課題として生存権の一部として明確に「交通権」が法的に位置づけられその実践として「交通福祉」の在り方が問われなければならないが、その試みは「交通基本法」では実現しなかった。反対意見は「交通権」を規定しなくても公共交通の整備・充実に努めているヨーロッパの先進事例があり、要はどこまで政策として取り組むかの政府の姿勢次第で、特に明記する必要はない、というものであった。それを支えるもう一つの論拠は裁判所がそれを認める法的な判断を下していないということが大きい。そして最大の理由は「交通権」を保障する財源をどうするかであった。しかし、財源負担が最大のネックであるとすれば、「交通権」保障の行政責任がなければ政府・自治体が公共交通維持・発展にどれほどエネルギーを注ぐか、は疑わしい。「交通権」「交通福祉」概念はその提案当初から財源保障問題を抱えていたが、その課題が今なお最大の懸案課題である。

熊本市の「公共交通基本条例」は、熊本市が政令指定都市になるための交通局の赤字解消と都市圏内のバス事業者の救済をセットに取り組まれた公共交通維持・再編計画を「グランドデザイン」として構想しそれを熊本市が行政責任として保障することを市民に約束した条例であった¹⁾。当然ここにも財源保障問題があったが常に熊本市の財政負担問題としてのみ取り組まれる課題ではなく、ＩＣカード導入のような大きな財源保障問題は当該のバス事業者と国、県、熊本市全体で取り組む形で解決されるべき問題であった。熊本市は「公共交通基本条例」に基づいてその調整のリーダーシップを執るべきであり、県との連携で問題解決の当たることが熊本市の責務であった。ここに「公共交通基本条例」を定めた熊本市の行政責任があったのである。ＩＣカード導入時に熊本市はどのように対応したか、その詳細は後に展開するとして、やや遅ればせながらという感じではあったが、熊本市は公共交通協議会でこの問題を取り上げ、

バス事業者、熊本県とも連携を取りリーダーシップをとることができた。市電の全国交通系ＩＣカード導入とバス事業者の地域限定カード導入が鋭く対立し、当時取材をしていた新聞記者からも到底市電とバスの相互利用は無理だと思われていた段階から公共交通協議会で粘り強く議論を重ね、業者を入れた「ＩＣカード導入連絡会議」で技術面、コスト面での問題を洗い出し、最終的には熊本県に熊本市、熊本県、バス事業者の資金負担割合の調整と地元金融機関、カード会社、国交省との最終折衝を熊本県が行うという絶妙な連携で熊本市は「公共交通基本条例」の下で熊本市民・県民の「交通権」「交通福祉」の保障と実現に努めたのである。問題はその教訓がＩＣカード廃止に際して活かされたのか、どうかである。

注１）坂本 正「市民の交通の権利とステークホルダーの協働—熊本市のバス交通網の再編と公共交通基本条例—」『月刊 自治研 12』2023、vol.65 no.771；坂本 正「交通権と第三セクター—交通権40年の熊本市公共交通基本条例の成果と交通福祉の課題—」『社会福祉研究所所報』第52号、2024年3月；坂本 正「国鉄分割・民営化と交通権—熊本の交通権と交通福祉—」『交通権』第41号、2024.06.30。

II 熊本の公共交通問題への提言と「交通権」「交通福祉」の実現課題

熊本の公共交通問題について、バス網再編の在り方や熊本電鉄のLRTと熊本市電の結節など市民グループからも様々な提案がなされ、それらは一定のインパクトを持ち、その後の公共交通の維持・再編にも影響を与えたといっていよいであろう。そのとき、熊本市、熊本県、バス協会は何を考えたような取り組みをしようとしていたのか。

「国民の足を守る熊本県民会議」・「熊本県地方自治体センター」主催の交通問題シンポジウム「シンポジウムから見えてくる熊本都市圏交

通の展望」が2005年から2007年にかけて3回にわたって開催された。大きくは過疎地域の公共交通をどうするか（2005年、11月11日）、市電と電鉄の結節をどう考えるか（2006年5月20日）、がテーマであったが、〈公共交通の新たな挑戦 Part 3 このままでは、住民の足は守れない…〉（2007年11月19日）では基調講演「これまでの取り組みの経緯と今後の方策とは」討論会「熊本都市圏交通の展望と、バス網再編・拡充に向けて」で本格的に熊本都市圏の公共交通の在り方を取り上げ、熊本市、熊本県、バス協会の担当者と率直な意見交換を行った²⁾。

この段階では熊本市が政令指定都市に向けて市バス廃止とバス網再編までは構想されていないが、その前段の市バスの面的移譲期に行われた討論会であった。だが、そのテーマにあるように、まさに公共交通の維持・拡充に向けたバス網再編・拡充こそが熊本都市圏交通の展望を切り開くものであったのである。

基調講演「これまでの取り組みの経過と今後の方策とは」（国民の足を守る県民会議会長・熊本学園大学学長 坂本 正）では、筆者はLRTの重要性を説くと共に特に公共交通を〈「交通権」として考えよう〉と訴え、「市電、バス、JR、タクシーも含め、〈移動権を確保〉することは高齢社会の基本です。衣食住と足、すなわち移動の権利を『交通権』として考えることが大事になってきています。」

この基調講演を受けて、小林 豊氏（熊本県交通対策総室 総室長）は、県が熊本市と連携していることを強調し、金沢市の試みを評価した上で公共交通優先の交通施策の策定の必要性を説き、その観点で利用者の利便性を高めるためのＩＣカードの導入を挙げた。

続いて森田弘昭・熊本市 副市長は「県と市ではいろんな課題を担いあっておりますが、都市圏交通政策は熊本市が中心になってやらなければ、と思っています。」「公共交通は都市の装置として必要ですから、公共交通機関による〈移動の権利〉を確保します。」と宣言し、公共

交通存続に向けた市役所内での取りくみを紹介した

バス事業者として齋藤雄二郎氏（熊本電気鉄道株取締役・バス協会の運営委員長）は、新会社設立と市への面的な路線移譲の背景を述べ、新会社の下での可能性として相互乗り入れ、共同運行、ＩＣカード化に言及した。

古賀 弘氏（国民の足を守る熊本県民会議事務局局長）は、市バスのメンバーとして実情を詳細に述べ、格差の二極化の下での「交通権」の重要性を強調した。

森田氏と小林氏は互いに交通政策の遂行についてはいわば「一心同体という感じ」で相互の立場を尊重したが、森田氏はそのうえで熊本市が都市圏交通問題のリーダーシップを取るが、県と連携してそれを行う立場を強調した。筆者は、最後に「住民の足の確保、私たちの『交通権』の維持を、基本的な生存権としてもう一度とらえ直していく、市民の声として声を上げていく」ことを改めて閉会の締めとした。

これは、2011年度の新幹線開業と政令指定都市移行を見据え、2005年から2007年にかけて開催された市民目線での「交通権」を軸にした公共交通再生プランを提示したもので、この市民目線からの公共交通政策提案とここでのシンポジウムに示された熊本市、熊本県、バス事業者の取り組みが、その後の「熊本市公共交通基本条例」とＩＣカード導入の序章となるものであった。だが、現在のＩＣカード廃止はその手続きにおいて、熊本市と熊本県の政策連携の断絶を示すものであり、バス事業者の経営判断のみに依存した行政責任を放棄しているように見える。だが、この時、熊本市と熊本県は「交通権」「移動権」を軸にした公共交通優先の街づくりを構想していたのであり、バス事業者もその構想に合わせた形でバス路線共同運行の新会社設立によるバス路線移譲を熊本市に求めたのである。とはいえ、この新会社設立とバス路線移譲には懸念すべき問題があるとして、「国民の足を守る熊本県民会議」「連合熊本」「県交通

運輸産業労働組合協議会」3団体は、2007年12月11日に「利用者本位のバス網再編 県民会議など幸山市長に請願」したのである（『熊本日日新聞』2007年12月11日）。ここで求めたのは「採算面だけでなく利用者本位のバス網整備」であり民間三社への路線移譲によって採算が合わないという理由で切り捨てられることを懸念していること、それよりもバス網再編でバス空白地域をなくすことを要望した。これに対して幸山市長は「バス網再編は利用者のことをしっかり念頭に置いてすすめることが重要」と答え、この〈利用者目線でのバス網再編〉はその後の市の政策指針となるのである。

注2) 国民の足を守る熊本県民会議・熊本県地方自治研究センター『熊本都市圏における新交通体系構想 Part3』2010(平成22)年3月、57-67頁。これに関する報道については、「バス網再編考える熊本市 交通問題シンポで議論」『熊本日日新聞』2007年11月21日。

Ⅲ 熊本市公共交通基本条例制定の背景とその意義

1 〈移動の権利の尊重〉の条例体系

熊本市公共交通基本条例は、2012年第一回公共交通基本条例部会（部長：坂本 正 熊本学園大学 教授）（平成24年6月25日）で協議が開始された。議事は(1)熊本市の社会情勢及び公共交通の現状について (2)(仮称)熊本市公共交通基本条例制定について (3)公共交通空白地域及び不便地域について (4)条例制定までのスケジュールについて、ここで専門部会長が来年の平成25年4月制定を目指している公共交通基本条例の「基本理念、基本施策、公共交通空白地域及び不便地域の定義について議論する」方向を示した。事務局から厳しい公共交通の現状と九州各県との比較の上、条例制定の背景が次のように示された。「本市においては、個人のライフスタイルの多様化及び集客施策の郊外化などにより、公共交通の利用者は年々減少してお

り、その結果、公共交通事業者の経営悪化を招き、公共交通の路線廃止や減便といったサービスの縮小が行われ、さらに公共交通利用者が減少するという悪循環に陥っている。その一方で、少子高齢化の進展や移動手段を持たない高齢者の増加及び環境問題等により公共交通のニーズがたかまっている。このような状況の中、市民・公共交通事業者・行政の役割や責務を明確にし、協働で公共交通の利用促進に取り組むとともに、効率的な公共交通サービスの提供と、利用者ニーズを反映した利便性の高い公共交通サービス両方を確立することが必要である。」そのもとで公共交通事業者、市民が協力して多核連携型の都市構造を目指した公共交通体系の構築を裏づけるのが熊本市による公共交通グランドデザインの具体化による、基幹公共交通強化、バス路線網再編、地域交通確保であった。これらを総合して条例化を行うのであって、それによって「条例化することにより、円滑に移動可能な地域社会の実現を目指す ◎移動権の考え方を踏まえた基本理念等 ◎市、市民、公共交通事業者の役割や責務 ◎基本的な施策 ◎公共交通空白・不便地域の定義」を宣言した。

これを具体化した「条例に盛り込む内容（論点）：円滑に移動可能な地域社会の実現

〈基本理念〉①〈移動する権利の尊重〉②公共交通の積極的利用 ③参画と協働による公共交通の維持・充実 ④環境負荷の少ない社会の実現」を掲げ、「役割・責務」で「市の役割」として、・移動する権利を尊重した施策の実施 ・市民・事業者の意見を反映させた施策の実施」を行うのであり、グランドデザインの実施による基本施策を遂行する。この観点から、事業者の責務、市民の責務を問うのも市がこれらの移動の権利を保障できるように基本的な交通政策を基盤に据えたからである。

この〈移動する権利〉を基本理念とする決意は、この第1回部会での資料に掲げた国や他の都市の条例と比較すればよくわかる。

① 「交通基本法」（案）〈本法案は平成23年3

月8日に国会に提出され、現在、継続審議となっている〉

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者及び国民の責務を明らかにすることにより、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

② 福岡市：公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例

平成22年3月29日 条例第25号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保を図るため、市民、市民団体、市及び公共交通事業者の役割を明らかにし、生活交通の確保に関する施策を定めるとともに、市民、市民団体及び公共交通事業者による主体的な取り組みを促進することにより、すべての市民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障し、もって活力ある地域社会の再生を目指すことを目的とする。

③ 金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例 平成19年3月23日 条例第1号

（基本理念）

第3条 公共交通の利用の促進は、公共交通が市民の日常生活における移動のための手段としてその利便性の向上が図られること及び市民によって積極的に利用されることを基本として行われなければならない。

①②③ともに公共交通の移動の重要性を指摘しているが「移動権」という権利保障の体系で論じてはいない。

熊本市はその「公共交通の移動の重要性の指

「移動権」の壁を破り、「移動権」そのものではないが「移動する権利を尊重」という「移動権」概念の体系化の下で条例を構成したのである。

まだ「交通基本法」が「交通権」「移動権」を盛り込む検討をしているとはいえ、その行方が不明確な中で、熊本市は福岡市、金沢市の先進事例での訪問聴取を進め、「移動権の尊重」を打ち出したのである。

こうして公共交通の条例化に対して後発の熊本市は、〈後発の逆説〉を目指して新たな公共交通の地平を切り開こうとしたのである。

熊本市が示した福岡市と金沢市との比較によれば、

1) 熊本市の目的は、〈・公共交通の維持及び充実に関する基本理念を定める ・市、市民、公共交通事業者の責務を定める ・公共交通の維持及び充実や利用促進に関する基本的な施策を定める ⇒円滑に移動可能な地域社会の実現〉

福岡市の目的は、〈・市民、市民団体、市及び交通事業者の役割の明示 ・市の生活交通の確保に関する施策を定める ・市民、市民団体及び交通事業者による主体的な取り組みの促進 ・最低限度の生活を営むために必要な移動を保障 ⇒生活交通の確保〉

金沢市の目的は、〈・公共交通の利用促進に関する基本理念を定める ・市、市民、事業者の責務を明示 ・公共交通の利用促進のための基本事項を定める ⇒まちづくり推進条例と相まって、良好な都市環境の形成 〉

2) 熊本市の役割・責務は、〈移動する権利を尊重した施策の実施 ・市民の意見を反映させた施策の実施〉

福岡市の役割・責務は、〈・生活交通施策とまちづくりその他の施策との一体的な推進 ・市民等、公共交通事業者への情報提供、かつ、わかりやすい説明〉

金沢市の役割・責務は、〈・市民・事業者の意見を反映させた総合的かつ計画的な施策の策

定・実施・公共交通事業者等と協力し公共交通の利便性向上に努める〉

3) 熊本市の条例制定後の取り組みについては、〈条例制定に合わせて、今後の取り組みについて検討（制度設計）し、具体的な施策展開に繋げる。〉

福岡市の条例制定後の取り組みについては、〈元々、公共交通の空白地域であった地域への取り組みは行っていない状況〉

金沢市の条例制定後の取り組みについては、〈条例制定後の真新しい取り組みはない状況〉とその違いを強調して「公共交通基本条例」制定後の具体的な施策展開のための条例化であることを明確にした。

その結果、(仮称)熊本市公共交通基本条例の構成(案)では、1前文 ①公共交通は、市民の「移動に対する手段」の基盤であり、日常生活において重要な役割 2総則 (3)基本理念 ①市民の日常生活を営む上で最低限度の移動する権利を尊重しておこなわれること (4)責務(役割) ①市・最低限度の「移動する権利を尊重」し、総合的かつ計画的な施策を策定・実施、その際の市民・事業者等の意見の反映、公共交通の維持及び充実への努力をその特質としたのである。

そして公共交通基本条例関係スケジュールを示し、〔議会〕では9月議会：条例の素案説明、12月議会：条例案説明、3月議会：条例上程〔交通政策総室〕の条例骨子作成、制度設計書作成、条例素案作成、条例案作成、オープンハウス実施、パブリックコメント、シンポジウム開催、条例実施伺い・議案提出伺い〔公共交通協議会〕第1回条例専門部会 ・条例骨子案について協議、第2回条例専門部会 ・条例素案について協議 第3回条例専門部会 ・条例案について協議 〔法制室〕条例骨子に関する協議 制度設計書提出 条例の文言修正協議 法制室ヒアリング、条例制定依頼〔広報課〕市政だより、市ホームページでパブリックコメントの準備 パブリックコメント結果 市政だよ

り、市ホームページ掲載依頼〔企画課〕条例協議、政策調整会議、経営戦略会議〔市民協働課〕PI設計書提出、PI協議〔その他〕庁内連絡会議

以上からみても公共交通協議会での公共交通基本条例部会の役割は大きいのである。

2 〈移動の権利の理念の尊重〉の条例体系

公共交通基本条例部会の第3回部会で〈移動の権利の尊重〉に大きな変化が見られた。それは国の動向を踏まえたある種の後退であった。第3回部会は、平成24年（2012年）11月13日に開催された。8月23日開催の第2回部会での条例骨子案についての議論を経て最終の「公共交通基本条例（案）」が提出された。そこでこれまでの検討状況について第1回（H24.6.25）「公共交通基本条例に盛り込む内容についての議論」で、〈「移動する権利」について、「保障」か「尊重」か〉が議論され、事務局整理案件として〈「移動する権利」の取り扱いについての整理〉が重要論点となった。第2回（H24.8.23）「公共交通基本条例骨子についての議論」で〈「市民の日常生活における最低限度の移動する権利」という表現ではなく、憲法25条を引用すべきでは〉が提出された。この間法制室協議が8回実施され第2回部会開催後4回実施された。それを受けて「熊本市公共交通基本条例（案）」（平成24年10月29日法制室協議時点）の前文で「ここに、日常生活及び社会生活を営むために必要な移動を確保されることが市民の権利の一つであるとの理念を尊重し」が提示された。これについては「憲法25条を引用した表現について検討したが、移動する権利が生存権に基づく権利であると、明確に位置づけられない状況であるため、法制担当部署との協議の結果、この表現に修正。」との注釈が付いた。事前説明ではやはり国の姿勢が不明確であるため、市としても生存権の一部と明示できないとの法制室判断に従うということであった。最終盤での後退であったが、法制室が協議を重ねた結果であっ

たので第3回部会でそれが覆る議論はなかった。失意を示す委員はいたが、それは「移動の権利」の用語が残って「その理念の尊重」という今後の「移動の権利」への架橋段階としてのぎりぎりの「移動の権利」体系が残された妥協案であった。そこには「移動権」の明示は財政負担の見通しが不明確になるという財政当局の懸念も見え隠れするが、これについては部会長の個人的判断でこれまでの一般会計から市バス等に一般会計から持ち出しをしていた8,000万円から9,000万円の1億円以内に限定する運用を行うということかどうかという私案を示していたが、交通政策総室も同様に財政負担問題を議論していたと聞いたので、この点も福岡市、金沢市との違いであった。ともあれ、「移動の権利の理念の尊重」という限定ではあれ、「交通権」を重視した日本初の「熊本市公共交通基本条例」が出来上がった。それまでの骨子案、素案、案への段階過程で交通政策総室がどのように取り組んだのかの経緯の詳細は明らかにされていないが、関係者はフランスの事例なども検討し「移動権」の必要性を強く意識し、ぜひとも盛り込みたいという姿勢を最後まで崩さなかったということであった。

公共交通基本条例の策定については市民アンケートでも約95%の必要という支持を得て進められることになったが、注目すべきことはこの条例骨子案での「市の公共交通に関する基本施策についての規定」で「公共交通の走行環境及び利用環境の改善の」中に〈ICカードの導入〉が明確に位置づけられていたことである。公共交通基本条例は制定後の市の基本政策を実施することを大きな課題にしていたが、その中であって〈ICカードの導入は走行環境・利用環境の改善策〉であったのである。

IV 全国交通系ICカード導入の背景と課題

1 2013年青年会議所ローカルマニフェスト 検証会とICカード導入の課題

ICカード導入論議のさなかに2013年11月、青年会議所が幸山政史市長ローカルマニフェストの公開検証会³⁾を行った。その交通体系全般への検証の中でICカード導入も焦点であった。

ICカード導入の実現に向けた1～4年の期限で、「財源：ア．ICカード導入…3億円（国・市・事業者・各1/3）が提示された。〔後で注記7頁〕

その進捗状況で「手段①-2『ICカードの導入について』複数回会議が実施されているが、現在のところ具体的導入時期については未定である。〕〔20頁〕

まだICカード導入についての課題は多い。

〈●「ICカード導入」について

来年3月に市電に導入予定の平成25年9月13日に全国相互利用型ICカード乗車券のシステム運用事業者について「nimoca」を発行する西日本鉄道（福岡市）の100%出資会社「ニモカ」に決定、10月18日に正式契約した。平成25年度分の契約金額は1億3,200万円で名称は「でんでんニモカ」に決定。

平成25年度分の公募型プロポーザル（提案）方式で全国共通で利用できるIC乗車券（10種類）の発行事業者を対象に募集したが、参加表明が「ニモカ」しかなく再公告するも、1社のみであった。何故1社しか候補企業がでてこなかったのか？全国で10社候補会社があったが、実際入札の可能性があったのは、地理的な要因もあり「nimoca」の西日本鉄道と「sugoca」の九州旅客鉄道（福岡市）の2社であると言われていた。九州旅客鉄道に聞き込みをおこなったが、「システム上の違いから入札を見送った」とのコメントであった。

以上のことから費用、設備面で業者に対し、メリットが少なかったのではないかと、もう少し事前に条件を整える必要はなかったのか？

また、一方民間交通の事業者5社バスなどに地域限定型ICカードの導入を決めており、JRを除く県内のIC乗車券は2つのシステムで運営することになる。利用者の利便性確保には、市電とバスで互いの乗車券が使えることが不可欠となるが、両者の技術的協力と費用負担が課題となる。

すでに熊本市と事業者はどちらの乗車券でも互いに乗れるよう、連携を図ることで合意し使える必要があり、バス側に約5億～7億円の費用がかかると言われているが、実際現在のバス事業者の経営状態では費用の捻出は厳しいと思われる。

県も含め、今後片利用導入について支援をどのように行っていくかが課題。

また、一般人のバス、市電利用者にアンケートをとってみると「TO熊カード」でバス、市電〔に〕使えるため、「不便は感じてないのでなぜ多額のお金をかけてまで導入する必要はあるのか?」、「TO熊カードは10%還元がついているのに。特に市電は150円の均一料金であり、わざわざICカードを導入する必要があるのか?」などの意見があった。

一方、「ラッシュ時には現行の「TO熊カード」では時間がかかるので多少便利になるかも」との意見もあったが、通勤、通学者の大半は定期を使用していることから効果のほども限定的と思われる。

ICカード導入の件では現在の「TO熊カード」で十分利便性を感じている市民が多いため、今回の導入により便利になるためにしっかりとシステムづくりをすべき。〕〔23頁〕

以上からの「総評点」の中で、〈手段①-1「公共交通網の再編」について、交通基本条例（仮称）の制定〔の進捗状況〕：23年度、調査検討；24年度、条例制定；25年度、条例施行〉など、他の項目を含めた内容について、「公共交通網に関しては、現在計画を検討▶策定している状況であり、交通網実現に向けた動きは進んでいるが、具体的な実施時期等に関して

は不透明。…30点)〈手段①-2「ICカードの導入」について・ICカード導入の推進:22年度、関係機関との協議;23年度、導入検討;24年度、導入検討;25年度、導入準備、26年度、運用開始。・具体的導入見込み時期については…10点)〔24頁〕

他のバイパス整備、インターチェンジ設置などが目に見える状況で判断できるので80点、70点、65点、70点と安定した評価であるのにも関わらず、突出して低い評価になっている。ここには評価基準が十分に安定せず、特にICカード導入時期の不透明さがネックで評価を低くしているしその利便性についての確たる評価基準が定まっていなかったように思える。筆者はこの評価には賛成できず主催者と率直に意見交換したが、ここで提起された全体的な問題点の指摘と課題は市民的観点から検討すべきものであったことは事実で、その後のICカード運用と維持に向けて取り組むべき課題の提起であった。

注3) 一般社団法人青年会議所 幸山熊本市長ローカルマニフェスト 公開検証会2013 出演者 熊本市長 幸山政史氏 :コメンテーター 坂本正(熊本学園大学教授)、コーディネーター 古橋 徹氏(一般社団法人熊本青年会議所 2009年度理事長)、2013年11月11日(日)、19:00~21:00、熊本森都心プラザ、プラザホール

2 2013年11月の熊本県のICカードへの取り組み報告

ICカードの導入のカギを握るのは熊本県の支援であった。小林 豊氏(熊本県理事 企画振興部交通政策・情報局長)は2013年青年会議所幸山熊本市長ローカルマニフェスト公開検証会(2013年11月11日)直後の2013年(平成25)11月25日、「国民の足を守る熊本県民会議」主催の公共交通シンポジウムでの講演でこの時期ほぼ確定しつつあったICカードについて詳細な情報を提供された⁴⁾。

小林氏は、「熊本県が描く、地域交通政策と

は」で過疎地の交通問題、九州新幹線各駅を起点とする主な2次アクセス、大空港構想としての阿蘇熊本空港の拠点性向上、第3セクターの運行(航)維持、地域交通の維持・改善について、包括的な取り組みを説明された。熊本県は「幸せ実感くまもと4カ年戦略」に基づいて交通政策を展開していて県民幸福量の最大化を目指している。その点で公共交通の整備と利用者の「移動権」の保障は、熊本県政にとっても県民が幸せを実感できる「県民の幸福量の最大化」の重要な構成要件であったというべきであろう。この交通全般の講演の中で注目すべきことは、小林氏が特別に時間を割いてICカード導入の意義についてお話しされたことであった。それは主催者側からの注文ではなく、ご本人も何をしゃべってもいいからといわれたので話ををはじめられたのだが、特に時間を割いて「ICカードの導入について」にも触れられたのである。

〈「次はICカードについてです。これだけを話すと2時間かかります。今まで新聞に掲載されていますので細かくは言いませんが、平成24年に熊本市は全国相互利用カードの先行導入を表明しました。平成25年にバス事業者は地域カードの導入方針を表明しました。相互利用カードとか、地域限定カードとか、動きがありまして市電は全国相互利用カードシステム「ニモカ」に決定、バスは地域カードを作る話になっています。そこで平成25年秋から「熊本ICカード導入連絡会議」で「でんでんニモカ」で調整が図られております。「でんでんニモカ」をバスで使うと橋渡しが必要となります。これができないと相互利用ができません。これを一体化しようと話をしています。関係者間にいろいろありますけど、市民・県民にとって一番効率的で利便性の高い、その中で最低限のコストがかからない方法を協議しています。ご理解をいただけるように協議を進めています。〉(75頁)として、それまでの経緯を示された。

ＩＣカードというものは、違う分野との適合によってイノベーションが起り得る、そういった装置になるということで、これは多分、その公共交通機関を支えるという意味でも非常に大きな、ビジネスとして見た人にとってみても、外から公共交通機関に対してイノベーションを起こせる—そういったすごく大事な要素かなというふうに思っております。ちょっと強調させていただきます。」(116-117頁)つまり、「交通イノベーションとしてのＩＣカードへの期待」である。

吉田氏は国土交通省一期生であると自己紹介したうえで、内部事情として「初めて配属された旧運輸省の部署、そこはバリアフリーとか少子化対策の課でした。実はその課で議論していたのが移動権でした。交通基本法の前提にある移動権、移動というものを権利として法定化すべきではないかという議論がありました。そういうときに政府はものすごくネガティブな反応をしていました。なぜかというとな財負担なんですけど、結局、突き進めているような状況があります。ですので、そういった議論の中で、この10年以上にわたる議論の中で交通基本法という形で「て」きた。…移動権っていう議論は、ちょっと細かくて恐縮なんですけども、あちらの『基本的認識』のところにある「国民等の交通に対する基本的需要の充足」という形で明記されたということは、非常に私は意義があるなというふうに思っています。」(117頁)として、交通政策基本法(平成24年12月4日公布・施行)の概要を説明された。そのうえで、熊本県が目指す地域交通への取り組みの視点として「県民の生活に欠かせない移動手段の確保」「地域公共交通網形成計画策定」を挙げ、公共交通維持・確保のための地方バス等への支援額を明らかにした。

注4) 国民の足を守る熊本県民会議・熊本県地方自治センター『熊本都市圏における新交通体系構想 Part 4: このままでは、地域住民の足は守れな

い・・・公共交通の新たな挑戦』2017年(平成29)8月、50-82頁。

注5) 同上、105-126頁。

V 全国交通系ＩＣカード廃止の手続き上の問題点

1 IＣカード導入の手続きと経緯の特徴

2024年8月21日、「国民の足を守る熊本県民会議」緊急学習会で筆者は「～熊本の交通権と交通福祉の精神から見る現状と課題について～今こそ熊本県、熊本市、バス事業者が共同協議を・・・」のタイトルで熊本県・熊本市・バス事業者の共同協議の必要性を訴えたが、懸案のＩＣカード廃止問題については、『熊本日日新聞』の記者として当時その第一線でＩＣカード導入を取材した田川里美氏(熊本日日新聞社、編集局統合編集本部編集一部長)は、その経験を『熊本日日新聞』の豊富な記事を示しながら「全国交通系ＩＣカードの導入経緯を考える」と題して講演された。

「驚きました！全国交通系ＩＣカードの廃止」が第一声で「全国ＩＣカード決済廃止へ

県内バス・電鉄 機器更新高額で」(『熊本日日新聞』令和6年〔2024年〕5月28日)を示した。その衝撃から熊本におけるＩＣカード導入の経緯を話されたが、熊本はその全国的流れからも九州での動きよりも遅く、(2008年5月 福岡で西鉄がnimoca運用開始、2009年 JR九州のSUGOCA、福岡市交通局のはやかけんが運用開始。2009年7月 熊本のバス事業者と熊本市交通局が導入検討開始。2011年3月 九州新幹線全線開業。2012年 熊本県内のJR駅でSUGOCA運用開始。2013年3月 全国10種の交通系ＩＣカードの相互利用スタート。2014年3月 熊本市電の「でんでんニモカ」運用開始。2015年4月 県内民間バスの「くまモンのＩＣカード」運用開始。2015年8月 くまモンのＩＣカードの市電利用開始。2016年3月 全国交通系ＩＣカードのバス利用開始。2024年5月

県内バス・電鉄が全国交通系ＩＣカード廃止を
発表 熊本市交通局も全国交通系ＩＣカードの
廃止方針表明。)

2008年12月1日の記事では全国交通系ＩＣ
カード導入機運が高まる中、熊本はさらに遅れ
るのではとの懸念を表明している。そんな中、
2009年7月に県内バス・市電が交通系ＩＣカ
ード導入を検討していることが報じられた。「県
バス協会 ＩＣ乗車券 導入検討 民間4社と
熊本市交通局 マネー機能も協議」(同上、
2009年7月14日)でバス協会専務理事が「磁気
式カードの更新では時代に対応できない。利便
性向上にはＩＣカードが不可欠」と話したこと
を掲載した。とはいえ、2010年に入っても交通
系ＩＣカードが九州各県に普及する中でまだ熊
本の見通しは立たなかった。「ＩＣ乗車券 急
速に普及 福岡都市圏から九州各県へ 熊本は
見通し立たず」(同上、2010年5月7日)そこ
でその遅れを挽回するために2010年5月に「バ
ス交通のあり方検討協議会」が交通系ＩＣカ
ード導入を求めたのである。

「熊本市の『バス交通のあり方検討協議会』
(会長・坂本正熊本学園大学学長)は17日、熊
本都市圏のバス事業再編に関する意見書を幸山
政史市長に提出。市とバス事業者が連携を取り
ながら路線を幹線・支線などに分ける新たな路
線網の構築や、ＩＣカード導入などの取り組み
を進め、より良い公共交通網に再編していくよ
う求めた。」ここで示された「バス網に関する
意見書要旨」では「バス利用促進策の推進」と
して「共通乗車券やＩＣカード導入、バス停の
見直し・改善、夜間バスダイヤの充実など25項
目を列挙」が記載された(同上、2010年5月
18日)。

しかし、導入にはまだ時間がかかった。2011
年1月、「熊本県内のバス・電車、交通系ＩＣ
カード導入へ 2012年度発行を目指す」ことにな
った。「バス・電車 交通系ＩＣカード導入
へ 2012年度発行めざす、6事業者 12年度
発行目指す」(同上、2011年1月3日)しかし、

相互利用か地域限定か、をめぐる導入協議は
難航を極めた。「ＩＣカード乗車券 県内導入
めど立たず、利便性、コスト…事業者間の協
議難航(田川里美)」(同上、2012年10月26日)
によれば、5事業者と市交通局のワーキング
チームで会合が重ねられたが結論が出ず、今後
の協議は社長会でなされることになった。そこ
で対立したのは相互利用型、地域限定型、そし
て片利用型であった。「民間事業者は当初、地
域限定型を前提にしていたが、熊本市や県は相
互利用型を支持」「事業費の3分の1の補助が
ある国の補助事業を使ったスキームを使ったス
キームを描く」。だが、民間事業者の動きはニ
モカ使用料負担と利益を福岡に流失させる抵抗
感、利用者減傾向をＩＣカード導入で阻止でき
るかの疑念が強く、「熊本市が目指す14年度の
導入は『ほぼ絶望的』との見方が支配的」であ
った。とはいえＩＣカードの流れは熊本にも押し
寄せてきた。2012年「スゴカ県内本格運用」
が開始されたのである(同上、2012年12月2
日)。そして2012年12月遂に幸山市長が市電へ
のＩＣカード先行導入を表明した。「市電にＩＣ
カード 熊本市が先行導入検討 14年度にも」
(同上、2012年12月7日)「具体的には14年度中
の運用開始に向け、13年度の国の補助事業申請
を目指す。ＩＣカードを市電に導入後、バスに
拡大する際の課題を整理する。」バスとの関係
への展望が描けないままの見切り発車であった。

それに対して全国状況は更に進展を見せた。
全国10種のＩＣ乗車券の相互利用が始まった
のである。「ＩＣ乗車券より便利に」(同上、
2013年3月23日)はその全国状況を伝えた。

このようなＩＣ乗車券の利便性が高まる中、
熊本のＩＣカード導入は2013年に新たな展開
を見せたが、一本化はできなかった。「熊本市
市電全国相互利用型 ＩＣカード 14年度運用
開始へ(田川里美)」(同上、5月31日)・「県内
交通5社 ＩＣカード15年3月導入 TO熊
カード後継 地域限定型で合意(田川里美)」
(同上、2013年5月31日) 熊本市は市電のＩＣ

カード導入を決めたが「市営バスは15年4月までに全路線の民間移譲を終える計画のため、対象にしていない。」「利用するICカードの基幹システムは、JR九州(同市)のSUGOCA(スゴカ)か、西日本鉄道(福岡市)の『nimoca(ニモカ)』を想定。今後、県内のバス事業者らと協議した上で決定する。」同日の紙面に市電の相互利用型とバスの地域限定型が対立した形で掲載された。これまでの度重なる協議にかかわらずICカードの一本化はできなかったのである。この対立は深刻で田川氏は当時とても打開の道があるとは思えなかったと述懐した。

これに対して、熊本市議会、県議会で地域限定型に批判的意見が上がった。「県内バス5社のICカード 地域限定型『再検討を』熊本市議会分科会 利便性で批判相次ぐ」民間5社の「地域限定型」の導入では「全国主要他社のカードでも5社のバス・私鉄に乗車できる『片利用方式』にする計画。」交通政策総室は「さらに、片利用方式について『全国主要他社のカードも使えるようにするには、4億～5億円の費用がかかる。民間5社は、その費用の全額負担を市に求めている』と説明した。」それに対して「『公共交通サービスを担っている自負があるなら、費用の一部は負担すべきだ』との批判が出た」「県は2011年の県議会一般質問で、相互利用型IC乗車券の導入に向け、事業者や熊本市と調整する考えを示していた。」県議会総務常任委員会で無所属改革クラブ大西一史氏は、「『民間5社の決定プロセスは非常に不透明』だと批判した。ただ、この対立は深刻で「一本化にコストの壁(田川里美)」(同上、2013年6月25日)が立ちはだかった。この時点で「交通系ICカードの発行が九州最後発」であったが、「民間5社はJR九州のSUGOCAと連携したシステムの構築を準備 熊本市にもSUGOCAの採用を要望しているが、市や市議会では公募を求める声が支配的だ。」この対立の中、この問題が熊本市公共交通協議会で初めて議論された。

「市民の利便性確保を 熊本市公共交通協議会 ICカードで意見相次ぐ(平井智子)」(同上、2013年6月29日)「熊本市公共交通協議会(会長・坂本正学園大教授)は25日、同市内で会合を開き、市と民間交通事業者5社が、市電やバスに導入を検討しているICカード乗車券について議論した。同協議会でIC乗車券を取り扱うのは初めて」「市、事業者とも方針決定の経緯がわかりにくいという声も上がった。坂本会長は『市民の利便性向上につながるよう、情報を共有し議論を詰めたい』としている。」7月上旬にも再度会議を開催するとしたが、7月23日、難航していた合意が成立した。

「IC乗車券 相互利用へ 市電とバス・電車 熊本市と5社合意(平井智子)」(同上、2013年7月24日)「熊本市と県民交通事業者5社は、市電や民間バス・電車に導入を検討しているICカード乗車券について、それぞれのカードが相互利用できる環境を整えることで合意した。9月に『熊本ICカード導入連絡協議会(仮称)』を設置し、技術的な対応や利便性向上について検討する。」「23日開かれた市公共交通協議会(坂本正会長)で報告した。」「協議会では、民間側も一定の費用を負担することを明らかにし、負担割合については『今後協議する』(市、民間事業者)とした。」「市は今月末までに、全国相互利用型の基幹システムを選ぶため、業者選定の公募を開始し、8月中にも決定。民間側も業者と正式契約した上で、新設連絡協議会で具体的な課題を詰める。連絡協議会には、市公共交通協議会の正副会長も参加。連絡協議会は非公開だが、協議内容は同交通協議会で報告する。」

そして連絡協議会が開催された。「相互利用へ作業部会 来月中にも中間報告 熊本市電とバス異なるIC乗車券(平井智子)」(同上、2013年10月10日)、「熊本市交通局と県内民間交通事業者が、市電とバスなどにそれぞれ別システムのICカード乗車券を導入する問題で、カードの相互利用について実務者らで協議する

『熊本ＩＣカード導入連絡会議』（坂本正議長）のワーキング部会が9日、熊本市役所で始まった。11月中にも連絡会議に中間報告する。」その問題点は、「バス⇒市電：技術的な協議必要、市電⇒バス：負担額や割合 課題（田川里美）」（同上、2013年10月10日）ここでの「第1の検討事項は、民間5社が導入する「地域振興ＩＣカード」を使って、市電の運賃が支払える環境づくり」「第2の検討事項は、ニモカなど全国10種の相互利用型ＩＣ乗車券を使って、バスや電鉄電車の運賃を支払える『片利用』の環境づくりだ」「『片利用』の仕組みは、札幌市交通局や新潟交通などで実績があり、『技術的には可能』（熊本市）。ただ、相互利用型カードを読み取る機能を付加するには5億～7億円かかるとされる。交通事業者の負担額や、行政の支援割合も決まっておらず、片利用実現に向けた最大の障壁となっている。ワーキング部会では、負担割合の協議に必要な見積もりを出す。」

その議論は難航したが、「『片利用』費用7億8,000万円、負担割合決まらず（平井智子）」（同上、2013年11月27日）「『熊本ＩＣカード導入連絡会議』（議長・坂本正熊本学園大学教授）は26日、熊本市電に導入するＩＣカード乗車券をバスや電鉄電車でも使えるようにする『片利用』の導入費用について約7億8,000万円との見積もりを示した。ただ、民間交通事業者と県、市の負担割合はまとまっておらず、交通事業者が2015年4月の導入を目指す地域カードの運用開始が遅れる可能性も出てきた。」

「同日の会議ではバス側のシステム開発を担うNECが、15年4月の運用開始には『12月早々』の発注が必要と説明。しかし、県と市は財政的支援内容の判断について『12月早々は厳しい』とした。」「坂本議長は、今後県を調整役に関係者が協議する場を設けることを提案。『ＩＣ乗車券の利便性については、県民市民の期待を裏切らないことが第一』として、県、市、バス事業者それぞれの努力を促した。」

まさに「関係者の歩み寄り 焦点に（田川里

美）」（同上、2013年11月27日）。ここでの焦点はその負担割合であった。「熊本市は国の補助金活用を念頭に、交通事業者、国、県・熊本市がそれぞれ3分の1を負担する枠組みを提案」民間交通事業者は「われわれ交通事業者が事業主体になり、一定のコスト負担をすることで合意した」だが、「『3分の1の負担は難しい』と理解をもとめた。」これに対して、「支援の是非を含め『検討中』としている県は、『費用負担を協議する前に、コスト削減の努力をすべきだ』（財津和宏・県交通政策審議委員）と主張。」県は開発業者の言い値のままではなく十分な査定が必要と譲らないが、開発業者のNECは発注の早期決定を求め、システム開発のために選択肢として「『片利用を保留し、地域カードを開発』『費用負担の合意ができるまで、開発を凍結』の二つを示した」そのうえで開発の遅れによる新たな費用の発生を説明。「坂本正議長が求めた新たな調整の場について、県は調整役をかってでたものの、『あくまでコスト削減の場』と強調。費用負担の調整役をどこが担うのかは定まっていない。終了後、交通事業者からは、『（導入時期が）1カ月か、2カ月か、遅れるのは間違いない』との声も漏れた。」その後、県の支援決定でＩＣカード導入は実現に向かうことになった。「バスの地域ＩＣカード『片利用』県も支援 負担割合は協議続行（平井智子・田川里美）」（同上、2014年2月28日）この県の支援を、県は2014年2月27日「市役所駐輪場別館で開かれた『熊本ＩＣカード導入連絡会議（議長・坂本正熊本学園大学教授）で報告した。」県はそれまで態度を保留していたが、「県はその後、市、交通事業者、システム業者らのほか、第三者として地場ソフトウェア企業でつくる県情報サービス産業協会を交えてコスト削減の可能性を検討。導入費について『他の事情と比較しても妥当で、新たなコスト削減は見いだせない』と結論付けた。」のである。

田川氏はその後の県を含めた状況を説明した後で、2024年5月27日に発表された全国交通系

ICカードの廃止方針の影響を分析し、「まとめ(所感)」として「・前触れなしの唐突な発表…ICカード導入時と同じ・決定のプロセスに利用者不在の印象・浸透、定着している公共サービスの廃止に行政はどの程度関与したのか・経過措置は検討されているのか →公共交通の利用進促という観点から、今回の進め方は正しかったのか」

同意できるまとめであったが、その後「全国IC停止1か月前倒し 県内バス使用11月15日まで 移行へ“空白期間”も」(『熊本日日新聞』令和6年〔2024年〕9月30日)というこれまた唐突な一方的な通告であった。これらから今回のICカード廃止にICカード導入時の教訓があったのか疑わしい。

その意味でICカード導入時の経緯と問題点は詳細に検討されるべきであろう。今回はその問題点の指摘にとどめるが、当時も確かに正式にこの問題が議題にかけられたのは遅すぎた感があった。平成25年6月28日に第2回熊本市公共交通協議会(会長:坂本正熊本学園大学教授)が開催され、遅ればせながらICカード問題が熊本市公共交通問題協議会にかけられた際、上記の新聞報道にあるように、出席委員一人一人から忌憚のない厳しい意見が提出された。なぜまとまりのないまま議案が提出されたのかとの批判に対して、事務局から本来は中間報告で状況を伝えておくべきであったこと、公共交通基本条例など重要なテーマを優先したことなどへの陳謝がなされたが、この時点では確かに意見を集約できる状況にはなかった。会長も片利用のコスト面を指摘し、今後の議論の整理を促すにとどめたまとめをしている。(議事録、参照。)

平成25年7月23日、第3回熊本市公共交通協議会が開催され、ICカード問題が本格的に議論されたが、冒頭に会長は2点問題点を整理し「第一は、熊本市公共交通基本条例の理念を尊重した形でのICカードの導入であるということ」「前回までの協議の内容は、市民が責務を果たせるような状況ではないという大きな問

題」があったこと。そして「ICカード乗車券の市電とバスの相互利用は不可欠」であることを指摘した。ここで具体的な負担の問題も出てバス事業者から「IC倒産」という発言も出た。とはいえバス事業者から「地域カードによる片利用」という報告があり、負担は今後の協議にゆだねることになった。これらから、これまでの数字の詳細の精査と導入に伴う技術面も含めた議論を進めるということで、ICカード導入連絡会議の設置が決められ会長・副会長の参加も決まったのである。(議事録、参照)

平成25年10月1日、第4回熊本市公共交通協議会が開催され、市電カードシステム導入と導入に向けた今後の取り組みが議論された。冒頭で県が静観という記事をめぐって懸念が表明されたが、県の委員からは静観ではないとの釈明があり、会長からはバスと市電の相互の読み込みの合意の上での片利用のコスト問題の協議の内容への確認とコスト負担について市や県が事業者の自主性にどれだけ支援ができるのか、議会レベルでの検討要請がなされた。議論は白熱したが、その詰めに向けて連絡会議との連携と4月1日から施行されている公共交通基本条例での空白地域への運用状況の報告がなされた。公共交通基本条例の運用とICカード導入は一体となって議論されたのである。

新聞報道は詳細で当時の事情を知るうえで特に有益である。このことから多くのことを学べるが、何より重要なことはおそらく不可能と思っただけで公共交通協議会にかけられたが短期にバスと市電の間で合意が得られたことである。最大の理由は完全にオープンな形で議論され、委員の意見表明も真剣で、しばしば激しく対立し新聞・テレビが当事者に取材を続け、その生々しい状況がテレビにも伝えられ新聞やテレビの囲み報道でバス事業者の置かれている立場や主張の揺れも報道され、市や県の歩み寄りが見られたのである。県も調整を任されてコスト削減の数字を市と連絡を取り合っただけで調整し、県の幹部が手分けをして金融機関、カード会社、国交

省と連絡調整にあたった。市電での公募の際も水面下で経済界との激しい攻防があったが、どれも議論が公開されて進むことで前向きに進行した。バス交通のあり方検討協議会以来、公共交通協議会でも徹底したオープンな議論と情報公開が原則であったが、その成果というべきであろう。

技術面の議論は平成25年10月1日に第1回ICカード連絡会議（議長・坂本正熊本学園大学教授）が開催され、第2回は平成25年11月26日に開催された。そこでは技術面の問題と資金負担の割合が協議された。そこから議論が詰められるのであり、平成26年には9月4日の平成26年度第1回熊本ICカード導入連絡会議に続いて第2回熊本市公共交通協議会が開催され、市電における熊本地域振興ICカード利用環境構築についての詰めを行ったのである。この一例からも議論は多様かつ詳細を極め議会でも真剣に討議された。それが公共交通システムが市民にとっての生活保障の足となり、「交通権」「移動権」を保障する住民参加の手続きであり、その手続きを順次進めるのが行政の責任なのである。

2 ICカード廃止の手続き問題と行政の責任

熊本市の公共交通の在り方をどう考えるか。少子・高齢化時代の住民の足の確保問題として我々も市民サイドから「交通権」「交通福祉」概念に基づく公共交通の保障を利用者目線で提起してきた。熊本も「移動権」の保障を念頭に熊本市が中心になってバス事業者に働きかけてバス網再編を試みてきたが、それは市営バスの廃止を担保に政令指定都市に移行する際に本格化した。そのランドデザインをベースに「移動権の理念を尊重する」ことを柱に「公共交通基本条例」を制定するのである。その「移動の権利」の保障は現実にはJR、市電、バスの乗り換えがスムーズに行われることが必須で、当時普及し始めていた交通系全国共通ICカードでその乗り換えがスムーズにできて初めて

「移動の権利」が生活レベルで実感できるのである。そのため「バス交通の在り方検討協議会」はランドデザインの作成と「公共交通基本条例」の準備に取り組むとともにICカード導入を熊本市長に申し入れたのである。しかし、ICカード導入は簡単ではなく全国初の「片利用」で決着するのに大変な時間と労力を要することになった。

この熊本市の「公共交通基本条例」制定とICカード導入の経緯から明らかのように、「熊本市公共交通基本条例」とICカード導入はいわば「交通権」「移動権」を保障し、「交通福祉」を実現するために必要なテーマでICカード導入時から次の更新費用の問題をどうするかは想定されていた問題でもあった。したがって、通常考えではバス事業者は3年ほど前から更新をどうするかを検討に入っているはずで、更新費用が想定以上に高騰し、予想の積み立て資金では到底対処できないと分かれば、これまでの慣例でいえば当然事務レベルで熊本市当局に相談を持ち掛けたはずである。バス網再編や路線の競合の調整などバス事業者の経営戦略は熊本市のランドデザインをもとに展開されるもので、現実問題としてランドデザイン通りにいかない場合はランドデザインを修正する必要がある、その素案は公共交通協議会で検討されることになる。ただ随時公共交通協議会が開催されるわけではなく、バス事業者が随時対処せざるを得ない問題は熊本市に連絡して対処し事後報告で公共交通協議会に諮るという手続きをとるはずで、バス事業者は常に緊密な連絡を熊本市ととっているはずである。どうしてもやむを得ない問題への対処がやや重大と思える場合には公共交通協議会の会長、副会長レベルにバス事業者と熊本市の担当者が事前の了解を取ることもある。時にはバス事業者と市当局と方針が対立しバス事業者が飲めない案件で会長に調整を依頼することもありうる。つまり、公共交通協議会に挙げる案件ですら頻繁な情報交換がバス事業者と市当局の間で緊密に行われてい

るはずで、それなくしてバス問題を軸にした熊本市の公共交通政策はとりえないのである。

こう考えるとバス事業者がおそらく3年前には内部でICカード更新費用問題を議題にしたはずで、それは導入時の経験からすればそれぐらいの時間がかかるはずでその試算で更新が難しいという数字が出てきた時、今後どうするかが本格的にそれへの対処として論議されたはずである。その時それならICカードは廃止にしたらどうかという意見も出たかもしれない。ICカード導入時にICカード倒産になるという悲鳴が、あるバス会社社長さんから訴えられて議論が混乱したことがあった。経営者はコスト負担回避に必死でバス事業者にとっては国や県、市からの補助金があったとしても経営を圧迫することは必至であったからである。それらを含めて議論は紛糾したかもしれない。とはいえそうした経営危機問題をクリアしてICカードを導入したのであるからバス事業者の経営上の観点だけからICカード廃止を決めることはできない。公共交通協議会でのその当時の議論からことは簡単に済まないことは、当時の公共交通協議会には委員としてすべてのバス会社の社長が参加していたのだから、事情を知る関係者はその時の緊迫した議論の経緯をよく覚えているはずだからである。

当然まずはバス事業者トップ層が市に相談にいくはずで、いくとすれば、市長が対応し市長はおそらくことが事だけに金融機関、カード会社、県からも担当者を招集して秘密協議をしたはずである。そこでどのように問題処理をしようとしたのであろうか。市の政策担当者がバス事業者から事情を聴取しそれをもとにICカード更新の他県での事情などを調査し、市が事務局となって資料を作成したはずである。筆者の経験から言えば熊本市であれ熊本県であれ、周到に資料を準備し、費用面での分担比率も含め詳細な数字をもとに議論されたはずである。それが1年ほどかかったとしても、その頃には熊本市も方針を決め熊本県との協議も進めていた

はずである。それができていないとすれば、熊本市は自からの行政責任を放棄して、バス事業者の経営判断のみに委ねたことになる。そうだとすれば、バス会社の対応への報告を受けてその善後策を詰めるだけの後向きの協議を続けていたことになる。本来なら1年の協議を経て熊本市の素案を「ICカード更新費用の現状と課題」のような形で公共交通協議会での審議にかけ、バス事業者委員からの意見聴取で問題を明らかにして、当然テレビ・新聞にも報道され、市民・県民の知るところとなるはずである。そこで1年ばかり議論して更新1年前に熊本市と県の分担金問題が本格化しているはずである。

ICカード導入時にバス業界が準備できる資金が2億円程度だとすれば今回もその程度だと思われる。市バスの廃止と路線を全面継承しICカードからの情報分析で適正な競合路線の調整を行ってきても、積み立てをどの程度上積みできたか、厳しい状況であることは容易に想像できる。熊本市の行政責任はそれを踏まえて公共交通の維持のために5億円程度の資金を準備できるかどうかで、それと同程度の5億円程度を県に依頼できるかどうかにかかっている。これは大変な作業になるが、バス事業者の経営責任問題でICカード廃止はやむを得ないという方針で一致すれば、その作業をせず済む。もし県が資金負担の必要性を考えていたとしても、熊本県の方から口火を切れる問題ではなく、熊本市が提起しなければ問題は顕在化しない。議会にも公共交通協議会にもかけないで済むと考えたのであろうか。もし1年前にバス事業者の経営問題で更新費用が負担できずICカードが廃止になると決めたのであれば、まさにその時点で公共交通協議会に重大な案件として事後報告をすべきものであった。熊本市と熊本県もそれに同意した旨説明をしなければならぬであろう。だが、なにもなされてこなかった。

バス事業者は本当に市や県に報告もせず廃止を一方的に決めたのか。廃止を決めて通告のよ

うな形で市や県に報告したのか。そのようなことは考えにくい。

熊本市は当然事務局を中心に周到な議論をしたはずだが、それはいまだ伏せられたままである。結果として熊本県も県民への公共交通維持への責任を果たせなかった。熊本市と熊本県はその行政責任を果たせなかった。「熊本市公共交通基本条例」は空洞化された。条例制定にかけた熱意と市長が変わったとしても公共交通の維持・整備を続けていくための条例であるとした市民への約束はどこにいったのか。今回のＩＣカード廃止を黙認したことは熊本市と熊本県の重大な失政であり、熊本市と県はそれについての説明責任がある。

もし、何らかの事情で熊本市と県とバス事業者との間で何にも協議がなされていなかったのであれば、熊本市は今からでも「熊本市公共交通基本条例」に従ってバス事業者と県との合同協議を行い、市民・県民の納得のいく対処策を講ずるべきであろう。

そのうえで今回の全国ＩＣカード廃止の実情をどう見るのか。

「地域に合わせた検討を 識者」はこのように報じた（『毎日新聞』2024年11月13日、〔中村敦茂、田崎春奈〕。「熊本の5社の判断を識者はどう見るのか。名古屋大学大学院の加藤博和教授（公共交通政策）は「ＪＲと乗り継ぐ利用者が少ないなどの理由で、全国ＩＣの利用率が少ない地域では継続するメリットは少ない。苦しい経営状況下の選択としてはベター」と分析。「利用客の多い都市部などは全国的に廃止の動きが進むとはいえないが、地方では廃止が行われる可能性がある」と指摘する。

クレカ決済はインバウンド（訪日客）には使い勝手がいいが、クレカを持たない中高生や高齢者らの利便性低下につながりかねない。ＩＣカードに比べて決済に時間がかかったり、決済方法が増えて利用者が混乱したりする懸念もあり、加藤教授は『限られた運営資金の中での事業者の対応には限度がある。どの選択も一長一

短で、地域に合わせた検討が大事だ』と話す。」

新聞のコメントなので一般論としてはそのようにみられているということで紹介しておく。筆者もバス事業者のＩＣカード廃止発表直後のコメントを求められ、率直に驚いて経営的には深刻なのでそのように決めたのであれば仕方がないが、混乱がないように周知徹底が必要だと感想を述べた後で、公共交通の観点から言えば明らかにバス事業者の政策ミスだ、との見解を述べ、正式コメントとしては政策ミスを取ってほしいと付け加えたが、前者が採用された。記者によれば、どちらも書いたのだが、後者は採用されなかったということであった。その後周りの関係者から先生は好意的でしたね、とからかわれたが、報道機関は慎重であったというべきであろうか。後で別の報道機関にこの件を述べると、あるテレビ局記者は自分ならやはり前者だけ報道したでしょうね、と話した。

だが、熊本在住の高齢者にとっては例えば光の森からＪＲで新水前寺まで行って、そこで市電で市内に入り、バスを利用するという場合、一気に不便になる。こうした不便さをどう評価するかということであろう。

筆者はこのようにコメントした。「同市公共交通協議会の会長を務め、交通問題に詳しい熊本学園大の坂本正名誉教授（金融制度論）は、ＪＲで全国交通系の決済が維持されることに触れ、『県内の公共交通機関の決済方法がバラバラで、利用者が不便になるのは明らか。事業者だけでなく県や市も積極的に関与して公共交通としての在り方を議論すべきだ』と語った。」（『読売新聞』2024年〔令和6年〕11月17日、有馬友則「利用者戸惑いの声も 全国交通系ＩＣ廃止」）

これは熊本市が本来果たすべき行政の責務を放棄したことが問題で、いわば「熊本市公共交通基本条例」に反するもので、今からでも熊本市、熊本県、バス事業者が協議を行い事態の打開を図るべきだという脈絡の中でのコメントである。

熊本市長、熊本県知事のトップ会談で交通渋滞問題が話され、その後も幹部職員を入れて知事、市長のトップ会談が行われたが、報道によればＩＣカード廃止は話題に上がっていない。市長がその話題に触れるのを嫌がったとも伝えられているが、公共交通問題に責任を持つべきトップ同士で市民・県民が直面している深刻なＩＣカード廃止が交通渋滞問題のトップの話題にならなかったこと自体が解せないが、そのことをマスコミはなぜ尋ねなかったのか、不思議に思うことは多い。

この間はっきりしていることは、記者によればバス事業者に取材に行っても経営面の事情でやむを得ないと言われれば、それ以上は取材できないということであった。我々も「国民の足を守る熊本県民会議」でバス事業者に熊本市・熊本県と協議を持つことを申し入れたが、その申し入れは断られた。どうも今更という雰囲気、とにかくもう決まっていることなので、という歯切れの悪い返事で大いに戸惑った。これまでにない経験であった。既に何らかの協議はやはり行われていたのではないかという憶測が浮かび、改めて通常であれば協議はされていたはずという推論を述べたが、筆者が経験してきた熊本市の交通政策部局の情報蓄積と分析力そして議事を進める手続き論でいえば、やはり確認されるべき問題だと考えている。

我々は、バス事業者のＩＣカード廃止問題は公共交通問題だと思っているが、いつの間にか取材する側も一般論のコメントも私企業のバス事業者の経営問題に限定され問題は明らかに矮小化されている。これは熊本の公共交通問題の歴史から見ても明らかに後退した議論である。これは明らかに公共交通問題なので熊本市が十分に対応しないのであればそれをこそ問題にして熊本市にコメントを求め、熊本県にもコメントを求めるべきであろう。

結びに代えて

バスの全国交通系ＩＣカード廃止が実施されて、多くの人は政令指定都市になってなぜこんなに不便になったのかと感じているはずである。ＩＣカード導入以前にはバス・電車で共通して使用できるＴＯ熊カードがあった。ＩＣカード導入にあたって最大の反対論はＴＯ熊カードで不便はなく10%の割引もあってお得感もあるのになぜなのか、というものであった。至極もつともこの反対論を説得的に納得させたわけではなかったろう。ただ将来的にはＩＣカード決済が主流になるのでＩＣカード導入を進めたいと提起したのは都市バス会社設立に踏み切ったバス協会、バス協会は経営難の下であっても新会社設立と利用者の利便性としてのＩＣカード導入をいわばセットで将来像としたのである。

ＴＯ熊カードでは現金を手元に置いておく必要はなかった。だが、今はくまモンカードを持たない人たちは料金表示を見ながら現金を用意しないとイケない。両替をしているとカード決済の人はそのまま決済をしてくださいとせかさね混雑するし気まずい思いもする。料金箱に入れ間違えるとちゃんと入れてくださいと当然注意される。子供や高齢者には苦痛でとても利用促進が奨励される公共交通機関とは言えない。

廃止直後の混乱は想像以上であった。全国交通系ＩＣカードでタッチしようとするすると運転手さんから「全国系は使えません」とアナウンスがあり、新札の千円札で両替しようとする、できないので困っていると「すみません 新札は両替できませんのでどなたか旧札をお持ちではありませんか？」とアナウンスされる。以前高速バスで1万円札が両替できないのでどなたか両替できませんかというアナウンスがされていたが、普通の生活路線でも復活した。500円の新硬貨が両替できずに混乱が続いたが、カード決済が進むキャッシュレス時代に今度は新硬貨や新札の両替がバス車内で出来ない不便が生じている。それでできるだけバスに乗るときは

旧札の千円札を事前に用意して料金が500円を超えると硬貨が使えるという判断をする。面倒だが仕方がない。しかし、旧札の千円がすべて新札の千円に変わったらどうなるのか、要らぬ心配もせねばならない。

そもそも決済の在り方として中高生が所有できず高齢者が利用できにくいクレカ決済を公共交通機関で推奨することがおかしい。交通弱者は信用弱者で、金融アクセスがしにくい状況に置かれることを金融排除と呼ぶが、それに倣えばクレカ決済は交通排除そのもので、そのこと自体が「移動権」の保障に反した政策となっている。〈クレカ決済は移動の権利を阻害する交通政策〉であって、「熊本市公共交通基本条例」の〈「移動の権利の理念の尊重」に逆行する政策〉である。なぜその点の検討がなされないのか。

「交通権」「交通福祉」の概念を生み出した時、それは「交通弱者」の救済という意図を明確にするための生存権の一部として提起されたが、金融の決済システムの発展が「交通権」「移動権」を阻害する障がいシステムとして登場し、その利便性のゆえに正当化されるのは決して許されるべきことではない。「交通弱者」はバス事業者の経営問題という民間ベースの私企業の問題として従来のICカードでのアクセスから排除され、クレカ決済という決済システムから排除されるという形で二重に排除されている。この二重の排除からの救済が行政の責務であり、熊本市と県の責務である。

さらに「交通弱者」は公共交通利用において量的に弱者ではなく、量的には多数者である。つまりマーケティング的に最もサービスすべき対象である。「交通弱者」を排除して公共交通システムは成立しがたい。「交通弱者」の利用ニーズを尊重すべきなのである。

「交通弱者」救済の在り方を再構築するためにも熊本市はバス事業者、県との協議を開催し、「熊本市公共交通基本条例」の適正な運営の在り方を提示し実践すべきである。

付記

関連して、坂本 正「熊本市公共交通基本条例と交通福祉」『社会福祉研究所報』（熊本学園大学）第35号、2025年3月、参照。

本稿作成にあたっては、古賀 弘、神田公司、田川里美、平井智子、の各氏に資料提供を含め有益なアドバイスをいただいた。記して謝意を表したい。またヒアリングに応じて有益な示唆をいただいた多くの関係各位にも謝意を表したい。

研究所活動 [2024(令和6)年4月～2025(令和7)年3月]

6月29日～2025(令和7)年3月7日

熊本県からの委託事業として熊本イノベーションスクール次代舎を開催

会場：熊本学園大学（第1回・第2回・第3回・第10回・第11回・第13回・
第14回は、びふれすイノベーションスタジオ）

※第6回（9月27日）・第9回（10月18日）はオンデマンド配信

講座内容

- 第1回 キックオフセッション（6月29日・30日）
テーマ：「自分を知り、自社を捉えなおす」
講師：田村 大 氏・早嶋 聡史 氏・高橋 直喜 氏
- 第2回（7月5日）
テーマ：「戦略基礎」
講師：高橋 直喜 氏（ミーティングプラスコンサルティング合同会社 代表社員／株式会社ビズ・ナビ&カンパニーシニア
コンサルタント）
- 第3回（7月23日）
テーマ：「戦略応用：イノベーション原論」
講師：三品 和広 氏（神戸大学大学院経営学研究科教授）
- 第4回（8月8日・22日）
テーマ：「組織マネジメント基礎・応用」
講師：新改 敬英 氏（熊本学園大学大学院会計専門職研究科准教授）
- 第5回（9月18日）
テーマ：「サプライチェーンマネジメント基礎」
講師：伊津野 範博 氏（熊本学園大学商学部教授）
- 第6回（9月27日）
テーマ：「財務会計・ファイナンス基礎」
講師：吉川 晃史 氏（関西学院大学商学部教授）
- 第7回（10月2日）
テーマ：「サプライチェーンマネジメント応用」
講師：伊津野 範博 氏（熊本学園大学商学部教授）
- 第8回（10月11日）
テーマ：「財務会計・ファイナンス応用」
講師：吉川 晃史 氏（関西学院大学商学部教授）
- 第9回（10月18日・28日）
テーマ：「管理会計基礎・応用」
講師：飛田 努 氏（福岡大学商学部准教授）

- 第10回 (11月8日)
 テーマ：「マーケティング基礎」
 講 師：早嶋 聡史 氏 (株式会社ビズ・ナビ&カンパニー代表取締役社長)
- 第11回 中間報告会 (11月23日)
- 第12回 (12月7日・8日)
 テーマ：「事業創造ワークショップ・演習」
 講 師：山口 高弘 氏 (GOB Incubation Partners 株式会社 代表取締役)
- 第13回 (12月20日・21日)
 テーマ：「DX (デジタル変革)・演習」
 講 師：栄藤 稔 氏 (大阪大学先導的学際研究機構教授／順天堂大学医学
 研究科客員教授／株式会社未来社会デザイン技術顧問)
- 第14回 (1月17日)
 テーマ：「実践マーケティング」
 講 師：早嶋 聡史 氏 (株式会社ビズ・ナビ&カンパニー代表取締役社長)
- 第15回 最終報告会 (2月22日)
- 第16回 (3月7日)
 テーマ：「ファミリービジネス演習 (世代間ギャップを超えた次世代の事業
 創造)」
 講 師：馬場 研二 氏 (サイバー大学 IT 総合学部教授)

7月17日 2024年度第1回研究会 (熊本学園大学経済学会との共催)

会 場：熊本学園大学 14号館1階 1411教室

テーマ：地域産業連関分析とその応用：産業連関分析による政策シミュレーションと人吉球磨地域の産業創

講 師：嶋田 英岳 氏 (公益財団法人地方経済総合研究所主任研究員)

11月2日 韓国・全南大学校、産業経営研究所、海外事情研究所による国際学術交流会を開催

会 場：韓国全南大学校 ※報告者3、報告者7はZoomでの参加

メインテーマ：The Sustainable Management in the digital age of Great Transformation

報告者1：徳永 彩子 氏 (熊本学園大学商学部教授)

Quantum Leap Experience of Female Manager

報告者2：田上 智宜 氏 (熊本学園大学外国語学部准教授)

High skilled immigrants from Taiwan and multicultural challenges in Kumamoto

報告者3：デイビッド・オストマン 氏 (熊本学園大学外国語学部准教授)^{*}

The Database of Japanese Immigrant Narratives

- 報告者 4 : Jongdae Kim 氏 (全南大学校)
The Effect of a Fashion Retail Platform's PB Launch on Store Brand Performance: A Case Study of Musinsa
- 報告者 5 : Jinwook Oh 氏 (全南大学校)
Blessing but a curse: Impact of increasing market demand on employee stress and turnover intention
- 報告者 6 : Chi-Ok Oh 氏 (全南大学校)
Sustainable Resource Management: A Case Study of a Regional Development Project
- 報告者 7 : Jihyon Park 氏 (全南大学校)*
Strategies for Survival: South Korean Multiplexes in the Digital Age

12月4日 2024年度第2回研究会

- 会 場 : 熊本学園大学 12号館3階 1233教室
テーマ : 「熊本の力」で世界に挑む
講 師 : 古荘 貴敏 氏 (株式会社古荘本店 代表取締役社長)

2025 (令和7) 年1月11日

労働判例研究会 include 九州2024 (協賛 : 2024年度第3回研究会)

- 会 場 : 熊本学園大学 本館4階 第1会議室
テーマ : 名古屋自動車学校事件最高裁判決の影響
—最1小判令和5年7月20日労判1292号5頁—
※判例のケースワークになるため講師なし

3月31日 所報『産業経営研究』第44号発行

- 研究叢書 第62号『会計基礎概念の研究』発行
調査研究報告第108号『産業遺産の宝庫「来民文庫」の調査研究』発行

最近5年間の調査・研究業績

<調査研究報告（旧：産経研資料）>

号数	テ ー マ	執 筆 者	発行年月
102	熊本県における一人当たり県民所得低迷の要因分析およびその克服	細 江 守 紀 金 栄 緑 岡 村 薫 平 松 燈 宇野木 広 樹	2014(H26). 3
103	熊本近代と富重利平のまなざし	磯 田 桂 史 工 藤 栄一郎 幸 田 亮 一 西 嶋 公 一 富士川 一 裕	2016(H28). 3
104	「熊本県中小企業家同友会 熊本地震復興実態調査」結果報告	吉 川 晃 史 堀 越 昌 和	2019(H31). 2
105	アントレプレナーシップ・ケース・レポート	松 尾 健 治	2022(R 4). 3
106	企業のCSRと社会的企業・社会的資本の理論的研究	出 家 健 治	2023(R 5). 3
107	中解像度地球観測衛星データLandsat8 OLIから算出したNDVI差分解析による2016年熊本地震における阿蘇立野および烏帽子岳西麓とその周辺地域の斜面崩壊箇所抽出と検証	新 村 太 郎	2023(R 5). 3

<研究叢書>

号数	テ ー マ	執 筆 者	発行年月
57	戦後税制改革とシャウプ勧告—シャウプ税制施行70周年を顧みて—	山 下 壽 文	2020(R 2). 3
58	法人税における収益認識の研究	岩 武 一 郎	2021(R 3). 3
59	地域流通とマーケティング	吉 川 勝 広	2022(R 4). 3
60	商業論の基礎理論 —売買の集中の原理—	出 家 健 治	2023(R 5). 3
61	税務会計論の基本問題	末 永 英 男	2024(R 6). 3

<所報「産業経営研究」>

号数	テ ー マ	執 筆 者	発行年月
39	• わが国の消費生活協同組合の会計規定 —「一般に公正妥当と認められる会計慣行」をめぐって—	山 下 壽 文	2020(R 2).3
	• 高齢者雇用政策が高齢者の就労行動に与えた影響 —シルバー人材センターの利用実態から—	岡 村 薫	
	• 中小企業経営者教育による管理会計実践の促進 —熊本同友会の経営指針を創る会の事例—	木 村 眞 実 吉 川 晃 史	
	• 中小企業における経営理念の定着とボトムアップ型経営の実現	吉 川 晃 史	
	• 研究所近況	産業経営研究所	
40	• ディスクロージャーはインサイダーの利益を減少させるか？	小 谷 学	2021(R 3).3
	• 知識文化コンテンツ産業の構造と生態系に関する考察	朴 哲 洙	
	• 文化経済政策と社会的金融に関する考察 —知識コンテンツ・commons・フレームワーク—	朴 哲 洙	
	• 熊本地震後のBCP 策定動向とその課題克服にむけて —LCP/BCP/CCP 構想—	吉 川 晃 史 渡 邊 敬 二	
	(研究ノート) • 昭和恐慌期における電気供給事業経営のパフォーマンス比較 —関西の電鉄と小売電力企業をめぐって—	嶋 理 人	
• 研究所近況	産業経営研究所		
41	• 熊本の幸福量最大化への挑戦 —日本の自治体による幸福度政策と熊本のAKH—	坂 本 正	2022(R 4).3
	• 調達先の廃業に伴う代替先探索行動の態様 —ものづくりに負の影響は及ぶか？—	足 立 裕 介	
	• 監査役等の会計専門性と監査人選任議案に対する議決権行使の関係	山 本 健 人	
	• ドイツにおける第二次産業革命と「経営科学」 —G・シュレジンガー再考—	幸 田 亮 一	
	• 研究所近況	産業経営研究所	

号数	テ ー マ	執 筆 者	発行年月
42	<ul style="list-style-type: none"> 東芝半導体事業の売却過程の記録 SDGsへの取り組みが企業経営に与える影響 熊本におけるセメント産業の技術史的研究 —九州帝国大学応用化学科実習報告書から見るセメント産業の地域性— ワイマール期ドイツにおける労働者ツーリズム Analysts Reports, Stock Prices, and Reputation Concern フレームワークとしてのマネジメント・コントロール研究概観 —公式・会計的コントロールから非公式・非会計的コントロールへの拡張を中心に— 映画『007は二度死ぬ』のロケ地における持続可能な地域づくり —鹿児島県南さつま市秋目を例に— <p>(研究ノート)</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本の幸福量の指標化とAKH —AKH報告と韓国の幸福度問題— 研究所近況 	喬 晋 建 小 葉 武 史 市 原 猛 志 幸 田 亮 一 小 谷 学 新 改 敬 英 山 口 泰 史 松 山 薫 坂 本 正 産業経営研究所	2023(R 5). 3
43	<ul style="list-style-type: none"> The Scotch Whisky 産業における国際的寡占体制の形成 ～第2次世界大戦から2000年まで～ 日本酒市場と蔵元のマーケティング 『ディーツ労働者旅行ハイキング案内』（1932年）の意義 企業情報の質的水準とアナリスト予想のタイミング —私的開示のケース— 研究所近況 	中 野 元 吉 川 勝 広 幸 田 亮 一 小 谷 学 産業経営研究所	2024(R 6). 3

※所報の論文などについては、当研究所のサイト <https://gkbn.kumagaku.ac.jp/research/eb/> で公開します。

産業経営研究所研究員名簿 (五十音順)

2024(令和6)年6月19日現在 50名

*は常任委員

所 長	伊津野 範 博 (交通論・物流論)	研究員	堤 豊 (情報処理論)
研究員	足立 裕 介 (中小企業論)	〃	土井 文 博 (社会学)
〃	飯高 敏 和 (公開情報システム論)	〃	得重 仁 (情報通信工学)
〃	池上 恭 子 (経営財務論)	〃	* 徳永 彩 子 (秘書学・人の資源管理)
〃	市原 猛 志 (産業技術史・観光学)	〃	中地 重 晴 (環境マネジメント論)
〃	井上 弘 樹 (商法 会社法)	〃	長友 敬 一 (倫理学概論)
〃	今村 寛 治 (労務管理論)	〃	浪本 浩 志 (国際経済法)
〃	大塚 成 男 (財務会計論)	〃	成宮 哲 也 (所得税法)
〃	大山 佳 三 (公共経済論)	〃	朴 哲 洙 (マクロ経済論)
〃	岡村 薫 (経済政策)	〃	波積 真理 (市場調査論)
〃	小川 弘 和 (日本史)	〃	花田 昌 宣 (社会政策)
〃	加藤 康 彦 (知的システム工学)	〃	林 幸 一 (税法)
〃	金 栄 緑 (国際貿易論)	〃	林 裕 (保険論)
〃	喬 晋 建 (経営管理論)	〃	春田 吉備彦 (労働法・社会保障法)
〃	幸田 亮 一 (経営史)	〃	藤本 延 啓 (環境社会学)
〃	小谷 学 (財務会計論)	〃	カーク・マスデン (日米比較文化論)
〃	小葉 武 史 (マクロ経済政策)	〃	水野 真 実 (管理会計)
〃	* 坂上 紳 (環境経済学)	〃	宮崎 裕 士 (租税法・税務会計)
〃	坂上 智 哉 (マクロ経済学)	〃	安倉 良 二 (経済地理学)
〃	佐藤 信 彦 (会計学)	〃	山田 美 幸 (図書館概論)
〃	嶋 理 人 (近代日本史・社会経済史)	〃	* 山本 健 人 (財務会計)
〃	新改 敬 英 (管理会計論・マネジメントコントロール)	〃	吉川 勝 広 (流通システム論)
〃	新村 太 郎 (情報ネットワーク論)	〃	吉崎 雅 浩 (組織行動論)
〃	高倉 統 一 (社会福祉法制)	〃	米岡 ジュリ (英語学)
〃	高林 秀 明 (地域福祉論)	〃	* 米田 耕 士 (応用ミクロ経済学・労働経済学)

執筆者紹介

浪本浩志 熊本学園大学准教授
安倉良二 熊本学園大学准教授
幸田亮一 熊本学園大学教授
小谷学 熊本学園大学教授
坂本正 熊本学園大学名誉教授

2025（令和7）年3月31日発行

産業経営研究 第44号

編集代表者 伊津野 範 博

発行 熊本学園大学附属産業経営研究所
〒862-8680 熊本市中央区大江2丁目5番1号
電話 (096) 364-5161(代)
<https://gkbn.kumagaku.ac.jp/research/eb/>

印刷所 ホープ印刷株式会社
〒861-8007 熊本市北区龍田弓削1丁目4-12
電話 (096) 338-0500

STUDIES OF ECONOMICS AND BUSINESS
(SANGYO KEIEI KENKYU)

No. 44

March, 2025

CONTENTS

Refereed papers

- The EU Foreign Subsidies Regulation and the European Commission's Initial
Implementation Hiroshi Namimoto 1

Non-refereed papers

- Locational Reorganization of Large-Scale Retail Stores and Revitalization
of Central Commercial Area in Kumamoto City Ryoji Yasukura 15

- The 'Strength through Joy' tourism in the Third Reich
..... Ryoichi Koda 35

- Corporate Disclosure Quality and Timing of Analysts' Forecasts
-- The Case of Public/Private Disclosure -- Manabu Kotani 49

Notes

- A Right to transportation • Right of movement and Public transportation basic
regulation in Kumamoto
-- An Administrative Responsibility and Realization of Transport Welfare --
..... Tadashi Sakamoto 63

- Institute Activities 83

Published by
THE INSTITUTE OF ECONOMICS AND BUSINESS
KUMAMOTO GAKUEN UNIVERSITY
KUMAMOTO, JAPAN